去斯地乎。舊不顧躬。衆卒牽曳。師確乎不動。見死如見生。然一奴忿激誤折一臂。由是師生涯右手不仁也。高祖免而遷于佐州。師者與日心及檀越四人降宿屋光則之手。禁錮塞窄。（是當今現在前人呼爲現瑞窟）高祖與書曰。日蓮明日發于佐州。今霄寒。逼塞中如何。子也法華經一部色心二法受持之他之讀誦也。口讀而心不讀。心讀而身不讀。嗟乎三業相應之讀誦也。可貴可貴。天諸童子以爲給使刀杖不加毒不能害。豈有他乎。豈有他乎。出塞而來。可見可見。師讀之不勝悲涙。念茲在茲。終告吏曰。吾欲訊師父之謫居。往復之間。衆夫有意。誠詞義嘆諒足動人。吏以告廳。天道有知。官不沮之。高祖謫居四年。師之觀者八回。相佐秦齊千有餘里。幽囚困厄之間。脚踏蜀道。負米懷橘。審問維務。見人沽袖矣。十一年甲戌。（紀元一九三四年。）師三十歳。二月官始赦師。（或曰十年癸酉後五月二十八日得赦。暫記備考。今謂朗拳常隨給仕之節操既得レ赦後無レ不レ侍二佐渡之理一況在二高祖謫居窮困之中一哉甲戌已後不レ侍二身延一以レ身受レ比企之嘯且高祖隱坐故也）十四日出牒赦高祖。則授牒於師。師喜而不寢。襟之而往。帶月戴星。陟嶮涉水。三月八日著于州。夜已人定時也。山聳路細。前後漠漠不知所之。孤影憔悴。力疲脚重。傍有小石。倚石枕肱。又立而往。欲往不能。試呼數聲。餘韻嫋嫋不絶如縷。其地相距三里。聲徹謫居。高祖聞之潸然曰。是日朗聲也。朗之孝我堪撼心腑。何爲來也。今日吾見白頭烏。下之吉也。異哉。傍日興御。持炬出迎。高祖亦出。闇不見人。日興試呼。聲聲相和。遂至石上。三里聲徹奇哉。既而見師。高祖親勞。師拜詭問訊燠寒。事畢虔出赦牒。高祖見之喜色。携手而歸。其地迄今呼爲赦免石。今尚存矣。三月十三日師侍于高祖發佐州宿越之府有河石蠡。高祖一石一字書陀羅尼品。師及日興拾小石子。于洗于拭。維石維咒。其地逐年殷富。國人呼爲陀羅尼街。又有化一翁。忽然出迎。切請枉屋。翁取師之負包而往。傍入一寺。高祖及師求翁而不見。翁問之寺主。主亦不識。求包無包。人皆異之。寺眞言宗也。崇毘沙門天王。古像靈威。高祖延主見之。儼乃翁也。肩上有包。脚附濕土。寺主大駭。高祖圖曼荼羅謝之。師亦圖而記之。既而著於鎌倉矣。大學三郎捨其第地。鉅構長興山妙本寺。高祖開堂祝釐。丕啓鴻運。退藏于身延山矣。高祖令師主于長興山。師進山祝釐。寶幢追日而盛。巨材珍貨不求自聚矣。秋九月師詣歸。其地迄今呼爲赦免石。今尚存矣。三月十三日師侍于高祖發佐州宿越之府有河石蠡。高祖一石一字書陀羅尼品。師及日興拾小石子。于洗于拭。維石維咒。其地逐年殷富。國人呼爲陀羅尼街。又有化一翁。忽然出迎。切請枉屋。翁取師之負包而往。傍入一寺。高祖及師求翁而不見。翁問之寺主。主亦不識。求包無包。人皆異之。寺眞言宗也。崇毘沙門天王。古像靈威。高祖延主見之。儼乃翁也。肩上有包。脚附濕土。寺主大駭。高祖圖曼荼羅謝之。師亦圖而記之。既而著於鎌倉矣。大學三郎捨其第地。鉅構長興山妙本寺。高祖開堂祝釐。丕啓鴻運。退藏于身延山矣。高祖令師主于長興山。師進山祝釐。寶幢追日而盛。巨材珍貨不求自聚矣。秋九月師詣謝宗仲。而有所思不欲離濱。囑于法弟大進阿闍梨。居之。大進卓錫扁呼大成辯院。也建治元年乙亥（紀元一九三五年。）之春二月。携平氏忠晴男萬壽麻呂詣于身延二年丙子之春又携萬壽麻呂之弟龜王麻呂省身延山焉。大進阿闍梨遷居不幾病而逝矣。大成辯院無主荒涼。高祖聞之謂宗仲捨宅供吾。又構院待辯闍梨。護法至切。吾既命于日朗守本門寺。辯闍梨雖別有所思而不可忽之。似狎非禮。便作書賜之。其書曰。簡於大國阿闍梨右衞門大夫足下。大進去而既有日。有院無主者何耶。如今辯也乏人與。將大國之緩與。足恠者也。不識者必言之。辯闍梨與大國有隙與。何盍不置之主乎。節逼寒天。有丙丁子之過。亦不可計。朗也如何。不悉。師讀之速議。昭尊告宗仲一而置之主。今之南之房其舊迹也。總之下州有太田氏乘明。曾谷氏教信。秋元氏某。文武兼備。一時名士。見師如見高祖。審問懇至也。三年丁丑（紀元一九三七年。）曾谷氏教信剃度呼日禮上人。悛造鼻和地藏堂爲開權道場請師爲開山祖。師差法子日傳告曰。山僧叨承師命。併管長興長榮二大

刹左之右之。法務幹事無一日閑。雖檀信是重而無由移徙。弊徒日傳代吾差之宜。夫有恕於是禮上推師爲開山祖。日傳爲第二代問寺號。師以告高祖。高祖賜本土寺之隣。爲六門第二雄刹也。弘安五年壬午（一二八二紀元九〇四二年。）十月十三日。高祖長榮山唱般涅槃。前十日親召師曰。我死在近。憶昔者虛空會上忝承別命。幸而不羞佛敕。能事是畢矣。長興山者。文應庚申（一二六〇紀元九二〇年。）之春。大學竭誠構築待吾。最初轉法輪之山也。長榮山者。文永甲戌（一二七四紀元九三四年。）之冬。宗仲捨宅供之。今爲入涅槃之地也。如手如翼。末法萬年地湧千界之道場也。併而附子。宜夫勉諸。伊東感應佛一軀。池上開堂安國論一卷。伊佐兩嶋赦牒。永以爲兩山之鎭。乃躬書讓牒賜之。其牒曰。讓與南無妙法蓮華經末法相應一閻浮提第一立像佛一體。立正安國論御免狀右爲妙法流布一切利益於法華經中一切功德者所與大國阿闍梨也。至于盡未來際爲佛法捨於身命二心可弘通妙法二者也。夫迹本雖廣不出妙法五字。普迹今本也。廣略要之中取要中要可令弘通一閻浮提雖撰肝心要豈捨廣略哉。迹門實相說是久成本也。壽量遠本依迹顯也。今此迹本二門共皆迹佛說也。迹無本者不得顯本。本無迹者依何垂迹。本迹雖殊不思議一也。是此經一部正意也。亦是如來弟一實語也。釋尊一代之深理。亦日蓮一期之功德。無所殘悉所付囑日朗也。壽量品云。我本立誓願。乃至皆令入佛道。每自作是念。乃至速成就佛身。師泣而受之。（是一科古來有行學記傳燈書等而異說。今暫因二說。）高祖寂然滅度矣。師與昭兄修沒後事。披娑羅林。前者昭兄。後者師。荷棺荼毘。興向等諸師一受指撝。能本宗仲等俗子偏委身心。耶分舍利。支徹身延。修喪停住。四衆圍繞。供養戀慕。有憶俱尸那城靈鷲山之古風。六祖各造子院。師修正法院而居。喪終衆咸還歸。師亦遲遲而去。粥飯始得其味。安隨身佛於長興山。朝膳暮燭。一如高祖在世無殊。主于兩山二十有餘年。說法利生。讀誦唱題。一日無虛。衆子戮力。三門寶塔佛殿祖堂方丈庫厨僧房子院諸位得處。百擧盡美。比企雲興。池上山榮。皷鳴鐘吼。磬響饒答。兩序穆穆。多士濟濟。寶幢高保。萬年之嘉運。金杖宏起。億載之妄機。矣。正應四年辛卯（一二九一紀元一年。）九月圖大曼荼羅授法子日輪。主于兩山。輪謹而聞命。而獻壽於師。敢不倚獅子牀。是以師亦不得遠去。同止前後三十有七年。文保二年戊午（一三一八紀元九七八年。）師年七十四。締第於池上南窪而休矣。（尊者松今倘存焉。）元應二年庚申（一三二〇紀元一九八〇年。）七十八歲。偶感微恙。遺命曰。松葉谷者我祝髮之地。得道之場。因緣至深。其地雖廢而其恩難忘。死者必松葉谷火之窒之。衆泣不能言。正月二十一日南窪現大滅度。諸子荷棺遵顧命。茶毘松葉谷。塔于猿畠山塚上。松翠榮。人呼爲墮涙松也。（元應二年七十八歲ナレバ寬元元年生ナリ。三年トアルハ謬カ。）師得人多焉。勅賜妙顯寺開山日像菩薩。兩山第二代日輪上人。常之大法寺開山日善上人。平賀本土寺第二代日傳上人。丹之常照寺開山日範上人。越之本成寺開山日印上人。尾之本遠寺開山日澄上人。佐之本光寺開山日行上人。武之法蓮寺開山朗慶上人。是之九師。世稱朗門九鳳。法孫大僧正大覺者攝政近衞藤經忠公之子。龍華之魁也。正和元應之間像上來省八回。復大覺覲省十二回。或比企。或池上。淹留數日。拜師之動靜而去。初像上到也。檀越某亦隨之。師威而不猛。正席昂然。像上頭面禮足。獻宇治產之布。檀越亦禮足退坐一面。煖寒語終而起矣。像上重而出。師告曰。子也如今王城開祖法門巨鎭。雖高祖再生無復加之。盛德之士。爻不得而子。自今以後竝座寬話而可。侍司薦席像上謹而白言。祖道啓運者唯師之德。弗于不肖。師重而曰。關東兩山寰中初山無有優劣。每存一山思勿

言本末。寰中無人則可請關東。關東無人則復請寰中。永永萬年。法門大定矣。山僧今日安如泰山。由是師向像上不稱爾汝。像上愈修謙德。見兩山如爺如孃。自復通禮如兒如孫。是故瓞瓞綿綿、以拜兩山爲酬恩之地云。師滅後三十年、法孫大僧正大覺以聞拜敕賜菩薩之謚號。潮（○日潮）拈筆唱曰、

南無大莊嚴力菩薩平賀開山日朗尊者（三聲）。本結大緣寂光爲土。

系曰。朗尊者之德不可勝計焉。而今天下云本化宗者夫幾許乎。半者是朗尊之支流餘裔也。地涌亦雖其德齊而有多眷屬有少眷屬有無眷屬。化物廣狹蓋不可測者也矣。或問曰、伊東感應隨身佛、池上開堂安國論、伊佐兩嶋赦牒、高祖臨滅之時、殊製讓牒爲兩山之鎭。囑命嚴重。而今傳於洛之本國寺者何耶。曰、然也、是事古來多說。卒爾不得解之。暫示一說。舊記曰、摩訶一日印上人築名越本勝寺而居。後付法子日靜往于越之舊梓刱金津妙蓮寺而化矣。日靜俗種不輕。爲大元帥尊氏卿伯父。靜也幸而得時。以爲、當今之時興宗教報祖恩者舍我夫誰。天時不可緩。難得易失。蚤走謀尊氏卿。卿聞而與之。貞和元年乙酉（○南朝興國六年、紀元二〇〇五年。）易地於帝都六條之傍。宏基鉅構。尊氏卿威勢絕倫天下無敵。聖天子亦隨奏降綸旨爲敕願道場。呼一方祖山。而無寺寶可稱。尊氏卿聞兩山隨身佛等備禮馳伻請而遷之。宜哉今在本國寺矣。又問曾聞之曰、朗尊者承高祖命居于松葉谷躬自鼎建本國寺。護持隨身佛等授之摩訶一印上。印上授之日靜。的的相承迄今不論兩山之事。如何。曰、松葉谷法華堂者、文永辛未（○紀元一九三一年。）之秋、高祖遭龍口阨、官命毀之爲漑灌之地。高祖一代朗尊在世、全無再建之擧矣。幸久成親上、（洛本法寺開山）佛壽現上（兩山十一代）嘗記此事。爲子示之。曰、長興山者。文應庚申（○紀元一九二〇年。）之春大學三郎築堂延高祖。高祖以爲、吾願悉地之兆。卽私呼長興山妙本寺。及佐渡歸應三郎請開堂祝釐。未聞松葉谷開堂之事。長榮山者文永甲戌（○紀元一九三四年。）之冬池上宗仲捨宅奉之。終爲入涅槃之場。三之寶物爲兩山鎭手書讓狀。建治丁丑、（○紀元一九三七年。）曾谷禮上創平賀本土寺延朗尊者。辭云、山僧兩山任重、欲之不能、故差法子日傳代之。日像菩薩以聞而曰、我祖雖晦跡於甲之身延、每揚法於比企靈場。正應辛卯（○紀元一九五一年。）朗尊者定兩山補處。輪上付法眞印現在比企藏中。朗尊沒後九鳳之師會長興山約和合海偕造告文。其文有崇重兩山之語。洛之四海唱導師第四代日霽上人更妙顯寺呼妙本寺。其所以者何。戀慕像上隨逐朗尊之地也。高祖在世、中老法上造似像三軀。高祖命置於身延、長興、長榮。（已上云云、）且朗尊在世、像上來省八回、大覺覲省十二回。或云到比企。或云到池上。復朗尊龕塔第二代輪上築之。兩山守之。四百年來祭禮不懈。見、見、松葉谷法華堂、官一廢後無再建之擧焉。然則今之本國寺者本名越本勝寺者乎。（以上古來一說也。姑記以廣異聞、而覽者勿偏執。）日靜上人功於宗門大也乎哉。若比武事可謂雄偉不常人矣。吾深虔之。

——本化別頭佛祖統紀

日朗稱大國阿闍梨。又曰筑後公。姓源。其先世居總州平賀。爲平賀氏云。父有國娶印東氏之女生師。寬元元年（○紀元一九〇三年。）四月八日也。小名吉祥麿。十歲、父母投大士。文應元年祝髮。乃親炙有年。資性孝順。弘長元年五月、大士謫豆州。師將從。官拒之不得從。二年、台徒某慕大士來鎌倉。大士不在。乃就師受戒。賜名日澄。文永二年南紀平田貞昭謁師受戒。賜法名日長。州妙體寺因爲本化道場、改號妙臺。八年、從大士於龍口之厄。爲要奴折一臂。而官亦下之土牢。十月、大士與書

慰之。又授寶塔偈口訣。九年春、師逢赦之佐州。路由越後柏崎。會台徒闍梨大圓講玄義。師詰問焉。大圓辭屈、遂爲弟子。改名日傳。十一年大士逢赦。師齎牒之佐州。五月大士遊甲州西郡。度鵜飼鬼。師從焉。建治元年春、携萬壽麻呂至延山。省大士。二年携龜王麻呂省大士。三年正月曾谷教信修郡之鼻和地藏堂、改爲法華堂。請師開堂。師命日傳主之。弘安元年、妙朗尼欲爲夫忠治薦冥福。創一宇於鎌倉比企谷、號長興山妙本寺。又師所開堂也。二年四月八日、受大士所賜曼荼羅。五年遺書興公以問南條氏之疾。十月中選爲上足第二。大士示寂之時、師與諸公襄事。既而度經一麿。結盧以爲守塔。公編輯大士遺文。正應元年南部氏止守塔輪次。諸公分遺物。師受隨身佛等。四年書本尊與日輪。永仁二年、講摩訶止觀于鎌倉。台徒某聽之受戒。日印是。文保元年、修造池上本門寺爲大刹。諸徒推以爲開祖。二年十月與書日像。慶洛之弘法。十二月北條高時命諸宗徒與吾宗徒抗論法義。師命日印對有利。元應元年〇紀元一九七九年。正月與書日像以證傳法。且有遺言。二十一日寂于池上。一曰比企谷。世壽七十八。法臘六十一。〇寛元元年ニ生レ世壽七十八ナレバ、元應二年ノ示寂トス可シ。元年トアルハ誤ナラム。

——高祖年譜攷異

南谷檀林昭榮院。南ノ谷ニアリ。コヽヲ寺窪トイヘリ。日朗上人幽栖ノ跡ナリ。元應二年正月遷化ノ後六十年來紹繼スル人ナキニヨリ、殆ド荒凉ニ及ベリ。然ルニ本山第七世日壽上人ノトキ、日鏡上人カノ日朗師舊蹟ノ空ク泯沒センコトヲナゲキ、再ビ草盧ヲ興シテ、日朗ヲ開祖トセリ。〇中略。三院家ノ一ナリ。

日朗石塔。日蓮ノ塔ノ西ニアリ。日朗ハ當山第二世ナリ。寛正三年〇紀元二一二二年。京本覺寺第八世眞如院日住上人、始テ日朗ノ住シ、草庵ノ地寺窪ニコノ石碑ヲ立ツ。

——新篇武藏風土記稿

日朗は、字を大國といひ、號を筑後房といふ。寛元三年〇紀元一九〇五年。四月八日下總國猿島郡能天村に生る。幼名を吉祥麻呂といふ。父は印東治郎左衞門尉有國とて、平家千葉の族なり。有國建長六年〇紀元一九一四年。鎌倉にて日蓮に見え深く歸信す。乃ち師を携へて日蓮に投す。日蓮師に日朗の名を與ふ。日蓮か父の喪にあひて鄕に歸る時、及ひ駿河岩本實相寺に到りて大藏經を閲する時、師從ひ往きて傍を離れぜ。文應元年〇紀元二九二〇年。十六歲にて薙髮得度す。弘長元年〇紀元一九二一年。日蓮伊豆に謫せらるゝや、師官禁によりて他に往くこと能はぜ、三年間由比濱に居りて讀誦を事とし、日昭に就きて天台の三大部を學ふ。天台宗の僧某來りて師の下に弟子の禮を執る。卽ち日澄なり。弘長三年〇紀元一九二三年。日蓮赦に逢ひて母を安房に省する時、師及ひ日澄從ひ往く。小松原の難ありて日蓮傷を蒙り屛居して醫療す。而して師は日澄と共に看病の事をなす。龍ノ口の變ゐる時師右臂を折らる。これより一生右手治せすといふ。日蓮佐渡に流され、師は檀越四人と共に宿屋光則の手に捕はれて獄に下さる。後請ひて佐渡に日蓮を省すること八回、常に米を負ひて到るといふ。十一年〇紀元一九三四年。二月官師を赦せ。時に三十歲なり。十四日官命あり。日蓮を赦せ。師卽ち牒を受けて發し、三月八日佐渡に到る。共に手を携へて歸る。三月十三日佐渡を發し、幾もなく鎌倉に着す。大學三郎第地を捨てゝ長興山妙本寺を建て、日蓮之を開堂す。既にして日蓮身延山

に往くに及び、師をして寺を主とらしむ。九月身延山に到りて日蓮を省してまた鎌倉に歸る。冬池上右衞門大夫宗仲宅を捨てゝ寺となし日蓮に奉ず。日蓮乃ち長榮山本門寺と號し、師をして兼ね治めしむ。建治元年（紀元一九三五年。）二月平忠晴の子萬壽麻呂を携へて身延山に登り、翌年また其弟龜王麻呂を伴ひて登山す。建治三年（紀元一九三七年。）曾谷の教信剃度して日禮と稱し、下總鼻和の地藏堂を改めて寺となし、師を請ず。師日傳をして代り往かしめ、日蓮に請ひて寺號を得、本土寺といふ。乃ち師を開山とし、日傳を第二代となす。弘安五年（紀元一九四二年。）十月十三日日蓮長榮山にて滅を取るとき、師長榮長興兩山の監督を遺囑せられ、伊東の感應佛像一軀、立正安國論一卷、伊豆佐渡兩島の赦狀二紙を讓らる。其示寂にあたり、日昭と共に喪事及び後事を監す。六祖各子院を身延山に構ふるや、師正法院を修して喪に居る。正應四年（紀元一九四一年。）九月大曼荼羅を繪きて日輪に附して兩山に主たらしめ、文保二年（紀元一九七八年。）七十四歳池上南窪に菴居す。元應二年（紀元一九八〇年。）疾に罹り、死後松葉谷に荼毘せんことを遺命し、正月二十一日寂す。壽七十八。卽ち松葉ヶ谷に荼毘して猿畠山に塔す。日像日輪日善日傳日範日印日澄日行朗慶等九人を世に日朗門下の九老僧と稱す。後光巖天皇勅して菩薩號を賜ふ。著作、本迹見聞鈔、本迹違目各一卷あり。（本化別頭佛祖統紀、日宗著述目錄）

或書ま云、武藏國池上本門寺の開山日朗ハ日蓮上足の弟子也。此日朗ゥ妻をハ妙朝と名つく。正しく出家して日蓮か弟子と成て後ま持ゃる妻也。此女ハ下總國平賀村の者也。子

——日本佛家人名辭書





息二人有。兒をは日像と名つく。京妙顯寺の開山也。弟をは日輪と名付。日朗ゥ跡を繼て池上ま有き。かやうの緣起たしゃに平賀本土寺の法藏ま有。あゃるを龍化傳の中に、日像ゃ父忠晴と云しゃまゃく正據なし。此事禁斷義第三卷ま見えゃりとゃや。

——武藏志料

照榮院。日朗菩薩所栖ノ菴ナリ。南ノ谷ニテ、地名ハ寺窪ト云フ。朗師御存生ノ內南向キノ陽氣ヲウケテ御讀誦アリシナリ。元應二年庚申正月朗師御遷化ノ後、六十年來紹繼スル人ナク、殆ト荒凉ス。而ルニ兩山七世日壽上人代ニ、日鏡上人聖跡ノ虛ク泯沒セン事ヲ歎キ再ヒ草廬ヲ興シテ、日朗上人ヲ開基ノ祖トス。

——本門寺由緒書

元應二年庚申（紀元一九八〇年。）正月廿八日癸申（癸甲、三正綜覽。）淨土眞宗ノ僧了海示寂ス。海ハ延應元年巳亥（紀元一八九九年。）六月十五日癸申（癸甲、三正綜覽。）ニ生ル。親鸞ノ弟子ニシテ麻布善福寺、大井光福寺ノ中興開山タリ（大谷遺跡錄。同附翼。武藏通志。）但其生卒ノ年月ニハ異說アリ。或ハ建仁元年辛酉（紀元一八六一年。）六月十五日癸巳（癸巳、三正綜覽。）ニ生レ、永仁二年甲午（紀元一九五四年。）十一月六日壬子（壬子、三正綜覽。）或ハ建保元年癸酉（紀元一八七三年。）六月十五日甲申（甲申、三正綜覽。）ニ生レ、德治元年丙午（紀元一九六六年。）十一月六日癸酉（癸酉、三正綜覽。）往生ト說ク。（續府內備考。）孰カ是ナルヲ知ラズ。（二十四輩巡拜圖會。）

了海俗姓ハ鳥羽院苗裔左大臣信實ノ子也。信實東海ニ放タレ民間ニ下テ武藏ノ幽邃ニシテ年ヲ經タリキ。一子ノナキ事ヲ憂テ藏王權現ニ祈ル。七日ノ丹誠ヲ抽テ、其妻藤氏白布ヲ呑ト夢テ則懷妊ス。寛ニ延應元年〇紀元一八九九年。六月十五日一男子ヲ生ス。松君ト名ク。七歳ノ時實相寺範賢律師ノ許ニツカハス。則薙髪シテ了海ト名ク。後又叡岳ニ登リ靜榮僧都ヲ師トシ事フ。其後故郷ニ歸テ父母ニ謁ス。父母年齡朽邁ニシテ了海ニアフ事ヲ喜ブ。依之了海弘興ノ基趾ヲ求ム。則藏王權現ノ叢祠ニ詣シテ是ヲ祈ル。忽ニ見ル白幡ノ梢ニカカレルコトヲ。ト、メテ其所ニ至ルニ一ノ精舍アリ。〇今ノ善福寺也。一人ノ老翁出テ云、我汝ヲ待事久シ。此地ハ弘法大師開闢スル所ニシテ眞言密乘ノ勝區也。今ヤ幸ニ寺職ノ者ナシ。而汝コヽニト、マレト。云已テ去ル。了海則寺ニ入テ住職シテ晨夕ノ說法怠ル事ナシ。而ルニ高祖上人ノ行化アマネキ事ヲ聞テ、了海心ニ思フコトアリテ謁シ奉テ、問ニ三密加持六即止觀ヲ以ス。高祖是ヲ答フル事響ノ音ニ應スルカ如シ。稍深更ニ及テ云、心蓮心月一念三千、高キ事ハ則高ケレトモ當今ノ衆機ニ逗セス、此時ナク唯有淨土一門可通入路アリ。汝ヨク是ヲ思ヘト。了海則座ヲ下リテ尊重恭敬シテ先師資ノ約ヲナス事嚴ナリ。是ヨリ旦夕聞法隨喜シテ他力攝生ノ淵府ヲエタリ。佛光寺ノ實錄云、了海上人ハ元應二庚申〇紀元一九八九年。正月廿八日八十二歳而寂、武藏國阿佐布號善福寺延應元年〇紀元一八九九年。誕生廿四歳ノ時祖師圓寂已七。高祖滅後十六年、弘安元年〇紀元一九三八年。四十歳ノ頃、佛光寺ニ入四世ノ寺務トナリ、永仁五年〇紀元一九五七年。願念誓海ニ寺務ヲユツリ、武州麻生ニ下ル。于時五十八歳。後元應二年〇紀元一八九二年。ノ春病床ニ臥シ化緣ノ薪盡テ、同年初春下旬第八日、後念卽生ノ素懷ヲトケキト云云。高祖眞書ノ八字名號泥筆ナリ。十字名號ヲ安置ス。外ニ六字名號弘法大師筆、聖德太子像御自作。了海自作ノ木像、每年十一月三日ニ新キ盤ノ中ニ此像ヲ入レ湯ヲ以テ洗ス、キテ、次ニ本座ニナヲシ、彌陀經ヲヨミ、參詣ノ諸人ニ赤飯濁酒ヲ與ヘ相撲ヲハシム。是ハ了海上人遺言ナリトス。

——大谷遺跡錄

武州麻布善福寺、享保記ニ、貞永元年〇紀元一八九二年。高祖御歸洛ノ砌善福寺ニ入玉フ。住僧了海御弟子トナリ、眞言ノ本宗ヲ改テ專修念佛ノ門ニ入云云。是太誤レリ。佛光寺實錄ヲミルニ佛光寺四世了海上人ハ正嘉二年〇紀元一九一八年。二十歳ニシテ高祖ノ御弟子トナリ、後源海上人ヨリ佛光寺四世ノ寺務ヲウク。後寺務ヲ誓海ニ讓テ阿佐布善福寺ヲ起立ス。寛ニ元應二年〇紀元一九一八年。正月廿八日八十六世了圓坊明光上人モ海ノ門弟トミユ。

佛光寺四世了海上人ハ正嘉二年〇紀元一九一八年。聖人ニ歸ス。祖八十六。海二十歳。弘安元年〇紀元一九三八年。寺務ヲウケ、正應四年〇紀元一九五一年。誓海ニ寺務ヲ讓リ、武州豐島郡阿佐布ニシテ化ス。佛光寺實錄。然ルヲ麻布ニハ高祖六二庚申〇紀元一九八〇年。正月廿八日、八十二歳、阿佐布ニシテ化ス。佛光寺實錄。然ルヲ麻布ニハ高祖六十歳御歸洛ノ時當寺ヘ入御、其時師資ノ納ヲナス。永仁二年午〇紀元一九五四年。十一月六日、九十四歳ニテ寂ヲ示ストハ、太誤レリ。

——大谷遺跡錄附翼

佛光寺實錄、大谷遺跡錄等延應元年己亥〇紀元一八九九年。生。元應二年庚申〇紀元一八八〇年。正月廿八寂

ス、年八十二。傳燈系圖、元應二年十一月六日寂ス。江戸名所圖會、寺記及二十四輩靈場記等ニ據リ、永仁二年甲午〇紀元一九五四年。十一月六日寂ストナシ、諸說異同アリ。蓋佛光寺實錄等從フベシ。

——武藏通志

寺記云、中興開山了海上人ハ、鳥羽院の苗裔左大臣藤原信實公の息男なり〇中略。建仁元年辛酉〇紀元一八六一年。林鐘十五日ニ一男子を誕生セ了海上人是あり。〇中略。永仁二年甲午〇紀元一九五四年。十一月六日前念命終後念卽生の素懷を遂られたり。寺記及二十四輩靈場記の意意採る。佛光寺の實錄に云く、了海上人ハ元應二年庚申正月廿八日、八十二歲ニして寂す。武藏國阿佐布善福寺と號す。延應元年誕生、廿四歲の時祖師圓寂云云。傳燈系圖、元應二年十一月六日寂、又大谷遺跡錄ニ云、高祖滅後十六年、弘安元年四十歲の頃興正寺ニ入第四世の寺務となり、永仁五年願念誓海ニ寺務を讓り、武州麻布ニ下る、(五十九)、元應二年の春正月化緣の薪盡て廿八日卽生後念の素懷を遂さまひけりとありて、化寂の時世違へり。猶可レ考のみ。

——江戸名所圖會

往古ゟ毎年法會之節於開基堂諸人に披露仕ひ緣起寫左之通。

麻布山善福寺上人釋了海傳

夫了海上人者鳥羽院ノ苗裔左大臣信實ノ子ナリ。信實カツテ東海ニ放レテ民間ニ居住セリ。而モ一子ノナキコトヲ憂テ藏王權現ニイノル。七日ノ丹誠ヲヌキンスルニ、母藤氏白布ヲ呑ト夢テ身コモレルコトアリ。于時建保元年癸酉〇紀元一八七三年。林鐘十五日ニ誕生シマシマシケリ。其時泉松樹ノモトニ湧ク。因テ松君ト名ク。其里ヲハ大井ト號ス。松君七歲ノ頃父信實其手ヲトリテ曰ク、爾ハ天王ノ苗裔ナリ、ナンソ賤キ民間ニトヽマルヘケンヤト。松君答テノタマフヤウハ、吾父盛ナル位モコヽニ放レタマフ、誠ニ浮ヘル雲ノコトキノ樂ナリ、唯後世ノ一大事コソ意ニカクヘケレト言イ、マタオハリタマハサルニ父母感涙ヲ流ス。而シテ實相寺ニマフテ範賢律師ニ從テ鬚髮ヲ剃除シ、號シテ了海トイフ。眞言ノ奧旨ヲ究メ、又叡山ニ登テ靜榮僧都ニ事フ。顯密ノコストナシ。故鄕ニ歸リテ藏王權現ノ祠ニ謁スルニ、遙ニ白幡ノコスエニカヽレルヲ見ル。奇異ナリト、シテ跡ヲ尋ヌルニ、一ノ精舍ニイタル。則今ノ善福寺也。齡ヒ傾タル翁左右ナク出合、了海ニ見ヘ示テ云、上人來ルコト何晩ヤ、當山ハ是往昔空海ノ開基スルトコロナリトテ、留テ住セシム。於是貴賤道俗ソノ勸化ヲ受ル者門前市ヲナス。其比眞宗弘興ノ大祖聖人親鸞。關東徑廻シ玉フコトアリ。當山ニ來リ玉フニ、了海其尊容ヲ拜シテ直人ニアラスト。則座上ニ請シテ相語ニ、ハタシテ三密加持六卽止觀、響ノ音ニ應スルガゴトシ。夜半ニヲヨヒテ聖人傍ニ向テ嘆息シ玉フコトアリ。了海其意ヲエズ。コレヲ問タマフニ、答テノタマハク、心蓮心月一念三千、高コトハタカケレトモ、當今末法、世クタリ人ツタナシ、吾トモカラノコトキ何ゾ古ノ聖賢ニ及ヤ、唯可通入路ノ一門凡夫念シテ往生スト。了海立トコロニ勝解シテ師資ノ芳盟ヲカタクシマシマス。翌日聖人親鸞出去ントシテ、其杖ヲ地ニ樹テノタマハク、凡夫ノ往生モ亦復如此ト。タチマチニ根芽サカシマニ生シ枝葉四方ニ布ク。歸京ノ後不思議ノ思ヲナシツヽ、遙ニ幽棲ヲ尋マヘリテコレヲ語ルニ、聖人仰ラレテノタマハク、十惡破戒五障垢穢ノ身タリナカラ眞報土ノ往生ヲトクルコト何ソ況ルニタランヤト。又左右ニハンヘランコトヲ請ヒ玉フニ、聖人ノ曰ク、了海ハ器ナリ、早ク故鄕ニ歸テ關東ノ門徒ヲ敎化

スヘシト。了海答テ曰ク、嚴命コレ重シ、然リトイヘトモ不敏ノ此身ニシテ何ソヒトヲ教ンヤ。聖人ノタマハク、智恵秀テ行業勝テ人ヲ導ト申スコトハ自力聖道ノ教ヘニトリテナリ。曇鸞大師ノ御釋ニハ須彌之入芥子、毛孔之納巨海、唯能神者神之耳トノタマヘリ。然レハ唯他力佛願旨趣ヲ我モ信シ人ニモ信セシムルハカリナリ。乃チ自ラ南无不可思議光佛ト八字ノ尊號ヲ書テコレヲ賜フ。歸郷シテ仰キ信スル輩イヨイヨマスマス盛ナリ。藏王權現カリニ翁ト示現シテ上人了海ニ見ヘテ時々法義聽聞ス。歸依ノシルシトテ權現自ラ上人了海ノ刻メル面ヲ體中ニ藏メ、弟子ヲ呼テコレヲ洗シメテ、仰ラレテ曰ク、新ニ浴ミスル者ハアラタナリ、我往生ノ後モ本佛ノ弘願ヲ仰テ念佛セバ何ソ在世ニコトナランヤ。凡德治元丙午（紀元一九六六年。）冬ノ頃上人了海病ノ牀ニ臥シ、化緣ノ薪盡ヌ、同年仲冬第六日、前念命終後念卽生ノ素懷ヲ遂タマヒキ。門葉慧炬ヲ亡ヒ道俗津梁ヲ失ス、ナケキカナシマストイフコトナシ。彼在世ヲ訪ヘハ九十餘歳、其行化ヲタツヌルニ亦七十年。生涯ノ不思議コレ多シトイヘトモ、具ニ記ニイトマアラス。誠ニ現當二世ノ兩益、古今顯然タリ。遺訓タヽ存シテ化導コレ多シ。因テ是ヲ記スト云々。

——戊子書上（續府內備考）

夫當山の開祖了海上人といへる、其俗姓凡ならず。鳥羽院の苗裔左大臣信實公の息男なり。信實公東海に放たれ、民間に下りて、武藏の幽邃にありて、年を經給へり、一子なき事を憂て、藏王權現に祈誓、一七日の丹誠を抽するに、其妻室夢に白布を呑むと看て、卽ち懷孕せり。竟に延應元年（紀元一八〇九九年。）六月十五日一男子を產り。名けて松君と稱せり。七歳の時夢



の告によつて、實相寺範賢律師の許に至りて、出家たらん事を願ふ。範賢此兒を敎示修學せしめて、名を了海と呼べり。此了海博識多才にして、三密瑜伽の行法に通達せり。又叡山に登り、靜榮僧都を師とし、四敎圓融の理を究め、中道實相の觀に明かなり。其後故郷に歸り父母の年齡ようやくおとろへ了海に値事をよろこび、爰にとゞまらしめんとす。これによつて了海弘興の基趾を求めんがために、藏王權現の社祠に詣してこれを祈るに、不思議や天より白幡降下り木の梢に掛れり。了海其ところに至り見るに一宇の古院あり。（今の普福寺是なり。）于時一人の老翁忽然と顯はれ告て曰く如何了海、汝を待事年久し、此精舍は弘法大師開闢ある所にして、眞言密乘の勝區也。今幸に住持する者なし。爾此院に止り、有緣の者を求めて末代を弘度せよ。必濁世濟度の知識に値ふ事あらん。予は是牟尼の變作藏王菩薩ありとて、立去給ひぬ。了海大に悅び、卽此寺に住職し、朝夕說法怠る事なかりけるが、藏王菩薩の御示し、末代の要法を弘通有べき知識は、何人にやあらんと思ひ煩ひ日を送りけるが、爰に高祖聖人の敎化都鄙に普く、濁世末代の善知識ある事を聞て、扨此聖人に謁し、弘法の樣を試んと、既に聖人に謁し奉り、卽高祖聖人に向ひ、三密加持六卽止觀の法を以て問難するに聖人答へ給ふ事、響の音に應ずるがごとし。漸深理の說に及で曰く、爾がいふ所誠に尊とし、心蓮心月、一念三千、高き事は高けれども、濁世末代の衆生、これを行ずる事能はず、無戒無道の僧俗是を觀するの機有事なし、ゑかるに今彌陀超世の本願他力念佛の眞宗は末世相應の要法にして、凡夫直入の眞敎也。是則釋迦出世の本懷彌陀

弘願の密意なれば、汝よく思惟せよと、嚴に說せ給ひければ、了海忽に一念發起し、卽聖人を拜し奉り、尊重偈仰かし、師弟を約して、日夜聞法の益を蒙り、信心領納せしめ申されき。されば了海身を終るまで、此靈場善福寺也。にして眞宗を弘法する事怠りなし。佛光寺實錄に曰、了海上人は、元應二年庚申（紀元一九八〇年。）正月廿八日、八十二歲にして寂す。武藏國阿佐布善福寺と號す。延應元年（紀元一八九九年。）誕生。二十四歲の時祖師圓寂云云。高祖滅後十六年、弘安元年（紀元一九三八年。）四十歲の頃、興正寺に入第四世の寺務と成り、永仁五年（紀元一九五七年。）願念誓海に寺務を讓、武州麻布に下る。此時五十八歲。元應二年（紀元一九八〇年。）の春正月、化緣の薪つきて、廿八日卽生後念の素懷を遂給ひけり。以上大谷遺跡錄に是を正し載す。了海自作の像を開基堂に安置す。每年十一月三日に、新敷盤に、此像を入、湯を以て洗ひ、再び本座に居へ置、彌陀經を讀誦し、參詣の諸人に赤飯濁酒を與へ、廣庭にて相撲をとらしむ。是了海上人の遺言也と云云。都て麻布七郷の町民ども、此了海堂を修補し、氏神のごとく敬信す。故に堂前に鰐口繪馬などを掛りたり。享保の記には、高祖聖人當國行化のとき、當寺に入給ふ、了海坊聖人に歸依して、御弟子と成り、聖人又了海の扶を得て爰にとゞまり、弘法あらせ給ひ御杖の木を地にさし給ひけるに、此杖銘杏の樹にて。逆に生じ、枝葉四方に布茂り、老木と成り、今に存在す。了海永仁二甲午（紀元一九五四年。）中冬上旬第六日寂せりと建仁元年辛酉林鐘十五日出生ス。筆記せり。遺跡錄に是を正して、享保記誤多しとて、佛光寺の記錄を以て證とゐせり。私におもへらく、當院寺說のごとく、開基堂の廣庭に銀杏樹あり。是聖人のさし給ふ御杖の生じたる事世に驗し。人こぞつて是を稱讚す。然る時は享保の記にいふごとく、聖人此院に入御し給ふ事、强ち誤記とも云べからず。しかれども了海上人の年齡、入寂の年曆、佛光寺の記錄と大に異なり。いづれか是なりとせん。後學これを糺せ。什寶聖德皇の御木像御自作、八字の名號等を安ず。



葛飾八幡鑄鐘

## 元亨元年（紀元一九八一年。）十二月、丸子直吉、葛飾八幡宮ノ鐘ヲ鑄ル。半日閑話。江戸名所圖會。

敬

奉治鑄銅鐘

大日本國下總第一鎭守葛飾八幡是大菩薩傳聞寬平宇多天王勅願社檀建立以來右大將軍崇敬殊勝、天長地久前橫巨海後連遠村魚蟲性動皃鐘曉聲人獸眠覺金磬夜響永除煩腦能證菩提

元亨元年酉十二月十七日

願主　右衞門尉丸子直吉

別當法印　知　圓

——半日閑話、江戸名所圖會

善仁寺創立傳說

傳へ云フ、鶴高善仁（○日向守。ナル者アリ。一向宗ノ僧ト爲リテ了宗トイヒ、元亨二年壬戌（○紀元一九八二年。）三月、家ヲ捨テヽ寺ト爲シ、在俗ノ姓名ヲ命シテ、鶴高山善仁寺ト號スト。（○續江戸砂子。江戸志。續府内備考。遊歷雜記。）但小日向ノ地名モ亦ソノ通稱ニ起因スト爲スニ至リテハ、殆ンド信ジ難カラム。（○大日本地名辭書。）

小日向。往古此所ハ鶴高日向と云人の領地なり。斷絶の後古日向の址といふをいつの比ゟ小日向といひ來れり。上水端鶴高山善仁寺と云一向宗の寺は、此鶴高の開基なり。今水道町の名主飯塚氏ハ、鶴高の一族なりと云り。

——續江戸砂子

鶴高山善仁寺。上水端。開基鶴高日向善仁ト云もの、そじめて起立ス。往古も眞言宗ニして、鶴高ハ中興の開基なりとぞ。境内に鶴高か經塚あり。

——江戸志

當寺は鶴高日向守善仁といへるもの開基せり。むゟしハ眞言宗まて、開基詳ならず。鶴高善仁ハ中興の開基と云。日向守ハ豐嶋郡の人、或ハ遠州の產まて、おゝようつまりともいふ。元亨二年（○紀元一九八二年。）死せり。其里居を以て寺を建と云。その後戰國となりて久しく廢せり。十世了西の時、天正十五年丁亥（○紀元二四七年。）七月、北條氏直新ゟ田地若干畝を割て以て施す。今存せる所是なりと。此近邊古日向（コヒウガ）といひしを、今ハ小日向と書かへたりといふ。或云、中興開基を增田監物といふ。監物も兵太夫某が子、右衞門佐長盛が孫なりと。此寺にかゝれをも、寛永十三年丙子（○紀元二六三六年。）死も。則墓あり。



鶴高山圓通院善仁寺。西本願寺末。小日向。

境内古跡拜領地千九百坪。寺領八斗四升。

起立ゝ儀も、元亨二壬戌年（○紀元一九八二年。）三月ニ御座ゆ。正德三巳年（○紀元二七三年。）寺社御奉行森川出羽守殿、松平對馬守殿、土井大和守殿より、起立御尋ゝ節、右之通申上ゆ。

境内古跡拜領地千九百坪。天正十五年亥（○紀元二四七年。）七月、北條氏直當國巡見の節當寺へ立寄、境内貳丁四方領地八石目、先規持來ゝ通寄附、朱印も燒失仕、寫御座ゆ。其後御當代ニ相成、右ゝ地追々被召上、只今ゝ通頂戴仕ゆ。（○下略。）

北條氏直寄附狀寫。（本書無之。）

武州鶴高山善仁寺境内貳町四方山林竹木領地都合八石目、任先規寄附之狀、仍如件。

丁亥七月晦日

開山了宗僧都、元亨二壬戌年（○紀元一九八二年。）十一月十一日遷化。俗名鶴高日向守藤原善仁と申ゆ。（已前之儀不知。）此地ゝ住人ニゆ處、正應三庚寅年（○紀元一九五〇年。）三月覺如上人關東行化ゝ節佛門ゟ歸し門人と成、祝髮して了宗と號し、住宅を改一宇の道場とし、鶴高山善仁寺と號を。爾來現住了蘊迄十九代相續仕ゆ。但し北條氏所領の末年當宗ゟ怨をふくミ、領内門末ゝ寺院數多破却ゟあへり。依之其頃表向假ニ眞言宗ゝ趣ゟはゞくゟい置、幸ゟ破却を免ゟ申ゆ。依て世人當寺ゟ中古迄ゟ眞言宗と相心得ゆ者多し。全く左樣ニも無之。只一時之計策ニ眞言宗と申立ゆ而已まて、開山以來淨土宗改轉無之ゆ。第十世了西代、慶長十三申年（○紀元二六八年。）

九月、東本願寺開祖教如上人□□ゝ召に應じ、東派ゝ相成申ゆ。其後第十四世了空代、延寶七未年、〇紀元二三九年。西本願寺寂如上人ゝ命ゝ依て、舊派に復ゆ、

開山了宗僧都在俗ゝ砌、一族郎等數多有之ゆ處、當時も皆無之、其内鶴高角左衛門、吉岡主計、石守匠、保坂兵庫、飯塚伊織、平井道雄抔と申者子孫、近代迄有之ゆ處、今ハ住居相知不申ゆ、但し此内保坂兵庫子孫、巣鴨村百姓紋右衛門と申ゆ。

本堂。　本尊、阿彌陀如來。木立像、文三尺。惠心作。

鐘樓。　鐘銘〇略。

什物。　一、開山了宗僧都等身木像。丈ヶ三尺、開山堂有之ゆ處、寛永二年類燒後本堂ゝ安置。　一、名號。　法然聖人筆。　一、阿彌陀如來立像。金銅佛。丈一寸貳分。　右貳品者、覺如上人ゟ了宗僧都ゟ附與。　一、親鸞上人畫像。右裏書ゝ、實如上人ゝ讃文。〇下略。

經塚。　右者了宗僧都、淨土三部經を細石ニ書寫して埋ゝ處也。享保十三申年〇紀元二三八八年。九月風雨ニ而山くゑ落古墳破裂も。依之其節之住僧了宏改ゐ建之。經石戌元ゝ如々相埋ゑ置申ゆ。

興造收合塔。　右者山ゝ上、中程ニ有ゝ。碑文左ゝ通。

都門北數里、曰小日向。其他爽塏、林樹蒼々、眞淸凉閑寂地也。善仁蘭若宅焉。豐島郡人鶴高日向守善仁施於其里居以建寺云。按記曰、善仁祝髮曰了宗。以其諱名寺。元享二年壬戌〇紀元一九八二年。十一月十一日示寂。蓋距宗祖其間六十二年、而亦同支干。則建寺、豈有正應文保之間乎。果然乎。數十年而有南北之分。繼有應仁大亂。而兵革無熄矣。至元和而後大治。其際三百有餘年。佛閣寺塔亡滅者頗多矣。而法燈綿々、與慧日並照。至昌平時、既有天幸、不亦異。抑不謂了宗德化之所致可哉。而自二世至五世、墜失其記。六世曰了幸。七世曰了西。時天正十五年丁亥〇紀元二二四七年。七月晦、北條氏直新割田若干畝以施焉。今之所存是也。慶長十三年戊申〇紀元二二六八年。應教如上人之募。而十一世了誓。十二世了頓。十三世了齊。皆屬東派。十四世律師了空、延寶七己未〇紀元二三三九年。五月謁寂如上人、更復舊派矣。天和二年壬戌〇紀元二三四二年。六月十二日、子院正德寺賜飛擔以賞於復舊也。十六世了宏。十七世卽僧都了寛也。今玆寛政丁巳〇紀元二四五七年。閏七月十五日、了寛示化。壽七十有一。僧臘五十有一也。十八世僧都了瑞、收其遺骨及累世朽骨。合葬大祖了宗之塔〇下略。

寛政九年丁巳八月

—光明釋證範銘竝書

—(丁亥書上)續府内備考、

一東武小日向上水端靄高山善仁寺淨土眞宗。ゟ、築地本願寺ゝ屬して、日輪寺氷川明神の西ゝ隣る。寺記ゝ傳ふ、當寺の開基ハむゝし鶴高日向守善仁といえる武士の草創なまバ、苗氏を山號とし、名乘を寺號とせしよし。此日向守といふもの、豐嶋郡の内此邊を領せしゝバ、後ゝ己ゲ居處ゐ蘭若を造立せしゲ、戰國となりて久しく堂宇廢退したり。ゑゐるに善仁寺十世了西の代、天正十五丁亥年〇紀元二二四七年。七月晦日、北條相模守氏直ハ新ゐに田畝若干を當寺ゝ寄附して今ゝ存せり。此故ゝ日向守ゲむゝし住し舊地なるを以て、總て此近處

を古日向と呼たるを、後ニ小日向と書替さりと寺記ニいひ傳ふ。ゑゝまどもむゝし大塚の大慈寺ハ御入國を慕ひ奉ヲ、日向の國より當處へ引地し、後又火災のあらん事を恐まて此土地より大塚へ移住せしゝバ、その跡を小日向とよぶよし、大塚大慈寺の寺記ニ見ゆ。何まゞ是ならん。識者の後勘を待れミ。彼日向守ゞ墳墓といふもの當寺の惣墓ニあり。但し此碑寛政年間建しものなまバ、眞僞の程量り難し。且又鶴高日向守ゞ裔孫といふもの、今服部坂下名主飯塚三四郎乃家こまなりとあまバ、いよ〳〵猶豫なきにしもあらじ。

——遊歷雜記

日頭(ヒノト)鄕。〇中略。新風土記云、今日頭の鄕名なし。山岡明阿が考に、小日向は日頭の轉訛ならんといへり。小日向は江戸川の兩岸にわたり、〇下略。江戸川北なる高臺は、恰も向陽の丘にして、下なる平田は早稻田に連なり、良好の耕田とす。往時民人の夙く此に占居開拓せるを想ふに足らん。日頭は日向と、一語の相轉たること疑を容れぞ。〇中略。然るに砂子に、「昔は鶴高日向と云ふ人の領地なり、彼家絶し後、古日向(コヒムカアト)跡といへるを、何の頃よりかコビナタと唱へ來る」と云へるは疑ふべし。コヒムカアトと唱ふることの、傍例に少きのみならず、一轉してコヒナタと爲れる所以を知らぞ。畢竟附會なるべし。

——大日本地名辭書

日暮里諏訪社勸請

元亨年中〇紀元一九八一乃至一九八三年。豐島經泰。〇左衞門尉或ハ六郎兵衞。新堀〇日暮里。ニ諏訪社ヲ勸請ス。〇新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏通志。

諏訪社。村〇新堀。現今日暮里。内及谷中ノ惣鎭守トス。一寸許ナル薄黑キ圓石ヲ神體トス。社領五石ノ御朱印ハ慶安二年〇紀元二三〇九年。附ラル。元亨年中豐嶋左衞門尉經泰、信州ノ諏訪ヲ勸進セル由、緣起ニ載タリ。例祭七月廿六日。社邊東ノ方ヲ諏訪臺ト號シ、眺望勝景ノ地ナリ。〇中略。末社。山王稻荷。

別當淨光寺。新義眞言宗。田端村與樂寺末。法輪山法幢院ト號ス。本尊藥師。

——新篇武藏風土記稿

諏訪神社。同所〇日暮里。北の方諏訪の臺にあり。信刕諏訪の祭神におゐじ。上諏訪ハ健御名方命、下諏訪ハ八坂刀賣命なり。古事紀云、建御名方ハ大巳貴命の子なりとあり。當社ハ元亨の頃、豐島左衞門佐建立す。其後太田道灌此地を江戸城の出張の砦とせしみぎり、修營して、郭内の鎭守となせしとぞ。社頭今も杉の木立生茂まて上久(かみさび)たり。例祭は七月廿七日なり。當社別當ハ眞言宗ニして、法輪山淨光寺と號ス。當寺の書院も高崖ニ架して眼下に千歩の田園を見下せり。風色尤幽雅ニして、四時の眺望たらずと云事なし。中ニも雪のなゞ先勝されば、世ニ稱して雪見寺とも號とかや。人麻呂祠。當院庭中に安す。頓阿法師の作ニして、杉の白木をもつて作れり。是則攝州住吉社へ奉納ありし三百體の其一なりといへり。〇下略。

——江戸名所圖會

諏訪神社。日暮里村日暮里村字地藏前。邱阜ノ上ニアリ。域内千五百拾五坪。建御名方命ヲ祀ル。社

傳云、元亨中豐島經泰（平六衞）之ヲ創建シ、太田資長之ヲ中興スト。社頭喬木數株アリ。其東方ヲ諏訪臺ト稱シ、眺望ノ遼濶ナル、道灌山ニ亞グ。昔時林信充（大學頭）八景（筑波茂陰、黑髮晴雪、前畦落雁、後岳夜鹿、隅田秋月、利根遠帆、蒼莊烟雨、神祠老松）ノ詩歌ヲ賦ス。

——武藏通志

朗慶示寂

正中元年甲子（紀元一九八四年。）二月二十八日甲申、（甲申、三正綜覽。）法華僧朗慶示寂ス。

（本化別頭佛祖統記。）

八幡山法蓮寺開山朗慶上人傳。

師諱朗慶。呼越中阿闍梨。父姓者源。氏者荏原。名者左衞門佐義宗。世以軍功食于武之荏原郡館于中延。鄕故以荏原呼之。又以中延呼之。八幡太郎義家之曾孫也。義宗荷擔高祖。舊不顧躬執弟子禮。剩棄其季子投于朗尊。乃師也。師爲人篤實言寡。好學不倦。孝于父母。禮于師友。一動一止。小心謹愼焉。父義宗世藏八幡大菩薩神像。或時夢中神像示曰、汝結大緣保正直之宗。吾在寂光受無上之供。義宗夢醒大駭。自奉尊像。謁于高祖。請之點眼。作記傳之於師。其記曰、在昔寬仁中我祖宗甲斐守賴信因夢之告。感得這神像。長元四年辛未（紀元一〇六七年。）承敕携男賴義東征討平忠常。是時這像奉於陣中。永承之間安倍賴時及其子貞任宗任叛焉。朝議使伊豫守賴義拜鎭守府將軍討之。賴義携男八幡太郎義家而進發。天喜五年丁酉（紀元一〇五七年。）誅賴時。康平五年壬寅（紀元一〇六二年。）斬貞任於厨川。永保二年壬戌（紀元一〇八二年。）十月賴義逝矣。男陸奥守義家爲鎭守府將軍。斬武衡家衡。維這神像賴信賴義義家三代軍中崇之。宜哉守護之著矣。初賴義相俵鶴岡營構宏基。以酬神德。謂之外宮。復崇這神像。以呼內宮。義家奉是於東奥。而後傳于我家。百八十年。義宗不計感。一瑞夢憑于日蓮上人。請之點眼。以爲法華擁護神。今附朗慶上人。爲後存照云。義宗沒後。師卜地中延構一精舍。奉于神像。今之八幡山妙法蓮寺是也。師正中元年甲子（紀元一〇八四年。）二月二十八日化矣。相之小田原高祖信宿之地象鼻山師手創也云矣。

——本化別頭佛祖統記

行觀示寂

正中二年乙丑（紀元一〇八五年。）五月九日戊午（戊午、三正綜覽。）淨土宗僧行觀示寂ス。

（浄土傳燈總系譜。）

行觀。諱覺融。武州人。嗣法於觀智。住州之鵜木寶幢院。於歷祖釋作秘鈔三十五卷。（謂之鵜木私鈔、亦謂資憧院私記者是也。）大揚宗承。正中二年（紀元一〇八五年。）五月九日寂。

——淨土傳燈總系譜

日德示寂

正中二年乙丑（紀元一〇八五年。）十二月十二日戊子（戊子、三正綜覽。）法華僧日德示寂ス。

（本化別頭佛祖統記。）

日德。俗姓墨田氏。俗名五郎。時光總之上州墨田次郎時忠嫡孫。中老秀上俗姪也。入高祖室晚年出家。俗時領武州足立郡新曾村。村有高祖救產難之舊趾。師就其地造寺。請日向尊者爲開山祖。自居第二代位。弘化竭力。利益尤多。今之妙顯寺是也。正中二年乙丑（紀元一〇八五年。）十二月十二日化矣。寺藏高祖親書救產難之大曼荼羅。迄今產婦拜之必免產難。俗呼爲子安本尊。

清徳寺草創附光巖寺

## 一、清徳寺

元徳二年庚午（紀元一九九〇年。）禪僧可什、北品川ニ清徳寺ヲ創建シ、建長寺ノ妙環ヲ請シテ開山ト爲ス。（江戸紀聞。新篇武藏風土記稿。武藏通志。大日本人名辭書。）ソノ塔頭ニ光巖寺アリ。文和三年（南朝正平九年、紀元二〇一四年）僧雲海、二階堂道蘊ニヨリテ創建セリトイフ。（新篇武藏風土記稿。江戸紀聞。江戸名所圖會。）

福壽山清徳寺。三千二百七坪。禪。建長寺末。寺領十石。北品川。

開山物外可什禪師。元應中の人。某年十二月八日寂。勅諡眞照大定禪師。（延寶傳燈錄。）

——江戸紀聞

清徳寺。除地一町七畝七歩餘。東海寺域内ニアリ。寛永十四年（紀元二九七年。）東海寺御建立ノ頃、此地ノ寺院多ク外ニ移サレシガ、此寺ハ澤庵和尚ノ嘗宿寺トセシ由緒ヲモテ其儘爰ニ置レタリ。福聚山ト號ス。禪宗臨濟派。鎌倉建長寺末。元徳二年。（紀元一九九〇年。）眞照大定禪師ノ創建。本山三十世佛壽禪師ヲ請テ開山トス。禪師諱ハ妙環。樞翁ト號ス。佛國禪師ニ嗣法ス。下野國ノ人。文和三年（紀元二〇一四年。）二月十八日寂ス。壽八十二。大定禪師ハ貞治二年（紀元二〇二三年。）十二月八日化ス。其後兵亂ヲ歷テ衰微セシニ、天文中梅江和尚中興シテ舊觀ニ復セリ。（略。下福聚山清徳寺。）

——新編武藏風土記稿



——本化別頭佛祖統記

品川町（北品川ノ字御殿山。）ニアリ。域内貳百貳拾七坪。臨濟宗。元徳二年庚午、（紀元一九九〇年。）僧眞照（大定禪師。）之ヲ創建シ、本山鎌倉建長寺三十世僧妙環（佛壽禪師。）ヲ請テ開山トナス。妙環ハ正平九年甲午（北朝文和三年。紀元二〇一四年。）二月十八日寂ス。眞照ハ同十八年癸卯（北朝貞治二年。紀元二〇二三年。）十二月八日寂ス。後兵亂ノ餘、堂塔壞頽ス。天文中僧梅江之ヲ中興ス。（略。下可什、物外と號を。天應國師に侍して擇法眼を得たり。元應二年、（紀元一九八〇年。）天岸廣等と俱に元に入り、一時の禪匠に謁し、普く名區を探る。天曆己巳（元徳己巳、紀元一九八九年ナラム。）明極俊禪師本國の聘に赴く。竺僊天岸及び什を誘て歸洛に就く。海上風を祈るの作あり。既に博多に著くや、秀涯胤公、崇福寺の印を解く。太宰の大貳大友賴尚擧請して開堂せしむ。住職稍久うして鎭西風に歸す。將軍足利氏遠く請じて建長寺に主たらしむ。東方の學人參訪するもの絡繹たり。美濃正法寺の開山大醫禪師の七周忌に臨んで拈香す。觀應二年（紀元一三五一年。）十二月八日を以て化す。勅して眞照大定禪師と諡す。（本朝高僧傳。）（武藏風土記等ハ貞治二年十二月八日ノ示寂トナス。）

——大日本人名辭書

## 二、光巖寺

光巖寺。除地一段四畝十一歩。（品川）小名馬場町南側ニアリ。禪宗臨濟派。清徳寺末。昔ハ塔頭ナリト云。瑠璃山ト號ス。開山雲海。文和三年（紀元一三五四年。）起立シ、延文三年（紀元一三五八年。）八月二十二日寂ス。開基ハ二階堂出羽入道道蘊ナリトイフ。

藥師堂。門ヲ入テ正面ニアリ。二間四方ノ塗籠ナリ。相傳フ、古ノ藥師ハ、元明天皇ノ勅ヲ奉、佛工春日作、前立ハ慈覺大師ノ作ナリ。是ヲ讀經藥師ト稱ス。二像トモ回祿ニ罹テ烏有

ス。今ノ藥師ハ近代ノ彫刻ナリ。是ヲ當寺ノ本尊トス。客殿ノ本尊ハ釋迦ヲ安セリ。本寺天正七年（○紀元二三九年。）ノ水帳ニ、宮ノ下ノ地、藥師光嚴寺ノ分トシルセリ。

——新編武藏風土記稿

瑠璃山光嚴寺。四百四十坪。禪。清德寺末。

開山、中興、空山佐公禪師。

本尊藥師。太田道灌建立。道灌像有。

——江戸紀聞

瑠璃山光嚴寺。北馬場にあり。禪宗にして、東海寺中清德寺に屬せり。本尊藥師如來は佛工春日の作なり。當寺は太田持資の建立にて、その影像もあり。

——江戸名所圖繪

日善示寂

元弘二年壬申（○紀元一九九二年。）九月二十二日己丑（○己丑、三正綜覽。）法華僧日善示寂ス。

（○本化別頭佛祖統記。）

安中山大法寺開山日善上人傳。

師諱日善。呼大法阿闍梨。俗姓者平氏。北條義澄嫡孫濱名次郎光成三男也。少無聲色之娛。讀書好竺墳。遂告父母。脫却塵網。蚤見朗尊者于比企。具陳所思。朗尊聽許之。薙染得度。呼大法房。賜名日善。隨侍未幾。智行兼備。丕有重名。弘宗于常州。築安中山大法寺。居之有年。復歸比企。侍朗尊者。正和四年乙卯（○紀元一九七五年。）之秋、碑文谷源上招師爲第二代主。師時五十三歲。利益最多。元應二年庚申（○紀元一九八〇年。）之春、遭朗尊之喪。比企之傍構實成寺。心喪三年矣。元亨二年壬戌（○紀元一九八二年。）之夏、觀光帝都。訪像兄於龍華院。像兄見而大喜。暫留杖屨。五畿之間巡照舊跡。逍遙山水。不覺涉日。檀越見之新築寶國寺而敬待焉。師不得已停住。逾年說法教化。（戰國之時寶國寺廢矣。或云六條持珠院是也。）復歸于碑文谷焉。元弘二年壬申（○紀元一九九二年。）九月二十二日偶感微恙。安詳而化。世壽七十。

——本化別頭佛祖統記

足利尊氏捧願書ヲ淺草寺

建武二年乙亥（○紀元一九九五年。）足利尊氏願書ヲ淺草寺ニ捧グ。（○淺草寺緣起。神社考詳節。江戸名所圖會。）

後醍醐院御宇建武年中に征夷大將軍等持院贈左大臣殿（○足利尊氏。）鎭西に御下向ありしとき、船中にて御夢想の告あるによりて、當寺（○淺草寺。）に御願書ををくり給。

——淺草寺緣起

後醍醐院建武年中將軍源尊氏公赴鎭西時、於船中夢拜淺草觀音像。於是獻願書于淺草寺。

——神社考詳節

建武年中、將軍尊氏鎭西發向の折から、夢想に依て當寺（○淺草寺。）觀音、へ願書をこめらる。（○下略。）

——江戸名所圖會

天目示寂

延元二年丁丑（○紀元一九九七年。）四月二十六日丁丑、（○丁丑、三正綜覽。）法華僧天目示寂ス。

（○本化別頭佛祖統記。）

德川氏入國以前

日尙示寂

野州佐野妙顯寺開山天目上人傳、

師諱天目。呼美濃阿闍梨。豆州波多鄕人也。母者駿州熱原甚四郎國重之娘。甚四郎歸高祖講信修睦。師之母傚之。使師侍于高祖。師遭高祖喪。悲歎涕淚。一心精進。猶思酬恩。委躬弘化。開宗于下之野州阿蘇郡奈良淵妙顯寺。丕建寶幢。晚視武之荏原郡品川村而廬。又常之水戶領創修多羅寺而居焉。延元二年丁丑〇紀元一九九七年。四月二十六日感疾而化。納骸于修多羅寺。初師築鎌倉畠中圓成寺。盛唱本迹勝劣之義。身延日向尊者聞之召至。告曰、小兄累年侍高祖、片言以不及一經之中分本迹之論、像法過時之理觀、本迹俱迹、末法當機之事觀、本迹俱本、是塔中別囑本化的傳也。毋謬而陷于天台一往科文、子也身延親近日淺、宜矣不知之。師驚愕大汗慚愧改悔肉袒謝罪。向尊容之。是正安元年己亥〇紀元一九五九年。秋也。付寺於法姪日實而去。今呼妙長寺矣。於後門人日叡開洛之青柳寺、又興品川舊廬呼鳳凰山妙國寺。竝崇師爲開山祖。洛之青柳寺者戰國之時廢矣。其趾迄今有青柳泉云矣。

—本化別頭佛祖統記

曆應元年戊寅〇南朝延元三年、紀元一九九八年。二月二日戊辰、〇戊辰、三正綜覽。法華僧日尙示寂ス。〇新篇藏武風土記稿。

妙勝寺〇中略。開山日尙。曆應元年〇南朝延元三年。紀元一九九八年。二月二日遷化。當寺ノ傳ヘニ、弘安七年〇紀元一九四四年。江戶名所圖會ニハ正應二年乙丑九月トアリ。四月、下總國堀江浦ニ流着セシ虛船アリテ、其中ニ一童子ヲレリ。當村ノ漁人トリアゲテ介抱シ、其由ヲ問ヘバ、平家ノ末葉ナリト云。ヨリテ伴ヒ歸リテ、元ヨリアリシ妙見社ノ傍ニ草庵ヲ營ミ置シガ、其後法華經寺二世日高、宗派弘通ノタメ、當所ニ來リシトキ、彼童子歲十六ニテ日高ノ弟子トナリ、成就院日尙ト號シ、後ニ當寺ヲ創スト云。

—新篇武藏風土記稿

日賢示寂

曆應元年戊寅〇南朝延元三年、紀元一九九八年。二月十七日壬子〇壬子、三正綜覽。法華僧日賢示寂ス。〇本化別頭佛祖統記。

駿州村松海上寺第二代日賢上人傳。

師諱日賢。呼淡路阿闍梨。駿州安東村人也。少年遊高祖〇日蓮。門。實學道儀。備嘗苦辛。性溫柔謹素。能堪忍力。爲人見慕。猶骨肉也。就中源〇日源。位〇日位。兩兄喜其操行。高祖〇日蓮。滅後、侍塚殊他生涯事香華不欲去。時永仁之中、〇紀元一九五三年乃至一九五八年。武之雜司谷源兄欲遷碑文谷、而招師。辭再三。源兄不可。强而呼之。師不得止出矣。雜司谷者鬼子母神和光靈地。時々得加。居之有年矣。正和之中、〇紀元一九七二年乃至一九七六年。駿之村松位上將歸于池田舊隱。衆止之曰、此地元來慈覺之徒、見師佯潛。師若去、是舊執得時必蜂起耳。爲之如何。位上亦懷之。遂謀源上源上差師。位上大喜。師欽兩兄命、復不甚拒。卓錫村松。師慈善根力不治衆和。與位上化、尙如一日。是時駿州歸伏。居多焉。池田第二代日嚴偶感得海中涌出久成尊。而建本佛堂。師聞之、謂位兄之德偉乎哉。生前唱題之暇、示衆、以己心本佛爲事觀之梯。滅後未幾見是表事。嚴姪之擧、得其旨哉。我亦傚顰。村松大殿之後建本佛堂焉。曆應元年戊寅〇紀元一九九八年。三月十七日示微恙。泊然而化。壽九十六。

德川氏入國以前

赤塚大堂鑄鐘

曆應三年庚辰（南朝興國元年。紀元二〇〇〇年。）四月僧快賢赤塚（豐島郡赤塚。）泉福寺ノ梵鐘ヲ鑄ル。泉福寺ハ眞福寺トトモニ、其地阿彌陀堂（江戸名所圖會ハ獨釋迦堂トナス。誤リニヤ。）ノ別當ニシテ、當世茲ニ一大伽藍ノ存セシガ如キモ、ソノ名稱叡建ノ事情詳ナラズ。後世單ニ稱シテ赤塚ノ大堂トナスノミ。（四神地名錄。新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。遊歷雜記。武藏野話。武藏通志。）

同所（下赤塚村。）大堂といへる釋迦堂あり。土人の云ひ傳ふは、大同年中の建立にして、古しへ寺は、七塔のからん地ありしよし。今も上寺家下寺家といふ地名堂の前後に有り。古しへ寺下町のありし所と云。此所ゟ古き鐘（中略。）今年寬政六年迄凡五百五十餘年。古き鐘といふべし。少し破てありといへ共地ゟねよきゆへよ、音は他方のゟねに勝れり。鐘の形も圖の如く（圖略ス。）細かから、龍頭の所異なり。其文に泉福寺眞福寺兩院の鐘なりと彫刻してあり。

——四神地名錄

阿彌陀堂。土俗大堂ト稱ス。阿彌陀ハ聖德太子ノ作。坐像長三尺。緣起ノ文ニ據ニ、此堂ノ起立ハ、建武延元ノ頃七堂伽藍ノ莊嚴アリ。故ニ大堂ト號ス。其頃泉福眞福ノ兩寺大別當タリ。上六坊下六坊ト稱シテ、十二ノ脇坊アリ。夫ヨリ星霜ヲ經テ、永祿四年（紀元二二一年。）上杉輝虎小田原ヘ亂入ノ時、此邊兵火ノ衝トナリ、堂宇コトコトク烏有トナリシヨリ、今ノ如



——本化別頭佛祖統記

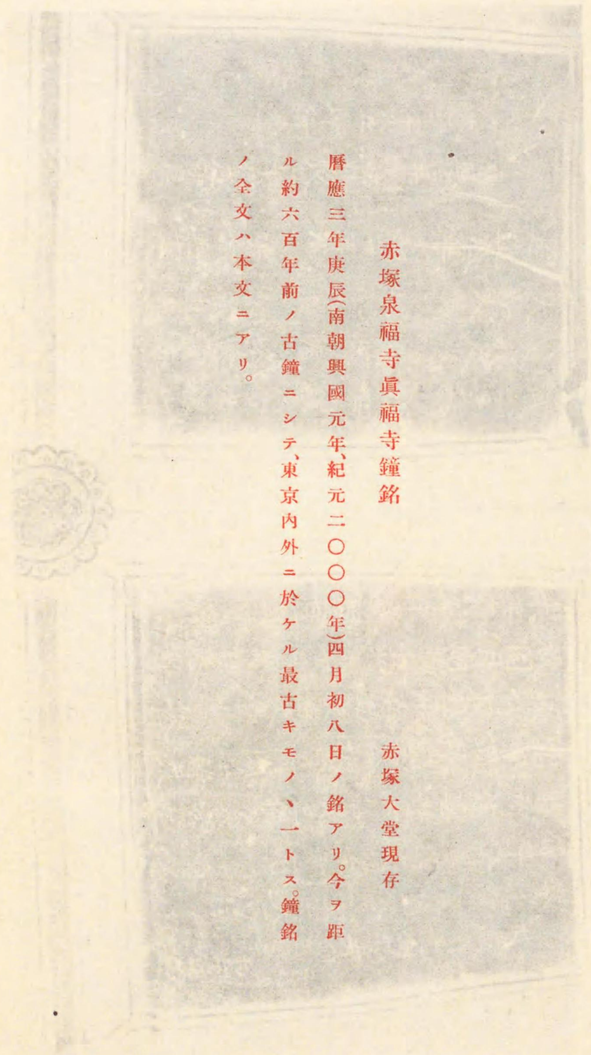

赤塚泉福寺眞福寺鐘銘

赤塚大堂現存

曆應三年庚辰（南朝興國元年、紀元二〇〇〇年）四月初八日ノ銘アリ。今ヲ距ル約六百年前ノ古鐘ニシテ、東京内外ニ於ケル最古キモノヽ一トス。鐘銘ノ全文ハ本文ニアリ。

赤塚大堂鑄鐘

曆應三年庚辰〇南朝興國元年。紀元二〇〇〇年。四月僧快賢赤塚〇豐島郡赤塚。泉福寺ノ梵鐘ヲ鑄ル。泉福寺ハ眞福寺トトモニ、其地阿彌陀堂〇江戸名所圖會ハ獨釋迦堂トナス。誤リニヤ。ノ別當ニシテ、當世茲ニ一大伽藍ノ存セシガ如キモ、ゾノ名稱殺建ノ事情詳ナラズ。後世單ニ稱シテ赤塚ノ大堂トナスノミ。〇四神地名錄。新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。遊歷雜記。武藏野話。武藏通志。

——本化別頭佛祖統記

同所〇下赤塚村。大堂といへる釋迦堂ありし。土人の云ひ傳ふは、大同年中の建立にして、古しへは、七塔のからん地ありしよし。今も上寺家下寺家といふ地名堂の前後に有り。古しへ寺下町のありし所と云。此所ゟ古き鐘ありし。〇中略。今年寬政六年迄凡五百五十餘年。古き鐘といふべし。少し破てありといへ共地ゟねよきゆへゟ、音は他方のゟねに勝れり。鐘の形も圖の如く〇圖略ス。細かゟ龍頭の所異なり。片ひらにも銘ありし。佛語にして長く爰ゟ略しぬ。其文に泉福寺眞福寺兩院の鐘なりと彫刻してあり。

——四神地名錄

阿彌陀堂。土俗大堂ト稱ス。阿彌陀ハ聖德太子ノ作。坐像長三尺。緣起ノ文ニ據ニ、此堂ノ起立ハ、建武延元ノ頃、七堂伽藍ノ莊嚴アリ。故ニ大堂ト號ス。其頃泉福眞福ノ兩寺大別當タリ。上六坊下六坊ト稱シテ、十二ノ脇坊アリ。夫ヨリ星霜ヲ經テ、永祿四年〇紀元二二一年。上杉輝虎小田原ヘ亂入ノ時、此邊兵火ノ衝トナリ、堂宇コトコトク烏有トナリシヨリ、今ノ如



## 赤塚泉福寺眞福寺鐘銘

曆應三年庚辰(南朝興國元年、紀元二〇〇〇年)四月初八日ノ銘アリ。今ヲ距ル約六百年前ノ古鐘ニシテ、東京内外ニ於ケル最古キモノヽ一トス。鐘銘ノ全文ハ本文ニアリ。

赤塚大堂現存

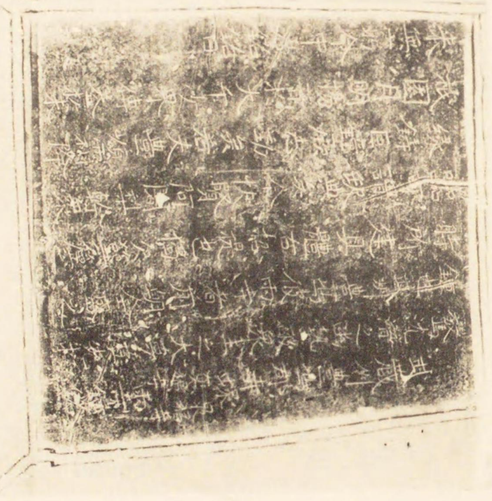


ヽ全文ハ本文ニアリ。

ル第六百年前ヽ古籍ニツテ、東京内外ニ於テハ最古キチヽノ一トス。鑑定

報恵三年東京(南韓興國元年紀元二〇〇〇年)四月初八日ヽ於テ。今ヲ距

赤城泉福寺眞福寺經本

赤城大堂現在

ク衰微セシト云。今村内ニ上寺家下寺家ノ小名残レルハ、彼脇坊ノ遺名ナリト云。眞福寺ハ廢シテ、今泉福寺此堂ヲ進退セリ。

鐘樓、曆應ノ古鐘ヲカク。大サ、長五尺、口ノ渡リ二尺二寸許。〇武藏野話ニハ長四尺八九寸、口の徑二尺二寸トアリ、銘文左ノ如シ。

武藏州豐嶋郡赤塚（泉福寺眞福寺）兩寺鐘銘

驚沉潛之幽勢、破衆生之大夢、莫先於鐘也。武州豐島彼兩寺者、前朝全盛之時所建、具體古招提也。獨欠簨簴之器、可謂缺典矣。今快賢阿闍梨幹衆緣鑄巨鐘。厥志勤矣。若夫豐嶺霜降、祇園月明、揭音於大千沙界、傳益於未來無窮。命中岩銘銘曰、

武之豐郡　州之重鎭　崇崇福山　寘我彦俊　鬼氏范鏞　以落以鑄
大和大鳴　鯨吼霆震　啓昏迪迷　遐邇咸進　劫石有消　洪音無盡

曆應三年庚辰四月初八日　筆執　三　位　親　慶
大工　平次五郎行次
勸進沙門治部阿闍梨快賢

――新編武藏風土記稿

大堂。赤塚松月院の南よりあり。形ばかりの草堂の内に釋迦如來の像を安じて本尊とす。土人傳云、大同年間の開創にして、上古は大刹なりしとなり。されど後世數度の兵燹に罹り焦土となりて、僅に此釋尊の御堂と舊鐘のみ殘れりとなり。（今釋迦堂の前後に上寺家下寺家と字もる地あるは、鐘の銘に

徳川氏入國以前

存せる所の泉福眞福兩寺の衛跡をさしていふなるべし。

古鐘一口。堂前にあり。長凡五尺ばかり、口のわたりは二尺三寸あまりあり。此舊鐘の銘僅中岩は、鎌倉建長寺四十二世佛種慧濟禪師たり。諱は圓月、號は中岩と號す。東陽に嗣法す。永和元年正月八日示寂、世壽七十、云々。以上鎌倉志に出づるところなり。○鐘銘ハ既出ニツキ省略ス。

——江戸名所圖會

武州豐嶋郡下練馬村街道の四辻より北へ入、眞直に凡拾町餘まして、赤塚村大堂といふあり。往還の西角にして小高き處にあり。則ち石階を登る拾四五段。本堂は南面して、五間四面。本尊ハ座像の彌陀。御長貳尺四五寸むかりと覺ゆ。此本堂まつゞき菴室ありて、道心壹人守まり。境内又廣きにあらず。○中略。此堂前に鈎鐘あり。亘り凡三尺むかり。鐘樓も當世まで作りたるものまゝあらで古雅なり。今ハ晝夜時の鐘に撞くとなん。此鈎鐘は、人皇九十五代後醍醐天皇の御宇、建武延元年間の頃ゑ、七堂伽藍全く成就せしに、永祿四庚酉年、上杉彈正大弼輝虎ハ、小田原兵亂の刻ミ、越後ゟをゞ山より發向し、此處を通行して、當寺の廣く境内の伽藍建つゞけば、敵徒あるひハ凶賊等埋伏せんも計りがたしと、放火し悉く燒拂ひぬ。既に火炎本寺を燒まゑ及んで、本尊の彌陀御脇腹の處三寸餘方程焦給ひしゞ、忽然としてうしろの山上まゑ飛去給ひゲり。今まゑ御脇腹に燒さゝる跡の顯然さるハ是あり。その頃ハ大伽藍ありしを以て今僅まゑ百分一の面影のミ殘るといへども、大堂と稱をるハ爰まゑ起る。此時炎火諸堂に移り、鈎鐘の疵貳ケ處まゑ三ツ蕩け失さゝりさまざまども音聲今まゑ比類なく、ひゞき一里四方まゑ聞ふるとなん。○中略。志かるに合戰濟て後輝虎ハ倩々と本尊の靈驗を感じ、僅に本堂僧房鐘樓を再建し置ゐるよし。粗緣起に見えたり。○初篇。



大堂の土地をバむんぜうめといへる處なりけり。○中略。古鐘予が杖を以て量り、銀刺にてまゝろ見るまゑ、鐘の緣より龍頭と思ふところまで、内法貳尺七寸貳分、きし渡し貳尺貳寸八分、厚さ一寸九分。銅色又眞の古物にして天然に見ゆ。但し北東の方ゟ疵貳ツ西の方へ向さる疵壹ツ、都合三ツ是なし。○略。中燒拂ハまし御兵火まかゝりて疵蕩き流ましまや。但し銘の執筆至て見事に、又文字甚大きく、當世とハ大まゑ異あり。三位親慶とハ何まの人まや。筆法打あがりて見ゆ。○二篇。

——遊歷雜記

下赤塚村○字大門。に勝參山大堂といへる釋迦堂あり。大同年中の建立にて、七堂伽藍の地ゑりしより星霜をへて衰微甚しくあれりと土人いへり。此堂の前後の地名に上寺家下寺家といふあり。古寺家町のありし地といひつたふ。此釋迦堂の前に鐘樓あり。

——武藏野話

本寺○松月院。ノ南ニ阿彌陀堂アリ。大堂ト稱ス。域内三百九十坪。建武延元ノ頃、七堂伽藍ヲ具フ。故ニ大堂ト號スト云。當時泉福眞福二寺大別當タリ。又支坊十二アリ。上六坊、下六坊ト稱ス。永祿四年辛酉上杉輝虎本州ヲ侵ス時兵燹ニ罹リ、隨テ衰廢シ、眞福寺ハ廢絶シ、今泉福寺之ヲ管ス。村内舊上寺家下寺家ノ字アリ。支坊ノ遺名ナリ。

——武藏通志

泉福寺。新義眞言宗。上石神井村三寶寺末。崇福山ト號ス。本尊不動。村内阿彌陀堂大伽藍タリシ頃ハ、當寺眞福寺ト兩別當タリト云。今カノ堂ニカクル曆應ノ鐘銘ニ、彼兩寺前朝全盛之時所建古招提ト見エタリ。

德川氏入國以前

常福寺。同末。萬吉山ト號ス。不動ヲ本尊トス。按ニ、前寺ニ云ヘル眞福寺若クハ當寺ノ事ニテ、後年寺號ヲ改シニヤ。

——新編武藏風土記稿

## 日傳示寂

曆應四年辛巳〇南朝興國二年。紀元二〇〇一年。三月六日癸丑〇癸丑、三正綜覽。法華僧日傳示寂ス。

〇本化別頭佛祖統記。

本土寺第二代日傳上人傳。

師諱日傳。呼大圓阿闍梨。越之後州產。俗姓者藤原氏。三條之族。高曾皆搢紳也。師幼而出家於柏崎天台寺。有志好學。坐立讀誦。晉行蚤美爲衆所重。文永十一年甲戌〇紀元一九三四年。爲法華玄義講師。時師二十八歲。我朗尊者詢高祖謫居次于柏崎。呼船待風。滯留之間過寺清話。師懇問宗義。朗尊示喩夙福所逐。師聞而促感淚。欲棄舊宗。朗尊曰、我師今在佐州。往而拜謁。我爲之介。師大喜侍朗尊往。高祖見而容之。賜名日傳。朗尊賀曰、今日幸得好法弟。師退而辭曰、我受種益於高祖期熟益於尊者。盡未來際尊者我本師也。高祖聞而美之。遂囑朗尊也。高祖啓住運。師侍朗尊于比企。道意孝情嚴乎孳孳爲。建治三年丁丑。〇紀元一九三七年。曾谷禮上悛築北谷山。請朗尊者爲開山祖。朗尊者辭曰、如今山僧兩山上則止。於是朗尊差師代之。高祖賜本土寺之牓。朗尊圖大曼荼羅授高祖。的受九條大衣。併水晶念珠。以爲寺鎭也。師別造朗尊塔。院扁云妙泉院矣。朗尊滅後輪上見師殊篤。年少於師二十五。自幼學。師居多。師亦法眷雖多特講友悌。是時一家教書梓行甚乏。師一爲後進一爲輪上。天台章疏高祖遺書手書大成揩于比企藏中。一夏者安居比企。人呼爲半年阿闍梨。平生著述多矣。今存者別頭三五記二策十二因緣圖解一策也耳。師生涯不知疾病。老而益壯。隨緣弘通教化。一時宿于岩部村。縞素爲羣。被化受法。其地爲寺。今之岩部山安興寺是也。歸而退藏于妙泉院。遽然示滅。春秋九十五。曆應四年辛巳〇〇〇紀元二〇〇一年。三月六日也。平賀逐年繁盛。師滅後百年。嘉吉元年辛酉〇紀元二〇〇一年。之秋。曾谷山城守典宗改造大殿。不振。外護力請兩山主日壽和尚。充于供養導師也。長命次郎大夫營舞樂會祝山門萬歲。遠近老少來作壯觀云。

——本化別頭佛祖統記



## 常林寺草創附鹿嶋社

貞和三年丁亥〇南朝正平二年。紀元二〇〇七年。天台ノ僧了覺大井村常林寺ヲ中興ス。ソノ別當タル鹿嶋社ハ傳テ安和二年己巳〇紀元一六二九年。ノ勸請トナスモ明確ナラズ。但寺藏ニ寬正四年癸未〇紀元二一二三年。ノ古鰐口アルヲ以テ、略時代ヲ推定スベキカ。〇四神地名錄。新篇武藏風土記稿。江戶砂子。江戶紀聞。江戶名所圖會。

爾現山常林寺。天台宗。本尊藥師如來。慈覺大師ノ作佛ト云々。開山詳ならず。

此寺の傍に鹿嶋明神の小社あり。老樹生ひ茂りもんく〳〵としし神寂殊勝の地なり。此社舊地と見へ、古きから金ノ鰐口壹ツあ

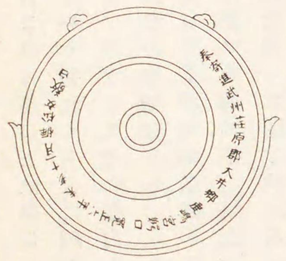

德川氏入國以前

り。常林寺別當寺なて、此寺ま藏を。則圖のごとく見る所の形、今世まゐる鰐口とは異まして、自然銅なり。委しく見るに干の字不解。また寛正六年は乙酉年なり。何れも大ひに齟齬せし事なから、鰐口におゐては眞物の年ふりし器に違ひなし。按に僅なる文章に敬白もニツ所ま記し、祈この文字も讀ゃたく。書も大槩にて、隨分文盲ゐ者の筆記せしものなるへし。

——四神地名錄

鹿嶋社。除地一段四畝。村（大井村。）ノ南方ニアリ。當村ノ鎭守ナリ。相傳フ、安和二年（紀元一六二九年。）ノ頃、常陸國鹿嶋郡ノ鹿嶋明神ヲ勸請セリト。本社九尺四方。拜殿七間ニ六間半。前ニ石ノ鳥居アリ。柱間九尺許。拜殿ノ西北ニ二間ニ二間半ノ神樂堂アリ。豐歲ヲ祈ンカタメ、毎年六月中村民コソリテ神樂ヲ奏ス。九月十五日ニモ神事アリトイフ。

末社。稻荷社、辨天社、共ニ本社ノ側ニアリ。

別當常林寺。除地二段十六步。社地ノ北ニ續ケリ。天台宗ニテ、郡中南品川宿常行寺末。爾現山來迎院ト號ス。寺傳ニ云當寺ノ本尊藥師ハ、慈覺大師ノ彫刻ナリ。開山法印尊榮大師ノ命ヲ受テ此所ニ鹿嶋社ヲ創立シ。又精舍ヲモ建立シ、此像ヲ安置セリ。後星霜ヲヘテ貞和三年（紀元二〇〇七年。）了覺法印ト云沙門當寺ヲ中興シテ堂舍モ壯麗ナリシトソ。天正ノ末年ヨリ此邊ニテ御放鷹ナトアリシ時ハ、屢當寺へ渡ラセタマヒシカ、正保二年（紀元二三〇五年。）別ニ境內ノ地へ御茶屋ヲ建ラル。（○中略。）寺寶。不動尊畫像一幅。（智證大師ノ筆ト云。）

——新篇武藏風土記稿



鹿嶋社。同村（大井村。）ニまゐり。

鹿嶋明神社。

常林寺の傍にあり。此寺の持なり。古き鰐口まゐり。徑六寸六分。今は此寺まゐり。

銘曰、敬白奉寄進武州荏原郡大井鄕鹿嶋宮鰐口、寬正六（四ノ誤。）年未亥（癸ノ誤。）十一月、稗松女敬白。

今按ニ、十干の文字不審。寬正六ハ乙酉なり。ことに未亥といへることはあけれは誤寫か。又稗文字よみかたし。もし稗の字にてわか松あとよめるにや。

——江戸砂子

鹿嶋大明神社。同所（大井光福寺。）一丁ほり西南まあり。社記まに云く、當社ハ安和二年己巳（紀元一六二九年。）九月十九日、常陸國鹿嶋の御神を遷し奉ると云々。別當を爾現山常林寺と號す。天台宗にして東叡山に屬せり。本尊は藥師如來。慈覺大師作。開基は尊榮法印なり。貞和三年丁亥（紀元二〇〇七年。）再興す。了覺阿闍梨を中興と稱せり。境內櫻多く、春時一奇觀たり。本地堂。（本尊は十一面觀世音まして、智證大師の作ありといへり。）

古鰐口。（別當常林寺ま收む。按に磨滅ありて文字よむへからず、銘に顯ざいま文字を鐫損したるものならん歟。其銘左の如し。）

奉寄進武州荏原郡大井鄕鹿島宮鰐口、

——江戸紀聞

德川氏入國以前

寛正四年癸未十一月日□松女敬白。

——江戸名所圖會

高安寺中興

府中（番場宿片町。）ノ舊刹高安寺ハ、モト見性寺トイフ。或ハ其地ヲ藤原秀郷ノ館址ナリト稱スルモ、詳ナラズ。貞和四年戊子。（○南朝正平三年。紀元二〇〇八年。）足利尊氏、僧大徹（心悟。）ヲシテ之ヲ中興セシム。乃等持院高安寺ト改稱シテ、當時ノ一大伽藍タリシガ如シ。（○四神地名錄。調布日記。新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏野話。武藏名所圖會。武藏通志。大日本地名辭書。）

龍門山高安禪寺等持院、古しへよりは寺まて、俵藤太秀郷舊宅の地と云ひ傳ふ。境内ま秀郷稻荷と稱せる小社あり。尤らしく聞侍りぬ。まゝ武藏坊辨慶も此所ま暫住居せし由まて、辨慶井と稱せる古井あり。辨慶橋といふもあり。故あらんゝと覺しき所也。武藏坊といひしまよつて此所ま引つけしにや。辨慶此國ま住せしといふ事未聞。役僧の物語まは辨慶此寺まおゐて大般若を書寫し、奉納ありし經文、七八十年以前までは、當寺は什物なりしゝ、谷保村の安樂寺へかせしに、夫（しゝ）よりして返させ。今は谷保村安樂寺は寶物なりと物語りぬ。左もありし事まや。詳ならせ。是より後將軍尊氏公の建立。開山は心悟禪師まて、御朱印拾五石。此邊まての大寺なり。等持院は尊氏公は法名也。本堂の額は呉の程赤城ゝ筆まて、等持院と書せし大文字甚見事也。今中華まても名ある能書と聞へぬ。山門の額は龍門山とありて、雪山和尚は筆まして、是も劣らぬやうに見へ侍りし也。

——四神地名錄

龍門山高安禪寺にゆきてみる。門に武野禪林の額あり。此寺八年ばかりあとに燒て、山門の礎のみ見え、本堂も假堂なり。此寺を等持院といふ。尊氏公の木像あり。又辨慶の畫しといふ掛物あり。辨慶机によりて大般若を書寫するさま、いかにも古雅なるものにして絹地なり。辨慶此寺にて大般若經を書しといふ。その經は五代目の住持の時に燒失たりといふ。（四神地名錄には、谷保村の安樂寺へかせしに返さず、今は安樂寺の寶物なり。）堂のうしろの籔の中に古井あり。辨慶此井の水を硯水として經を書しと云。此井より出し兜の鉢の古きあり。中に勢至菩薩ありしとぞ。又尊氏公の陣中に用ひし銅鑼一口あり。此外あまた寶物ありしが、火災に失ひしと、監司の僧の物語なり。住持は江戸に御禮に出ていまたかへらず。古へより此地は俵藤太秀郷の宅地なりといひ傳ふ。境内に秀郷稻荷辨慶橋といへるありと、四神地名錄にありしが見すぐしつ。觀音堂あり。觀世音といふ額と圓通閣といふ額あり。堂の外より四面見わたされて、都下の日暮の里七面堂の面影あり。銅佛の臺座を唐銅にてつゝみ、佛說彌勒下生成佛經を彫れり。

——調布日記

龍門山高安護國禪寺。等持院と號す。六所宮御旅所より九丁バかりを隔てゝ西の方、甲州街道の左側まあり。洞家の禪宗まして、多麻郡二股の海禪寺ま屬せ。本尊、釋迦如來。（御丈一尺五寸計。）脇士文殊普賢の像。賢俊法眼の作なりと云。當寺ハ俵藤太秀郷の開基まして、秀郷の宅地の舊跡なりといへり。其後足利將軍尊氏公中興あり。故ま尊氏公の法號を採て等持院と稱せ。則尊氏將軍の肖像あり。（當寺其先ハ市川山見性寺と號せしとあり。當寺を秀郷居住の舊跡の故にしゝ呼ぶと云。東西南の三方、今も堀を構へたる形殘れり。）開

山は大徹心悟禪師と號ふ。

高安寺。片町○番場。ニアリ。龍門山等持院ト號ス。洞門ノ禪宗。當郡二又尾村海禪寺ノ末。御朱印十五石ノ寺領ヲ附セラル。末寺四院ヲ統。本尊釋迦。木ノ坐像。長二尺七寸餘。本堂ニ安ス。開山大徹心悟。貞治三年○○紀元二二四年。四月十日寂ス。中興德光、慶十八年○○紀元二七三年。八月廿七日寂ス。寺傳ニ、境内ハ往古田原藤太秀郷ノ館迹ナリ、故ニ今ニ秀郷稻荷ト稱スル小社アルハソノ故ナリト。是天慶三年○六○紀元一○年。秀郷武藏守トナリテ下リシ時ノコトニヤ。略。○中又源義經辨慶モシバシバコヽニ住居セシトテ、今ニ辨慶ノ井ト稱スル古井アリ。谷保村ノ安樂寺ニ藏スル所ノ義經辨慶等書寫セシ大般若經モ元來當院ノ什物ナリシトイフ。コレ等ノコトイブカシキコト多シトイヘド、姑ク傳說ノマヽヲ存ス。○中略。本堂。○中略。

稻荷社。小社。本堂ノ西ニアリ。秀郷稻荷ト稱ス。

觀音堂。五間四方。門内ニアリ。正觀音。木ノ坐像。長三尺許。胎藏ニ混沌佛、長九寸許ノモノアリト云。猶外ニ六軀アリ。各長二尺許。寺傳ニ、繼體天皇卽位ノ三年、權化ノ雕作ナリ、承平中秀郷此像ヲ感得シ、爲ニ一宇ヲ建テ安置ストイフ。其地ハ今門外ニ觀音橋ト呼ル所アリ、其邊ニアリシトゾ。後洪水ノ患ニ逢テ今ノ所ニ遷セシトイフ。○中略。

辨慶井。本堂ノ西北ニアリ。武藏坊辨慶コノ所に住セシ時、コノ井ノ水ヲ以テ大般若經ヲ書寫セシユヘニ名ツケシナリト、云ヒツタヘタリ。○中略。

辨慶自畫省像、一幅。同木像一軀。○下略。

——新編武藏風土記稿



——江戸名所圖會

藤原秀郷靈祠。境内坤の方よあり。今稻荷明神に勸請ゑ。此地ハ秀郷の宅地の舊跡なるによれり。辨慶硯水井。堂後の竹藪よある所の古井をいふ。辨慶此井水を汲んで硯の水とし大般若經を書寫せしといふ。然れ共其經は燒失したゑとて今ハなし。又辨慶の畫なりとて辨慶机よりて經を書寫ゑるさまを畫きし掛幅あり。絹地よして甚古雅ゑるものなり。又こゝよ西北の方甲州街道よ架する所の橋をも辨慶橋と號け、東の坂を辨慶坂と呼べり。ゑべて辨慶よ因ある事而已多けれども、辨慶ゑ事ハ、水戸黃門光國卿の撰給ひし大日本史よも除き給ひしゆ、名ありて實なく、證とゑべき事なければなるべし。

——江戸名所圖會

武野禪林の額をあけたる龍門山等持院高安禪寺とて古刹ゐり。俵藤太秀郷舊宅の地といひつたふ。境内に秀郷稻荷と稱せる小祠あり。又武藏坊辨慶も此地に住居せしよしにて、辨慶井と稱せる古井あり。辨慶橋といえるもあり。いづれ辨慶の此地に住居せられしことをしらぜ。又辨慶大般若を書寫し此院に奉納せしと。八九十年前谷保村安樂寺へかしてより、終よ返さず。夫より安樂寺の什物となりしといふ。不調法ともいふべきか。等持院ハ尊氏卿の法名なれば、いづれ足利家よりの事にあらざれば徵ゐし。

——武藏野話

寺傳ニ、將軍尊氏、市川山見性寺トイヘル寺院ヲ改テ、龍門山高安護國禪寺ト號シ、心悟禪師ヲ當寺ノ開山トシ、其時ハ濟門ノ禪宗建長寺末ナリトゾ。按ニ寺寶ノ文書ニヨレバ、心

悟禪師當寺ヲ中興セシハ、貞和四年○○（紀元二○○八年。）ノ頃トミエタリ。仍テ尊氏ヲ開基トナシ、其法諡ヲ以テ當山ノ院號トス。古ヘハ大伽藍ニテ、塔頭十院、末山モ七十五院アリテ、結界モ廣大ニシテ、東ハ代田村、西ハ貝坂、南ハ向山、北ハ山口ニ及ビ、延袤凡四里程ニ亘レリトイヘリ。其後兵亂ノ間シバシバ將軍家ノ陣所トナレリ。永德ノ初將軍氏滿、小山義政ヲ退治ノタメ出陣ノ時、當山ニ陣座セシ。應永六年、○○（紀元二○○五九年。）周防ノ大內助義弘京都ニムカヒ逆心ヲ起セシ時、左兵衛督滿兼府中ニ打出、當院ヘ動座。ソレヨリ上州足利庄ヘ進行アリ。應永ノ末、將軍持氏小栗退治トシテ下野國結城ニ事アル時、暫ラク府中ニ陣座アリシガ同三十一年○○（紀元二○○八四年。）當山燒失、座所ナキニヨリテ鎌倉ヘ歸陣。又正長元年○○（紀元二○○八八年。）八月、安房守憲實ヲ討ントテ、持氏將軍鎌倉ヲ打立チ當院ニ陣座アリ。永享十年○○（紀元二○○九八年。）憲實ヲ退治ノタメ、持氏コノ地ニ進發セシニ、タマタマ持氏ヲ退治トシテ、上杉中務少輔持房ヲ大將トシテ、關東ヘ下サレ、府中分陪ニ着陣。翌十一年○○（紀元二○○九九年。）正月、持氏終ニ當院ニ於テ自害ス。又享德四年（○紀元二一五年。）將軍成氏上州ノ敵退治ノタメ、鎌倉ヲ立府中ヘ發向、當山ニ陣ヲ取、分陪ノ軍アリ。コノ時大將右馬助入道憲顯深手ヲ負テ當寺ニ於テ自害セリ。カク歷年ノ兵戰ヲ經テ、後ニハ衰ヘ行テ、古ヘノ大利ノスガタモ失ヘリ。（○中略。）本堂。十二間半ニ九間。東向。等持院ノ三字ヲ扁ス。筆者ハ唐山ノ程赤城ナリ。外ニ龍門山ト題スル山門ノ額アリ。雪山ノ筆。今山門廢シテ、別ニ藏弃ス。（○中略。）

袈裟一項。尊氏ヨリ心悟ニ贈ラレシモノナリ。裏ニ記アリ。如左。



本山竝諸寺院中興梵刹建立成就之所

持衣一項　奉贈

大徹心悟禪師法座下

貞和四戊子歲仲秋吉旦

源大將尊氏納焉

袈裟一項。黃絹ナリ。持氏寄附ノモノ。裏ニ記アリ。

說法衣　一項

奉　贈　大徹和尚法座下

應永三十三年午二月二十四日（○大徹ハ正平十九年示寂トアレバ此年階ノ文書ハ疑フベシ。）

從三位源朝臣持氏（花押）

――新編武藏風土記稿

龍門山等持院高安寺。

府中驛（字番場宿。）ニアリ。域內貳千八坪。曹洞宗。舊市川山見性寺ト號スル一寺アリ。足利尊氏之ヲ改造シ、龍門山高安護國禪寺ト稱シ、僧大徹（心悟禪師。）ヲ以テ開山トナシ、臨濟宗ニシテ、建長寺末ナリ。（大徹正平十九年甲辰四月十九日寂ス。）當時大伽藍ニシテ、塔頭拾院末寺七拾五院アリト云。（寺傳。）天授六年庚申（北朝康曆二年○紀元二○四○年。）四月小山義政（下野守。）兵ヲ擧テ官軍ニ應ズ。五月足利氏滿自ラ諸軍ヲ督シ、府中ニ出テ本寺ヲ以テ陣營トナス。九月義政降リ、氏滿鎌倉ニ還ル。弘和元年辛酉（北朝永德元年。○紀元二○四一年。）義政復兵ヲ起ス。六月氏滿再ヒ本寺ニ陣ス。應永六年己卯（○紀元二○五九年。）十月大內



德川氏入國以前

義弘堺ニ反ス。廿一日足利滿兼入リ幕府ヲ援クト聲言シ、兵ヲ率テ本寺ニ陣ス。同七年庚辰〇〇（紀元二〇六〇年。）三月五日鎌倉ニ還ル。同卅年癸卯〇〇（紀元二〇八三年。）八月、足利持氏小栗滿重ヲ常陸ニ伐チ、十六日還リ本寺ニ次ス。（鎌倉大草紙。大日記。）同卅一年甲辰〇〇（紀元二〇八四年。）十月廿三日、本寺火災アリ。（大草紙。）十一月十四日、持氏鎌倉ニ還ル。（大草紙。大日記。）永享十年戊午〇〇（紀元二〇九八年。）持氏上杉憲實ト隙アリ。八月憲實上野ニ奔ル。十六日持氏之ヲ擊チ、復本寺ニ陣ス。（九代後記。喜連川判鑑。大日記。兵亂記。）六月將軍足利義敎上杉持房（中務大輔。）等ヲシテ持氏ヲ討セシメ、足柄箱根二道ヨリ進ム。廿九日持氏本寺ヲ去リ徒リ、相模海老名ニ陣ス。（兵亂記。九代後記。）康正元年乙亥〇一（紀元二一五年。）正月五日、足利成氏出テ本寺ニ陣シ、廿一日上杉持朝等ト大ニ分陪河原ニ戰フ。尋テ持朝等ヲ常陸小栗下野小山ニ追擊ス。六月今川範忠（上總介。）幕府ノ命ヲ以テ來リ擊ツ。成氏本寺ニ屯ス。（大草紙。九代後記。重編應仁記。）是ヨリ後本寺四戰ノ墟トナリ、敗頹シテ復昔日ノ觀ナシ。

——武藏通志

建武年中、足利尊氏將軍當寺中興開基シ給ヒ、初の寺號は市川山見性寺と號せしを、龍門山高安護國禪寺と稱し、開山を大徹心悟禪師と稱し、濟門なり。此時塔頭十ケ院、末門七十ケ寺在し。今は僅に四ケ寺あり。夫より將軍の次子基氏朝臣關東の主として、鎌倉に屋形御造營在て以來關東の公方と奉稱、五代鎌倉に御座ありければ御始祖尊氏公御草創の事ゆへ基氏朝臣より等持院の號を附與なし給ふ。五代公方家軍旅の御發向あれば、御代に當時を御陣所と定め給ひけり。然に康正年中より、成氏朝臣鎌倉を去て、下總國古河へ屋形を移し給てより、當國の亂れ打續き、永祿天正の頃に至ては山内禪堂大庫裏小庫裏



鐘樓佛殿方丈倉廩の堂宇等修造を不レ得、殆潰廢に及しに、當國は小田原北條の分國となり、北條氏康氏政氏照より朱璽を賜ひける。御入國以來神祖大君御朱璽寺領を賜ひ、慶長の頃宗派を轉し、德光禪師を以て中興開山とす。寺寶等、往昔より度々の回祿に罹り、其傳來を失ふ。中古寬永元年（紀元二〇八四年。）に燒亡し、又正保三年（紀元二〇三三年。）の府中大火にて灰燼となる。此時舊古の什物悉く焦土となれりといふ。

鎌倉公方家御陣所。

高安寺は尊氏將軍御開基の寺故、基氏朝臣を始、成氏朝臣迄、五氏の公方北東の方征伐の時ハ御陣所に定め給ひ、或は此寺にて越年成給ひし事もあり、又は一年餘も御宿陣あり給ふ時も有き。軍旅の設けゆへ湟を搆へ壘をも築、柵をまわし、不虞の備を置て、防禦の宿衞等緩怠せざるは、亂世の御陣座なれば、猶嚴なるべし。今に此寺を圍繞せし空湟は其時の舊趾あり。寺傳云、俵藤太此地に住居せし故、故あるから堀は秀卿か設所なりといふは、證とする所あく杜撰あり。公方家御代々陣營とし給ひし事は、此寺にて其傳へを失ひしと見へたり。

一。文和三年（紀元一三五四年。）七月二十三日基氏朝臣は畠山國淸を召具せられ、新田の殘黨を征伐として、高安寺に御宿陣、爰より入間川へ御發向、年を經て入間川に御陣座あり。

一、貞治四年、（紀元二〇二五年。）基氏朝臣宇都宮芳賀入道禪可謀反爲征伐御進發、高安寺に宿陣。是より入間川に陣營し給ふ。芳賀入道雌伏せしかは、無程鎌倉へ還入し給ふ。

一、永德元年、〇〇紀元二四一年。氏滿朝臣小山左馬助義政爲退治六月鎌倉首途、府中高安寺に御陣座、翌二年〇〇紀元二四二年。五月迄御留陣にて、歸館。

一、至德三年、〇〇紀元二四六年。氏滿朝臣又小山爲退治、七月鎌倉御發向、高安寺御宿陣にて、是より古河の城に至りたまひ、十二月鎌倉歸陣。

一、應永三年、〇〇紀元二五六年。小山は奥州へ逃下り、田村の庄司と同意し、新田義宗の子息相摸守貞方竝義治の子息刑部少輔義隆を語ちひ、白河邊へ打出よし聞へければ、氏滿朝臣四月二十八日鎌倉を發向ありて、高安寺に五月初まで御宿陣、六月朔日白河へ下向の由を聞て、賊徒退散。依て七月朔日鎌倉歸陣。

一、同六年〇〇紀元二五九年。滿兼朝臣京都御手合として、十一月二十一日鎌倉首途、府中高安寺へ御動座、夫より上州足利庄へ御發向を催さる。然るに大内義弘も京都にて討死の由聞へ、翌七年〇〇紀元二六〇年。三月五日鎌倉へ歸陣し給ふ。

一、同三十年、〇〇紀元二八三年。常陸住人小栗孫五郎平滿重謀反故、持氏朝臣小栗爲退治、五月高安寺へ御發向、是より結城まで御動座の處、小栗も城を被攻落て行方知らず、一味の宇都宮右馬頭持綱も被討ければ、八月十六日結城より高安寺まで御歸陣にて、翌三十一年〇〇紀元二四〇八年。十月二十三日迄御陣座の所に、其夜府中御陣座高安寺炎上のへ、鎌倉歸館。

一、永亨九年〇〇紀元二九七年。八月十六日、持氏朝臣府中高安寺御宿陣。管領上杉憲實と不和に依て、上州白井を攻んとあり。





一、同十一年〇〇紀元九九年。二月十八日、持氏朝臣滿貞朝臣府中高安寺にて御自害也。持氏朝臣の御遺體をば埼玉郡上埼の龍興寺へ奉送。是は御俗緣に依なり。

一、康正元年〇紀元一一五年。正月十五日、成氏朝臣鎌倉首途在て、府中高安寺御陣座。是は上杉と長尾か上州白井に居を攻んとあり。

一、同四年〇康正ニナシ。四年。閏四月成氏朝臣宇都宮等綱を攻んとて、鎌倉御發向にて、府中高安寺に御陣座あり。是より軍を押給ふ。

一、同年六月、京都將軍より成氏爲退治、今川上總介範宗を大將として、京都の大軍鎌倉へ亂入せしかは、成氏不叶して、高安寺へ來奔し、夫より同國菖蒲に行て、其後古河に屋形を構給ふ。此時より後は五代公方家の高安寺陣座の事やみけり。

高安寺。府中番場宿片町の古刹なり。舊號は市川山見性寺と云へりとつたふれば、府中の市の河邊に置かれけれバ也。諸州の府中には多く市川の名を呼ぶ。

——大日本地名辭書

正平七年壬辰北朝ノ觀應三年、卽文和元年、〇紀元二〇一二年。閏二月、足利尊氏戰捷ヲ淺草寺ニ祈リ、寺領ヲ寄附ス。〇淺草寺緣起。神社考詳節。江戸名所圖會。

于時正平七年壬辰觀應三也〇紀元二〇一二年。閏三月廿日、同將軍〇足利尊氏。武藏原合戰ま凶徒御退治の後、德川氏入國以前

——武藏名勝圖會

戰場にての御立願はまらせて、當寺よ御參詣ゐりて御寄進の地ゐり。

——淺草寺緣起

正平七年壬辰〇紀元二一二年。閏二月廿日、尊氏武藏原合戰之時、凶徒盡敗北。將軍大勝。於是令家臣詣淺草寺寄美田。一說曰、尊氏詣淺草寺。

——神社考詳節

觀應三年壬辰今年文和と改元あり。南朝の正平七年あり、閏二月廿日、緣起に三月廿日とあるは誤あり。武藏野合戰にも、兼て勝利あらん事を祈願ありて、合戰の後美田を寄らる。

——江戸名所圖會

正平十一年丙申北朝延文元年。〇紀元二〇一六年。八月眞言僧等海鳥山橋樹郡小机村鳥山字五反町。ノ三會寺ヲ中興ス。〇新篇武藏風土記稿。武藏通誌。

三會寺。字嶋〇小机村。ニアリ。昔ハ字馬場トイヘル所ニアリシト云。今モソノ邊ニ元屋敷ト呼ブ所アリ。是ソノ舊跡ナリト云。〇略。中古義眞言宗ニテ、紀伊國高野山法性院ノ末寺ナリ。瑞雲山本覺院ト號ス。右大將賴朝建立ノ密場ニシテ、ソノカミ宿德ノ僧カハル替ル住セシト云。今開山トスル所ハ等海ニテ、ソレヨリ前ノ住僧ノ名ハ傳ヘズ。等海ハ應安六年〇南朝文中二年。紀元二〇三三年。九月十五日或ハイフ、元日ト。寂セリ。ソノ後印融ト云僧住職シテ中興ス。此僧ハ道德殊ニ聞エアリテ、世ニモ宗祖弘法大師ノ再來ナドイヒ傳ヘリ。〇略。中カヽル宿德ノ住セシカバ當寺ノ法燈モイヨイヨカヽヤキシナルベシ。本堂、十間ニ九間。南向ナリ。本尊ハ不動ノ木像ニテ、長二尺三寸許、立像ナリ。行基菩薩ノ作ナリトイヒ傳フ。〇略。中







彌勒堂。門ヲ入テ左ニアリ。四間四方。此堂ハ元右大將賴朝大檀那ニテ、佐々木高綱奉行シテ建立アリト云。御入國ノ後、東照宮ノ鈞命ニヨリ、慶長二年〇紀元二二五七年。ヨリ再造ノ事始アリ。同キ五年〇紀元二二六〇年。ニ落成セリ。棟札左ニ載ス。〇略。中裏書ノ略ニ云、于此武藏國多東郡小机保內鳥山鄉瑞雲山三會寺本覺院者、佐々木四郎奉之、大檀那源賴朝御建立、代々名德居住秘密場也、於當院在彌勒堂云云。コノ文ニヨリテモ來由詳ナリ。

瑞雲山本覺院三會寺。

同村〇小机字五反町。ニアリ。域內千五百拾六坪。眞言宗。寺傳云、源賴朝佐々木高綱ニ命ジテ之ヲ創建スト。正平十一年丙申北朝延文元年。紀元二〇一六年。八月、僧等海之ヲ中興シ、開山トナル。等海文中二年癸酉九月十五日寂。僧印融亦嘗テ此寺ニ住ス。〇略。中慶長四年己亥紀元二〇五九年。二月、德川氏寺領拾石ヲ付ス。

——新編武藏風土記稿

延文四年己亥〇南朝正平十四年。紀元二〇一九年。四月四日丙寅〇丙寅三正綜覽。法華僧日輪示寂ス。〇本化別頭佛祖統記。池上本寺門由緒書。新篇武藏風土記稿。

——武藏通志

德川氏入國以前

長興長榮兩山第三代日輪上人傳。

師諱日輪。呼二大經阿闍梨一。文永九年壬申〇紀元一九三二年。產於總之下州葛飾郡風早庄平賀鄉一也。小字龜王麻呂。父姓者平。以平賀爲レ氏。名忠晴。母者千葉氏也。忠晴歸二依朗尊一。感悟入レ神。更二宗稱一。戴髮弟子二爲外護檀越一。夙善所レ萌。切厭二世相一。家業難レ免。竢二時之熟一而老矣。有二兩男子一。一呼二萬壽麻呂一。次呼二龜王麻呂一。一日忠晴携二萬壽麻呂一。告二朗尊一曰。弟子多年冀脫二塵累一。因緣不レ熟而止矣。今使斯兒代而出家。可乎。尊者容之。萬壽麻呂隨二侍朗尊一。上二身延山一。高祖一見器許。更名二經一麻呂一也。建治二年丙子〇紀元一九三六年。之春。弟龜王麻呂訪二兄經一。一詣二于身延一。年甫五歲。高祖見レ之甚加二慈愍一也。弘安五年壬午〇紀元一九四二年。之冬。高祖示滅於池上。兄經一麻呂。金棺之前。勞二朗尊之手一。薙染得度名二日像一。呼二肥後房一。弟龜王熟見二兄道儀一。欲レ歆不レ止。善苗頻萌。睥睨世榮。如二拂頭燃一。泣求二出家一。父母亦不レ得レ拒レ之。遂投二朗尊室一。圓頂方袍。名二日輪一。呼二治部卿一。師天資穎脫。意氣長遠。志最高尚。讀レ書如二宿構一。及二其成長一。侍二于朗尊一。如二朗尊侍二于高祖一。今又感斯孝子一。天錫良遇。奇哉。朗尊承二高祖命一。主二于兩山一。十有八年。佛殿僧房百擧咸備。欲レ解二任休一。鑑補處之器一。像上者帝都弘宗高祖命レ嚴一身任重一。其餘之器。彼此相對無二善於師一。是以正應四年辛卯〇紀元一九五一年。九月。朗尊命二師主一于兩山一。師時二十一歲一。雖レ年尚少。智行蚤足。法眷俗子穆穆相顧焉。朗尊躬自出二伊東感應隨身佛一。池上開堂安國論。伊佐兩島赦牒。高祖手書讓狀授レ之。曰。這三般寶物者。人天福田。末法巨鎭。雖二高祖在一世而無一殊之一。子夫愼諸。又圖二大曼荼羅一證レ之存昭。師虔而拜レ命。然而朗尊去者隨レ去。朗尊來者隨レ來。無二遠無一近。一動一止。爲レ翰爲レ屏。須臾不レ欲レ離二朗尊膝下一。復化門指





撝迄二瑣細之事一。一切無レ不レ承二朗尊之命一。是故朗尊亦不レ得二他之一。一室俱處二十又七年一。文保二年戊午〇紀元一九七八年。朗尊年七十四。構二小築於池上南窪一。以告二退休一。師朝省暮定。一日不レ廢矣。元應二年庚申〇紀元一九八〇年。正月二十一日。朗尊逝矣。師遵二顧命一。荷二棺荼毘松葉谷支提猿畠山一。修二喪超レ禮。兩序整々。多士濟々。事二師如一レ事二朗尊一。師亦講經論談。山中請規不レ減。朗尊在世之式也。康永元年壬午〇南朝興國三年。紀元二〇〇二年。之冬。洛之像兄逝矣。不レ堪二悲哀一。修喪而泣。貞和元年乙酉〇南朝興國六年。紀元二〇〇五年。名越本勝寺主法姪日靜易地帝都六條二更號一呼二本國寺一。靜也俗種不レ輕。爲二大元帥尊氏卿伯父一也。尊氏卿以二戰功一。天下無二敵威勢一。絶倫炙手可レ熱。是以靜之敎化駟亦不レ及。天下諸侯無敢違之。尊氏卿執奏二朝廷一。爲二敕願道場一。呼二一方祖山一。而無二寺寶一之可レ稱。尊氏卿聞二隨身佛等之事一。慇懃備レ禮。就二師求一之。師初不レ肯レ之。尊氏卿馳レ伻再三。師窃思惟。吾兩山者法華經所住之處。諸天晝夜常衞二護之一。豈有二懈廢一。高祖雖レ滅而實不レ滅。常在二于此一。先師亦然。百千尊氏振二猛威一。逼二于我一。天梵帝釋不レ肩。諸何爲レ動レ之乎。憶昔先師言曰。寰中開宗也難也乎哉。經學六難難中之難也。而法子日像開二敕願道場一。法孫日靜復開二敕願道場一。高祖先師莞爾含笑。或如レ見也。如今關東有二身延長興長榮一。而足矣。關中關西艸昧之時。是故欲レ令二移徙三之福田一。以結二之良緣一。亦冥慮不レ可二測者也一。至是非レ應二拒一之。終充二其望一。尊氏卿大喜。是事有二多說一。今暫擧二一說一。貞和四年戊子〇南朝正平三年。紀元二〇〇八年。之夏。邀是於本國寺一。營二大法會一。聖天子亦降二詔賜一レ賀焉。厥後師感得大宋國陳和卿所作立像佛。模二隨身佛一。不レ減。前來欽奉之式也。陳和卿者建仁中來聘。不測之人。故殊尊崇之。且垂二遺誡一曰。嗟乎。吾三之珍一。時在他。其元者兩山之精神也。盡未來際主二吾山一者心護持之。祈廣宣流布。不レ違二高祖顧命一。不レ減二先師遺

烈者也必莫懈日課若不須之非千吾徒至囑至囑延文四年己亥（南朝正平四年。紀元二〇一九年。）之夏四月四日令法子日山主于兩山示微疾而終焉世壽八十八初下之野州宇津宮鄉妙勝阿摩捨宅造寺請師開堂祝聲今之長宮山妙勝寺昔時高祖鹽原溫泉歸路信宿舊地也又相州大磯里有眞言寺寺主甚詰宗義師慈善根力自爾知非更衣授寺師往而開堂說法今之妙輪寺是也師德容柔輭溫而有威積年隨侍不見相嗔道德之高行業之篤見尊氏卿權威確乎不動見日靜姪盛繁喜而扶之實賢者之度毫不容私偉也乎哉詩曰不忮不求何用不臧今於師見之云。

——本化別頭佛祖統記

久成院。今ハ理境院ト呼フ。妙祐山ト號ス。日輪上人ノ坊蹟ナリ。日輪本門寺ノ讓リヲ受ケテ法弟日成ニ付ス。則第二代ノ主ナリ。大黑天ノ像ヲ安ス。丈ケ二寸五分。日蓮ノ自作自開眼ニシテ、開基日輪ノ感得ナリト。大黑堂ハ二間半ニ三間半。門ノ外東ノ方ニアリ。延寶年中檀越長澤氏ノ母法名理境院妙淨日貞田地ヲ寄附ス。因テ理境院ト改ム。心淨坊。舊大泉坊ト云フ。九老日輪上人初住シ給フノ地ナリ。後日德聖跡ノ絕ン事ヲ歎キ、自中興シテ、日輪上人ヲ開基トシ自ラ第二代トナル。

——本門寺由緒書

理境院。惣門ノ內ニアリ。妙祐山ト號ス。三院家ノ一ナリ。舊クハ久成院ト稱ス。日輪本門寺ヲツギテ後、當院ヲ法弟日成ニ附屬ス。コレ第二代ノ主ナリ。遙ノ後、延寶年中、檀越長澤某ノ母理境院妙淨日貞、田地若干ヲ寄附セシニヨリ、改メテ理境院ト號ストイヘリ。

——新篇武藏風土記稿





小石川金杉天神社。（現稱北野神社。）ハ一ニ牛天神ト稱ス。ソノ草創ニハ、壽永元年壬寅（紀元一八四二年。）ノ夢告ニヨリ元曆元年甲辰（紀元一八四四年。）源賴朝ノ勸請ト爲スト、（東都紀行。江戸鳴。江戸雀。國華萬葉記。江戸名所圖會。ひともと草。）北條氏康ノ草創、其臣遠山某。（丹波守。）ノ修造ト爲スト（江戸砂子。江戸名勝志。再校江戸砂子。）ノ兩說アリ。更ニ、彼ハ古キニ過ギ此ハ新ニ失スト爲ス者ハ境內遺存ノ延文六年辛丑（南朝正平十六年。紀元二〇二一年。）ノ古碑ヲ以テ勸請ノ時代ニ擬セントス。（江戸志。南向茶話。新撰東京名所圖會。）而モソノ碑果シテ勸請碑カ、當初ヨリソノ地ニ建シヤ否ヤハ明ナラズ。故ニ假令江戸開府前ノ古祠タリトモ、創建ヲ詳ニシ得ズ。（南留別志。江戸圖說。江府神社略記。江戶紀聞。續府內備考。）但、附近ノ諏訪神社ヲ、金杉天神ノ別當ガ明德元年庚午（南朝元中七年、紀元二〇五〇年。）ニ創建セリトノ說。（諏訪神社ノ條參照。）ヲ信スレバ、延文草創說ハ稍實ニ近キニヤ。牛天神ノ稱呼ハ來由詳ナラズ。且ソノ傳說下谷五條天神社ト混淆スルニ至レリ。（五條天神ノ條參照。）

かくて牛天神の下に至りぬ。此神躰は牛頭天王にや。しからば素盞雄尊成べし。畫圖に牛背に束帶の像有を誤るか。此鳥居の額に天滿宮とかゝれたり。俗に稱する牛天神は祇園

一躰のよしを聞しに、額と稱號とことに成るは、人もし唱へ損じけるにや。但疑ふらくは寛永寺二王門の東に、古來より五條の天神あり。少彦名命を鎭め祭る社にして、本朝の神農と和氣丹波の典藥寮ことに尊崇ある神なるに、是も此ごろは天滿宮の額見ゆるを以て、爰を思ひ合すれば、此兩社共に菅神を相殿に祭りけるにや。天神とだに申せば、凡て菅靈成と俗は思ひ恐るゝ故、きね（◎彌宜力）かならはぬ神の號は、ほんぞくは猶しらず。たゞ天滿宮とある額を拜見て、



此たびは更に紅葉も夏木立
何を手向の言の葉にせん

——東都紀行

聖廟多き中に、礫川牛嶺の宮居は神さびましく、（○中略。）尊像のいにしへを問に、壽永の頃、賴朝公東國追伐のおり、此入江の松に舟繫給ひ、靈夢によりて後鳥羽院御宇、元曆元年（紀元一八四四年。）宮柱ふとしく建始給ひ、大江戸となりて御垣のうちをかばは水戸黃門光圀公の園中と成り、舟繫松御館内に今有となん。傍の坂は蠣殼坂、網干坂とも呼び、獵せし所とかや。坂のもとに牛石とて、其形したる磐なり。神體は丈六寸。菅公みづからゑり給ひし坐像にして、内陣の獅子降魔狗は運慶の作、禁中にありしを、故ありて讃州の太守より奉納あり。華表の額は近衞内大臣家熙卿の筆にして、手習ふ人よくその法ある事を知る。山號を泉松と呼び、寺を龍門と云ふは、松と江湖によりて名するよし、緣起にも見へ侍る。近代菊岡が江戸砂子に北條氏康東征の折ふし、夢中に此聖像を拜し勸請せしとあり。精舍に尋侍るに、其ことは見へず。

金杉村の天神へ參る。是ハ古しへ右大將賴朝卿の勸請し給ふ所也。社は五間に三間なり。此神の氏子は五間に三間の家作る事を恐れて作らさるといへり。本社は山の上にあり。山の下鳥居有。御神木は榎木なり。（○名所記ノ文モ之ト略同ジケレバ略ス。）

——ひともと草

金杉天神。其昔鎌倉右大將賴朝卿の勸請し給ふ御社なり。社は山の上ゟ立給ふ。

——江戸雀

金杉天神ト云。小石川ニ立。賴朝ノ勸請。

——國華萬葉記

北條氏康關東へ發向の時、夢中に、菅神牛ゟのりたまひ、一枝の梅を持、吾は都右近の馬場より來れりと宣ふとおもへてさめぬ。後靈夢にたがはゞ、聖像の畫を氏康にまいらせるものあり、よつて此地ゟまつるとなり。其後遠山丹波守修造をと。此記は北條家ゟ今ゟありといふ。東湖和尚北條家の口談をもつて記し、近代誤る所の因緣を捨て新ゟ撰し勸化疏の大意なり。此北條氏康靈夢の事、名所物語等ゟは下谷五條の天神の所ゟあらはせり。（江戸憋鹿子ノ文大同少異ナリ。）

——江戸砂子

當社混合せしとみへたり。（○モ大同少異ナリ。）

金杉水道町ノ上ニアル故ニ金杉天神トモ云。昔北條氏康關東發向ノ時、夢ニ菅神牛ニ乘テ降臨アリト見テ、此地ニ天滿宮ヲ祭ル。後ニ其家臣遠山丹波守是ヲ修造スト也。是北條家ノ傳說也トゾ。（江戸鹿子等是ヲ下谷五條天神ノ事トスルハ誤ナルベシ。）

——江戸名勝志

前板に關東發向の時とある事いかゝ。氏康小田原居城にて、もとより關東の人なり。これ

徳川氏入國以前

は上杉家と戰むんとて河越へ發向し、江戸逗留の間の靈夢あれば、江戸に勸請ありて宮社修造ハ江戸城代遠山丹波守ゟ申付られしなり。其社地は今の水戸公御館の地なり。當所ゟうつされしは寛文のころにや。

——再校江戸砂子

江戸砂子に、當社は北條左京大夫氏康の勸請のよしを記し、遠山丹波守是を修むるとなり。此記今以北條家ゟありと云、東湖和尚北條家の口談を以てゐるし、近代誤る所の因緣をもてゝ新に撰し勸化疏の大意なりと記む。予考ふるゟ、江戸砂子說甚誤れり。東湖和尚誰人の浮談を信して書しや。其證據たしゝならむ。北條家の口談とあまども、北條氏政は小田原に生害し、息氏直ハ早世し、其嫡傳ハ絕、庶流ありといへども、悉しく北條の記錄あど殘らんまと覺束なし。遠山家又しゝなり。予ハ多く遠山家に知音あれども、家傳に此事を聞ゟむ。江戸砂子ゟその慥なる證もなきに、久しき社傳をもてゝ杜撰の僧說を信むるは何ぞや。あゝも當社勸請の碑文ゟ延文とあまば、たとひ賴朝の時ならむとも、氏康の時代よりは百八十年餘も先の事あり。是等の證とむべきを取らざるハいぶかし。疑ふらくハ當社破壞せしを、北條氏康再興せしなるべし。まゝに此辨をあす事ハ、見る人東湖ゟ說の誤りたるを知りて、當社は往古より鎭座たる事をわきまへば、天みてる神の光りハ梅花ゟ和し、神德猶千とせの松と共に尊からんのミ。

——江戸志

牛天神別當天台宗泉松山龍門寺に靑き板石に勸請の碑とてあり。左の如し。

道

明德二年十二月十九日

○　○

右の脇に道の一、字左の脇に二字程の跡あり、消て字正しからむ。又天神勸請の石碑あり。銘に

延文六年辛丑二月　日

左右に梵字三字あり。

考に、延文六年辛丑改康正元（○延文六年則應和元年ナリ。康正元ハ辛丑ニアラズ。）より今明和二年乙酉（○紀元二四二五年。）に至り、凡四百五十八年、天神鎭座。舊說、此邊往古ハ入江にて、右大將賴朝卿此所に御船を寄せらる。御夢想のありて勸請ありと云ふ其刻、御腰を懸られしと云ふ石は裏門の外通り坂下（水野藤次郎門前）牛石と稱し有り。古社は是より東のかたにあり。神木松一株あり。船繫松と稱しけるよし。右御船を寄せられ候故のよし。當寺水戸侯の館にありし後に、右の舊社の跡には稻荷の社を祭られしよしに候。且此社裏門の外の坂を網干坂と呼びしも、入江の節の舊名のよし。此處諏訪町諏訪社も此寺の兼帶なり。傳云中古此寺の住持信州諏訪の產にて、夢想のことありて此に勸請しける由。

——南向茶話

牛天神社。小石川上水堀の端にあり。一に金杉天神とも稱む。此地を金杉と唱ふるによりてゐゝ名く。（金杉、古ハ金曾木ゟ作る。小田原北條家の所領役帳に此地名を注せり。金剛寺の條下に詳あり。）別當は天台宗にして、泉松山龍門寺と號む。神體む菅神自ら彫造し給ふといひ傳て御長六寸あり。（當社の舊地ハ社地より東の方今水府君の邸中ゟ入たり。）

神木船繁松も同所にありと云。

降魔狗。社壇に收む。鎌倉佛師運慶の作ありといふ。往古大猷公禁闕にありしを江戸の大城に移させ給ひ、其後水戸黄門光國卿に賜はせられしを讃州の太守賴常君當社崇敬厚く元祿五年壬申社壇重修の頃寄附せられたりといへり。

華表。鳥居の額は賴常君寄附あり。

額。天滿宮。

近衞内大臣家熙公筆。

社記云、往古壽永元年壬辰〇壽永元年ハ壬辰ニアラズ。壬寅ナリ。の春、右大將賴朝卿東國追討の時、此所の入江の松ヨ船を繫きて和波(なぎ)を待給ふ。此邊上古ハ入江ヨリヘ續きてありしといへり。牛天神の外の坂を網干坂ト呼ひ又同所に蠣殼坂抔いひてあるも、入江ヨ依たる舊稱ありといへり。其間夢ヨ嘗神牛ヨ乘し、賴朝卿ヨ二つの幸あらん事を示し給ひ、武運滿足の後ハ必小社を營ミ報をへしと託し給ふ。賴朝卿夢覺て後傍を顧給へバ、一の盤石ありて、夢中嘗神乘し給ひさりし牛ヨ髣髴たり。依て是を奇異とせられしか、果して同年の秋賴家卿誕生あり、又翌年癸巳〇癸巳カ、の夏ハ動かずして平家悉く敗しゝバ、其報賽とし て、元曆元年甲辰〇紀元一八四四年。此御神を此地ヨ勸請ありて、神領等寄附ありしと云云。又江戸名勝志ミいへる草紙ヨ、北條氏康兵を起されし頃、夢中に嘗神牛ヨ乘して降臨あるミ見て後、此地ヨ天滿宮を勸請なし奉りしを其後家臣遠山丹波守當社を修營せりミ。上の社記に異なり。

——江戸名所圖會

案するに、壽永元年の夢告、元曆元年の創立大に疑ふべし。東鑑を檢するに壽永元年には賴朝鎌倉に在りて此邊に來りしことなし。元曆元年にも創立等の事見えず。恐らくは歷史を解せざるものゝ記載せしものならむ。延文は元曆より百七十八年の後にて、卽ち康安元年なり。創建を古しとをるも、是より以上なることなかるべし。此延文の碑といふも、



のも、實見するにあらされバ、眞僞を斷するを得ず。

牛天神は物部大人の神社なるべし。大人をうしとよむは日本記等ヨみゆ。

——南留別志

荒井嘉敦按るに、物部大人を何の功ありて神ヨ祭るや。荻生の說不審。

——江戸圖說

金杉天神。所祭神嘗丞相、在江戸小石川一社僧云、當宮ハ鎌倉右大將賴朝卿ノ勸請也トイヘリ。此邊ノ者ハ此宮ヲ小石川ノ牛天神ト呼ベリ。名所記等ニハ東叡山ノ下天滿宮ヲ牛天神ト記セリ。何カ是ナル事ヲシラズ。予頃日當宮再興ノ勸化ノ狀ヲ見シニ、是ニモ賴朝卿ノ建立トハアレトモ鎭座ノ年代モ知ス。牛天神トハ書テアレ共、何ノ由緣ニ因テ牛天神ト號スト云事モ見ヘス。思ニ社ニモ其傳絕タルカ。下谷天滿宮ヲ牛天神ト號スルハ、北條氏康ノ靈夢以來ノ事トイヘリ。殊ニ當天滿宮ヲ牛天神ト謂賴朝卿ノ建立トハ年代大ニ相違ス。サレドモ舊ヨリ牛天神ト申モ定テユヘアル事ナルベシ。別當龍門寺。

——江府神社略記

按るに、當社勸請の碑なりとて、延文六年辛巳〇紀元二二一年。二月日と書し、左右に梵字三字あり。今も此社ヨありと。是實ヨ古代のものなりといへども、たゞいひ傳ふるのみまて、此文ヨてハ正しく勸請の碑なりとはいひがたし。むかしハかゝるものなど外よりもて來り、かれこれまことしやかに說を付て世の人をまとはすこと、江戸の寺社ゐどにそまゝあ

るゝとまで、容易に信用しかたし。江戸志にも辨ぜれど、得たりともれもそれぞ。

金杉天神は本名あり。牛天神と稱するは土俗の唱なまと、今は此唱をも用ゆると云。
北條氏康勸請せしと云事社傳になし。東湖が勸化疏もなく、其名目をも云傳へぞ。神木ハ
今ハ枯てゐしと云。

古碑ハ勸請の碑といはぞ。由來詳からぞ。

——續府內備考

牛天神社。安藤坂の東にして、後樂園と一垣を隔つるのみ。金杉天神と云ふを本名とし、其
坂路を牛坂といふによりて牛天神ともいふ。

——大日本地名辭書

## 長德寺草創

正平十九年甲辰〇北朝貞治三年。紀元二〇二四年。禪僧秀田北足立郡芝村ニ長德寺ヲ創
建シ、師印元ヲ請テ開山トナス。〇新篇武藏風土記稿。武藏通志。

長德寺。臨濟宗。鎌倉建長寺末。大智山ト號ス。天正十九年〇紀元二五九一年。寺領四十石、及ヒ八幡
社領十五石、觀音堂領二十石、都テ七十五石ヲ賜ヘリ。寺傳ニ云、當寺ハ僧秀田ト云シモノ
、草創ニシテ、此僧ノ師古先印元禪師ヲ請テ開山トシ、己ハ第二世ニ居レリ。印元禪師ハ
應安七年〇紀元三四二年。正月二十四日示寂セリ。秀田ハ二階堂遠江守ノ苗裔佐々木左衞門佐
某カ子ニシテ、應永十四年〇紀元四〇七年。六月十六日寂セリト云。按ニ近村文藏村ノ民茂左衞
門カ藏スル天正年中太田十郎氏房ノ文書ニ、文藏二階堂百姓中トアリ。又駒場村蓮昌寺
ハ二階堂右衞門督資朝ノ開基ナリ。其寺傳ニ、資朝ハ小田原沒落ノ後舊領ナル故文藏村
ニ住セリト云。是等ニ據ニ、古ヨリ二階堂氏此邊ヲ領セシカバ、其一族佐々木某カ子僧ト
ナリ當山ヲ開キシト云モ、據アリトスヘシ。中興開山龍派ハ號ヲ寒松ト云。下野國足利鑁
阿寺ヲ兼帶シテ、シハシハ彼寺ニ往來セリ。此龍派ハ東照宮〇德川家康。及ヒ台德院殿〇德川秀忠。
御歸依アリシ僧ニテ、時々御前ニ召テ書籍ノ挍合或ハ講書ナトキコシメサル。又大猷院
殿〇德川家光。ノ御世トナリテモ、此邊御遊覽ノ時ナトハ當寺ヘ成セタマヒシコトシハシハ
ナリ。或ハ占トナトヲ御前ニテ考ヘシコトモアリシト云。

寺寶。寒松日記一箱、慶長元和寬永ノ間當寺ニアツカルコトヲ記セリ。龍派和尙自筆ノ
日記ナリ。同詩文集八卷。

本堂。本尊地藏ヲ安ス。

仁王門。中門。惣門。

鐘樓。鐘ハ元和年中ノ鑄造ナリシヲ、寶曆十四年〇紀元二四二四年。再鑄ス。初ハ元和八年壬戌〇紀元二二八年。
九月十七日熊澤三郎左衞門藤原忠勝造リシナリ。

八幡宮。境內ニアリ。社領十五石ハ大猷院殿ノ御寄附ナリ。寺記ニ據ハ、安房國鶴谷ト云
所ニ勸請セシ八幡ヲ、爰ニ擬シテ移セリ、熊澤三郎右衞門ノ建立ナリト云。鶴丸八幡ト稱
セリ。本社ノ傍ニ神宮寺ト云ル小院ヲ置守ラシム。是ハ龍派和尙ノ草創ナリト云。

東照宮。辨天社。天神社。稻荷社。金峯權現社。觀音堂。堂領二十石ハ是モ大猷院殿ノ御寄附ナリ。

閻魔堂

德川氏入國以前

寺中。成就院。（秀田ノ開キシ所ト云。）壽量院。頓證軒。桂陰庵。福壽庵。（以上四院ハ龍派ノ建立トイフ。）

——新編武藏風土記稿

大智山長德寺。

芝村（芝村字峯町。）ニアリ。域内九千四百九十六坪。臨濟宗。寺傳云、正平十九年甲辰（北朝貞治三年。紀元二〇二四年。）僧秀田之ヲ創建シ、其師僧印元ヲ請テ開山トナシ、自ラ第二世トナル。（卽元文中三年甲寅正月二十四日寂ス。）秀田ハ佐々木某（左衞門佐。）ノ子ニシテ、二階堂某（遠江守。）ノ裔ナリト云。（應永十四年丁亥六月十六日寂ス。）天正十九年辛卯（紀元二二五一年。）德川氏寺領四十石、觀音堂領貳十石ヲ付ス。後僧龍派之ヲ中興ス。龍派ハ寒松ト號シ、下野足利鑁阿寺ヲ兼管シ、德川家康及秀忠家光ノ谷顧ヲ得テ、屢之ヲ召見ス。寺寒松日記一函ヲ藏ス。龍派自記ニシテ慶長ヨリ元和ニ至ル間本寺ニ關スル事項ヲ記ス。又詩文集八卷アリ。龍派筆スル所ト云。境内本堂鐘樓圖魔堂觀音堂及仁王門中門總門等ア リ。建築ノ盛近郊其比少シ。

——武藏通志

## 應安元年戊申（〇南朝正平二十三年。紀元二〇二八年。）淨土宗僧明賢芝ニ西應寺ヲ草創ス（江〇戸名所記。江戸砂子。江戸志。改撰江戸紀聞。江戸名所圖會。續府內備考。）

田中山西應寺ハ、鎭西一派の流義をつたへて念佛三昧の法門をひらく。そのゝみ人王第九十九代後光嚴院の御宇應安元年つちのえ申（〇紀元二〇二八年。）仲秋のころ明賢上人はじめて開基したまふころ。本尊は惠心の御作、西方彌陀の形像也。鎭守は熊野三所權現なり。その三所のうち證誠殿はすなはちこれ、本地は彌陀如來也。寺の本尊もまたこれ彌陀也。本地垂迹ともに一致にして、あまねく念佛の衆生をみちびきおはします物也。あかるに開山明賢上人は應永五年つちのえ寅（〇紀元二〇五八年。）黃鐘十日に遷化せらる。年八十六歲也。そのゝち天正年中に東照權現（〇德川家康。）この寺に入たまひて開基の由來その年代を聞しめし、寺領御寄附まし〳〵けり。時の住持御朱印をいたゞきて朝三暮四のたすけゆたかにして學道をことゝしけり。それよりして代々の御朱印相違なく出さる。住持第十六世存問和尙はまた當時法門の龍象學道の鱗鶴なりければ、將軍家深くそうきやうあり。すなはち仰せのむねありて一夏九旬のうち法幢をたて、一百餘人の所化を引て宗風の實際をしめす。すべて念佛三昧他力往生のことはり日々あらたにひろまりつゝ各このおしへに歸す。應安開基のそのかみより今寬文二年みつのえ寅（〇紀元二二二年。）にいたる、春秋二百九十五年をへたり。地境綿々としてあらため替ることなく、坊舍幽々として恩澤に浴せり。講堂の前後に園林あり。老松數株えだをたれていく百歲をか經ぬらん。武州相州のあひだ末寺あまたありといふ。

　　あられけりふるき軒ばの西應寺
　　松かえたれて年經けるかも

——江戸名所記

田中山相福院西應寺。增上末。寺領十石。金杉。

人皇九十九代後光嚴天皇應安元年（〇紀元二二八年。）草創。

德川氏入國以前

開山、明賢上人。中興第十六世存冏和尚。

本尊、阿彌陀、惠心作。

鎭守、正一位稻荷。

天正年中、台駕當山ニ入御まし〳〵、開基の由來御尋ゐりて、寺領御寄附ましまを。存冏和尚の時鈞命によりて一夏九旬の中法幢をたて一百餘人の所化を引て宗風の實際を示さる。當時應安の開基よりこのかた三百餘歲に及び、境内も廣し。

朝日の松。參さかけ松。火除の松。境内あり。寶曆の末當寺囘祿にかゝりて、此松も燒たりとぞ。

塔頭。定林院。善受院。正定院。

——江戸砂子

田中山相福院西應寺。淨土。增上寺末。寺領十石。本芝。

名所談云、當寺ハ應安三戊申年〇戊申ハ元年、紀元二〇二八年ナリ。仲秋比、明賢上人初て開基を給ふ所也。開山明賢上人ハ應永五戊寅年〇紀元二〇五八年。黃鐘十日ニ遷化。八十六歲と云云。〇下略。

——江戸志

按るに、江戸志に應安三年〇三年ハ元年ノ誤。とを。日本鹿子に應和〇應安ノ誤。元年と云。是全く誤寫とみえし。落葉集に云。芝西應寺ハ最明寺時賴の伯母明賢尼と云人の開基にて、其比ハもつゐれ菴室のことくにて、門前に馬場ゐり。境内もせもかりしとぞ。ある時神君いらせられ、是は何寺なるぞと御尋ありければ、其由來を申上しに、上意ニは、時賴の伯母ならはあまりかろ〳〵しき寺也とて、十石の御朱印を下され、境内ハその邊御指揮にて一萬坪下されし故、百姓地も多くあり。後町屋となりし所ハ百姓地たるニ依て、今も年々當寺へ寺貢をおさむるとなり。

——改撰江戸志

田中山相福院西應寺。九千十八坪。淨土。增上寺末。寺領十石。本芝金杉村也。

開山、明賢上人。應安三戊申年〇戊申ハ元年ナリ。造立。

今按ニ、日本鹿子ニ、後光嚴院應和元明賢上人開基とあり。この應和古き年號なれハ全くあやまれりとみゆ。こゝニ應安三年と云々、誤れり。戊申は三年なれはさゐひに合せ考ふに、應安元年戊申なるべし。

本尊如來。惠心僧都作。

今按に、戊申は應安元年ニ當れり。三の字誤ニや。

或書云、明賢上人は應永五年戊寅〇紀元二〇五八年。黃鐘十日遷化、八十六歲と云々。

朝日の松。けさ掛松。火除の松。いづれも境内ニ有と江戸砂子。

塔頭。定林院、善受院、正定院。

——江戸紀聞

田中山西應寺。金杉の通ゟより西の裏にあり。門前を西應寺町と呼ぶ。淨土宗ニして三緣山に屬を。支院三宇ゐり。本尊阿彌陀如來の像は慧心僧都の作なりと云傳ふ。應安紀元戊申〇紀元二〇二八年。の年明賢上人草創を。明賢上人ハ應永五年戊寅黃鐘十日に遷化を。年八十六歲といへり。天正の頃大將軍家當寺に駕を枉させられ寺領御寄附ありしゟハ、學徒朝夕の助寬ニにして學道盛なり。又當時十六世存冏和

尙一宗れ碩學にして、當時法門の龍象學道れ麟鶴なりなれば、大將軍家深く崇敬ましましけるまより、台命に依て一夏の間法幢を建一百餘人の衆僧に宗風の法意を示せ、すべて念佛三昧他力往生のをしへ日〻に大に弘まり。

——江戸名所圖會

增上寺末。芝。田中山相福院西應寺。境內、拜領地九千拾八坪二合七夕一才、內門前町屋五千七百六拾二坪二合七夕一才。

御朱印寺領拾石。

起立の儀ハ人皇九十九代後光嚴院御宇應安元戊申年〇紀元二〇二八年。草創。開山、光蓮社照譽明賢上人。應永五戊寅年〇紀元二〇五八年。十月十日寂。北條家之末孫田中右衞門尉殿姉明賢上人尼と申傳ゆ。

中興、觀蓮社智譽存冏大和尙十月十日寂。年號不知。增上寺觀智國師法弟。天正十九年〇紀元二二五一年。關東御入國の砌、台駕當山に入御ゐし〳〵開基ゝ由來御尋有之、寺領御寄附被爲仰付。其後入御之砌、中興存冏大和尙蒙鈞命、一夏九旬の中法幢を建、壹百餘人の所化を引て宗風ゝ實際を示さる。其せつ只今ゝ通相改申ゆ。古へ四方田地なるゆへに田中山と號せ歟。但古跡不混餘寺ゝ譯被爲思召、御當地諸寺院ゝ寢初御朱印拾石竝に境內九千坪餘拜領仕ゆ。〇中略。

本堂、八間四方。

本尊、阿彌陀如來。木坐像。惠心僧都作。丈三尺一寸。

脇士、觀音、勢至。各木立像。



脇段、善導大師、圓光大師。各木坐像。

圓光大師、木坐像。自作。丈五寸。

右ハ圓光大師護持念佛。京知恩院尊空和尙將來ゆ。〇中略。

末寺。

本芝　宗光寺　同　源光寺　同　法音寺

二本榎　相福寺　相刕三浦上宮田村　十劫寺　武刕荏原郡瀨田ヶ谷　法德寺

武刕荏原郡用賀村　無量寺　同郡弦卷村　淨光寺

——丁亥書上(續府內備考)

應安二年己酉〇南朝正平二十四年。紀元二〇二九年。五月十五日戊寅〇戊寅、三正綜覽。法華僧日祐示寂ス。〇本化別頭佛祖統記。

總之下州正中山第四代日祐上人傳。

師諱日祐。號淨行院。俗姓者平氏。總之下州相馬郡佐倉城主千葉大隅守胤貞之子。宗胤之孫也。蚤投中山高上之室。千葉家後屬小田原北條氏。天正中北條沒落、千葉亦是之時亡矣。天機秀發。肌骨不凡。高上器許。加意愛育。智行相進。會上推重。胤貞大喜。正和元年壬子〇紀元一九七二年。四月高上示疾而化。時師二十五歲。承高上命。主于中山。千葉氏大振外護力。常住當貴。是時爲盛。師天性質朴。世間浮華不介于懷。或告

僧官忽損顔色。委身弘宗。志念堅固。勇猛精進。一時化州之香取郡。郡之緇素皆眞言宗。無由投宿。師露坐樹下百日說法。安久山圓靜寺主出見大詰問答應酬。遂累多日。寺主領解更衣述謝。延師授寺。執弟子禮。（弘法大師昇壇護摩堂迄。今猶存、棟札大師自筆云。）寺之檀越皆來歸伏。近村飯高內山飯塚沙賀保田悉皆來服。授寺更宗。又遊房州。有眞言宗多聞寺。寺主更宗供寺。又往鎌倉六浦異人妙法禪門請師。改眞言寺造上行寺。武州久良岐郡杉田村造牛頭山妙法寺。大凡攸之無不有利。尋復思念。東關宗風半者是偏。關中宗風法叔日像造敕願寺。法運是定。關西猶未。千葉封地幸在肥前。吾往而開宗。遂浮西海。千葉家割地助之。創松尾山護國光勝寺。說法教化。大有利益。人呼爲生身高祖。聖天子聞爲敕願寺。是以迄今松尾山有西海總導師之稱也。是時身延善上眞間樹公、在京矣。師還中山。自行化他。一日不廢。妙經讀誦一萬二千七百九十八部。開經二千六百十一部。結經二千六百九部。應安二年己酉（〇南朝正平二十四年。紀元二〇二九年。）五月十九日示微疾而化。壽八十。窓骸於正中山。沒後利益墳前爲市。祈則必驗。久成親上妙年激志夜詣百日。誦自我偈。至信百徧。師托夢通。語。曼荼羅之筆法併花押而授之。從斯得力。自行化他願行成就矣。初師總地弘化。百日說法。雨華之地。土民築塚。誌之呼上人塚。松羣凜凜千歲保榮。供者必得福報。奇矣。或記曰、中山日祐者、富木五郎之男也。年代不同。誤哉。又曰、未詳。姓氏。千葉胤貞兒其伶俐。結父子契。實者義子。不知何是也。

——本化別頭佛祖統記

應安二年己酉（〇南朝正平二十四年。紀元二〇二九年。）九月十三日乙巳（〇乙巳、三、正綜覽。）法華僧日貞示寂



貞示寂ス。（佛祖統記。）〇本化別頭

中山法宣院開基日貞上人傳。

師諱日貞。蚤投于高上室而學。智行兩熟。稟祐兄屬。任松尾山西海摠導師職。晚還中山。築法宣院而居焉。應安二年己酉（〇紀元二〇二九年。）九月十三日化矣。法宣院繁盛。四院家之一也。

——本化別頭佛祖統記

普濟寺草創（禪）

柴崎（〇北多摩郡立川村字上立川。）ノ普濟寺ハ、土豪立川氏ノ香華院ニシテ、僧可什。（大定。）ヲ開山ト爲ス。創建ノ年月明ナラザルモ、寺中應安三年（〇南朝建德元年。紀元二〇三〇年。）ノ大定ノ像、竝ニ延文六年（〇應和元年、南朝正平十六年紀元二〇二一年。）ノ六面石塔アリ。トモニ可什示寂ノ前後數年間ニ在レバ、以テ略推定シ得ベシ。但現寺域ハ立川氏ノ舊館址ニシテ、天正中同氏ノ滅亡後、寺ヲ此處ニ移セシナラムニ、其舊地點ハ詳ニ難シ。（〇四神地名錄、向岡閑話。調布日記。江戸名所圖會。新篇武藏風土記稿。遊歷雜記。武藏名勝圖會、武藏通志。大日本地名辭書、）

玄武山普濟寺といふ禪寺、開山大定禪師まて、御朱印廿石。舊地と云。青天には富士山を近く見、秩父ぉ嶽見へ、西に玉川なぉれ、風景もゅしからぬ寺也。立寄て、寶物までもおきやと尋聞しに、例の燒亡にてぉしと答ふ。ぉゃぶれとも此寺內に珍ら敷古き墓有り。

德川氏入國以前

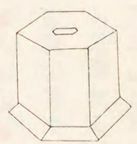

かくのごとく六角まして、高サ凡五尺五寸餘、六方ま四天の像と二王の像二體彫刻し、其うへに寶盡しをきさめり。佛體の繪やふ和畫にあらは、唐畫を寫して、名人の彫刻せしもの也。銘ま施財て立、延文六年丑（○南朝正平十六年紀元二〇二一年。）七月六日彫刻道圓と有り。延文六年ハ今年寛政六寅のとし（○紀元二四五四年。）迄四百卅五年になる也。將軍義詮公の時節ま建し墓まて、古しといふへし（○中略。）此外至德年中の墓も見へしなり。

——四神地名錄

○柴崎村はむかし立川領なり。今も俗に立川といふ。普濟寺は立川宮内大輔の城跡にして、北條家の臣五十嵐小文治の宅の跡もありと、四神地名錄にあり。

鎭守の八幡は本地佛の銅佛にして、椎名土佐守の鑄しと云ふ。三十年ばかり前に、ぬす人取行しかば、その朝神主社を拜するに悶絶せしかば、扉をあけてみるに神體なし。驚て尋るに、近きあたりの土中より出しと云ふ。又諏訪明神も鎭守あり。かの銅佛は立川氏の奥方おねゝ殿とやらんの建立したまひし神なり。諏訪明神の鎭座は弘仁年中とかや。書たるものもさだかにあらしと云ふ。萬願寺といふ寺あり。鐵牛のすみし庵の跡にして、新に寺とせしなりといふ。故に黃蘗宗なり。

——向岡閑話

略緣起

把當社八幡宮は弘法大師の御作にて、多年の靈驗筆にも及かたし。あらたなる尊神あり。昔野火のために本社拜殿のこらず燒失す。然るに此尊像何こともなく飛去給ひぬ。其節

普濟寺現存

## 國寶六面石幢

普濟寺ノ石幢ハ、六面ノ石板ヨリ成リ、臺石ノ上ニ立チ、笠石ヲ戴ク。モト堂後ニ在リシガ、今庭中ニ移置ス。石板ノ高約五尺五寸、幅上部ニテ一尺四寸弱、下部ハ稍濶シ。石面ニハ二王四天王ノ像ヲ陽刻シ、ソノ二王ノ像ハ東南ニ、增長天ハ西南ニ、廣目天ハ西ニ、多聞天ハ北ニ、持國天ハ東北ニ面ス。左圖ノ正面ハ增長天ニシテ、右圖ノ一面ハ廣目天、ソノ右傍ニ延文六年辛丑（應和元年、南朝正平十六年、二〇二一）七月六日、施財性了立、道圓刊ノ銘アリ。國寶ノ一トス。

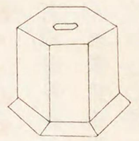

かくのごとく六角ゑして、高サ凡五尺五寸餘。六方ゑ四天の像と二王の像二體彫刻し、其うへに寶盡しをきさめり。佛體の繪やふ和畫にゐらに、唐畫を寫して、名人の彫刻せしもの也。銘ゑ施財て立、延文六年丑（南朝正平十六年紀元二〇二一年。）七月六日彫刻道圓と有り。延文六年ハ今年寛政六寅のとし（紀元二四五四年。）迄四百卅五年になる也。將軍義詮公の時節ゑ建し墓ゑて、古しといふへし（中略。）此外至德年中の墓も見へしなり。

——四神地名錄

○柴崎村はむかし立川領なり。今も俗に立川といふ。普濟寺は立川宮内大輔の城跡にして、北條家の臣五十嵐小文治の宅の跡もありと、四神地名錄にあり。

鎭守の八幡は本地佛の銅佛にして、椎名土佐守の鑄しと云ふ。三十年ばかり前に、ぬす人取行しかば、その朝神主社を拜するに悶絶せしかば、扉をあけてみるに神體なし。驚て尋るに、近きあたりの土中より出しと云ふ。又諏訪明神も鎭守なり。かの銅佛は立川氏の奥方おねゝ殿とやらんの建立したまひし神なり。諏訪明神の鎭座は弘仁年中とかや。書たるものもさだかにゐしと云ふ。萬願寺といふ寺あり。鐵牛のすみし庵の跡にして、新に寺とせしなりといふ。故に黃蘗宗なり。

——向岡閑話

略緣起

把當社八幡宮は弘法大師の御作にて、多年の靈驗筆にも及かたし。あらたなる尊神なり。昔野火のために本社拜殿のこらず燒失す。然るに此尊像何こともなく飛去給ひぬ。其節

## 國寶六面石幢

普濟寺現存

普濟寺ノ石幢ハ、六面ノ石板ヨリ成リ、臺石ノ上ニ立チ、笠石ヲ戴ク。モト堂後ニ在リシガ、今庭中ニ移置ス。石板ノ高約五尺五寸、幅上部ニテ一尺四寸弱、下部ハ稍濶シ。石面ニハ二王四天王ノ像ヲ陽刻シ、ソノ二王ノ像ハ東南ニ、增長天ハ西南ニ、廣目天ハ西ニ、多聞天ハ北ニ、持國天ハ東北ニ面ス。左圖ノ正面ハ增長天ニシテ、右圖ノ一面ハ廣目天、ソノ右傍ニ延文六年辛丑（應和元年、南朝正平十六年、紀元二〇二一）七月六日、施財性了立、道圓刊ノ銘アリ。國寶ノ一トス。

帝國圖書館藏



寶國六面石幢

ハ同國立博物館、日本ニ十數個所アリ、其年代ハ最モ古キモノハ唐ノ貞觀年間ニ屬シ、最モ新シキモノハ宋ノ天聖年間ニ屬ス、其間實ニ四百年ノ久シキニ亘リ、其數ハ實ニ數百ニ上ル、今中國ニ於ケル現存ノ六朝石幢ノ數ヲ擧ケンニ、

一、北京圖書館藏　一面
二、同　上　一面
三、同　上　一面
四、同　上　一面
五、同　上　一面
六、同　上　一面
七、同　上　一面
八、同　上　一面
九、同　上　一面
十、同　上　一面
十一、同　上　一面
十二、同　上　一面
十三、同　上　一面
十四、同　上　一面
十五、同　上　一面
十六、同　上　一面
十七、同　上　一面
十八、同　上　一面
十九、同　上　一面
二十、同　上　一面
二十一、同　上　一面
二十二、同　上　一面
二十三、同　上　一面
二十四、同　上　一面
二十五、同　上　一面
二十六、同　上　一面
二十七、同　上　一面
二十八、同　上　一面
二十九、同　上　一面
三十、同　上　一面
三十一、同　上　一面
三十二、同　上　一面
三十三、同　上　一面
三十四、同　上　一面
三十五、同　上　一面
三十六、同　上　一面
三十七、同　上　一面
三十八、同　上　一面
三十九、同　上　一面
四十、同　上　一面
四十一、同　上　一面
四十二、同　上　一面
四十三、同　上　一面
四十四、同　上　一面
四十五、同　上　一面
四十六、同　上　一面
四十七、同　上　一面
四十八、同　上　一面
四十九、同　上　一面
五十、同　上　一面
五十一、同　上　一面
五十二、同　上　一面
五十三、同　上　一面
五十四、同　上　一面
五十五、同　上　一面
五十六、同　上　一面
五十七、同　上　一面
五十八、同　上　一面
五十九、同　上　一面
六十、同　上　一面
六十一、同　上　一面
六十二、同　上　一面
六十三、同　上　一面
六十四、同　上　一面
六十五、同　上　一面
六十六、同　上　一面
六十七、同　上　一面
六十八、同　上　一面
六十九、同　上　一面
七十、同　上　一面
七十一、同　上　一面
七十二、同　上　一面
七十三、同　上　一面
七十四、同　上　一面
七十五、同　上　一面
七十六、同　上　一面
七十七、同　上　一面
七十八、同　上　一面
七十九、同　上　一面
八十、同　上　一面
八十一、同　上　一面
八十二、同　上　一面
八十三、同　上　一面
八十四、同　上　一面
八十五、同　上　一面
八十六、同　上　一面
八十七、同　上　一面
八十八、同　上　一面
八十九、同　上　一面
九十、同　上　一面
九十一、同　上　一面
九十二、同　上　一面
九十三、同　上　一面
九十四、同　上　一面
九十五、同　上　一面
九十六、同　上　一面
九十七、同　上　一面
九十八、同　上　一面
九十九、同　上　一面
百、同　上　一面
百一、同　上　一面
百二、同　上　一面
百三、同　上　一面
百四、同　上　一面
百五、同　上　一面
百六、同　上　一面
百七、同　上　一面
百八、同　上　一面
百九、同　上　一面
百十、同　上　一面
百十一、同　上　一面
百十二、同　上　一面
百十三、同　上　一面
百十四、同　上　一面
百十五、同　上　一面
百十六、同　上　一面
百十七、同　上　一面
百十八、同　上　一面
百十九、同　上　一面
百二十、同　上　一面
百二十一、同　上　一面
百二十二、同　上　一面
百二十三、同　上　一面
百二十四、同　上　一面
百二十五、同　上　一面
百二十六、同　上　一面
百二十七、同　上　一面
百二十八、同　上　一面
百二十九、同　上　一面
百三十、同　上　一面
百三十一、同　上　一面
百三十二、同　上　一面
百三十三、同　上　一面
百三十四、同　上　一面
百三十五、同　上　一面
百三十六、同　上　一面
百三十七、同　上　一面
百三十八、同　上　一面
百三十九、同　上　一面
百四十、同　上　一面
百四十一、同　上　一面
百四十二、同　上　一面
百四十三、同　上　一面
百四十四、同　上　一面
百四十五、同　上　一面
百四十六、同　上　一面
百四十七、同　上　一面
百四十八、同　上　一面
百四十九、同　上　一面
百五十、同　上　一面
百五十一、同　上　一面
百五十二、同　上　一面
百五十三、同　上　一面
百五十四、同　上　一面
百五十五、同　上　一面
百五十六、同　上　一面
百五十七、同　上　一面
百五十八、同　上　一面
百五十九、同　上　一面
百六十、同　上　一面
百六十一、同　上　一面
百六十二、同　上　一面
百六十三、同　上　一面
百六十四、同　上　一面
百六十五、同　上　一面
百六十六、同　上　一面
百六十七、同　上　一面
百六十八、同　上　一面
百六十九、同　上　一面
百七十、同　上　一面
百七十一、同　上　一面
百七十二、同　上　一面
百七十三、同　上　一面
百七十四、同　上　一面
百七十五、同　上　一面
百七十六、同　上　一面
百七十七、同　上　一面
百七十八、同　上　一面
百七十九、同　上　一面
百八十、同　上　一面
百八十一、同　上　一面
百八十二、同　上　一面
百八十三、同　上　一面
百八十四、同　上　一面
百八十五、同　上　一面
百八十六、同　上　一面
百八十七、同　上　一面
百八十八、同　上　一面
百八十九、同　上　一面
百九十、同　上　一面
百九十一、同　上　一面
百九十二、同　上　一面
百九十三、同　上　一面
百九十四、同　上　一面
百九十五、同　上　一面
百九十六、同　上　一面
百九十七、同　上　一面
百九十八、同　上　一面
百九十九、同　上　一面
二百、同　上　一面
二百一、同　上　一面
二百二、同　上　一面
二百三、同　上　一面
二百四、同　上　一面
二百五、同　上　一面
二百六、同　上　一面
二百七、同　上　一面
二百八、同　上　一面
二百九、同　上　一面
二百十、同　上　一面
二百十一、同　上　一面
二百十二、同　上　一面
二百十三、同　上　一面
二百十四、同　上　一面
二百十五、同　上　一面
二百十六、同　上　一面
二百十七、同　上　一面
二百十八、同　上　一面
二百十九、同　上　一面
二百二十、同　上　一面
二百二十一、同　上　一面
二百二十二、同　上　一面
二百二十三、同　上　一面
二百二十四、同　上　一面
二百二十五、同　上　一面
二百二十六、同　上　一面
二百二十七、同　上　一面
二百二十八、同　上　一面
二百二十九、同　上　一面
二百三十、同　上　一面
二百三十一、同　上　一面
二百三十二、同　上　一面
二百三十三、同　上　一面
二百三十四、同　上　一面
二百三十五、同　上　一面
二百三十六、同　上　一面
二百三十七、同　上　一面
二百三十八、同　上　一面
二百三十九、同　上　一面
二百四十、同　上　一面
二百四十一、同　上　一面
二百四十二、同　上　一面
二百四十三、同　上　一面
二百四十四、同　上　一面
二百四十五、同　上　一面
二百四十六、同　上　一面
二百四十七、同　上　一面
二百四十八、同　上　一面
二百四十九、同　上　一面
二百五十、同　上　一面
二百五十一、同　上　一面
二百五十二、同　上　一面
二百五十三、同　上　一面
二百五十四、同　上　一面
二百五十五、同　上　一面
二百五十六、同　上　一面
二百五十七、同　上　一面
二百五十八、同　上　一面
二百五十九、同　上　一面
二百六十、同　上　一面
二百六十一、同　上　一面
二百六十二、同　上　一面
二百六十三、同　上　一面
二百六十四、同　上　一面
二百六十五、同　上　一面
二百六十六、同　上　一面
二百六十七、同　上　一面
二百六十八、同　上　一面
二百六十九、同　上　一面
二百七十、同　上　一面
二百七十一、同　上　一面
二百七十二、同　上　一面
二百七十三、同　上　一面
二百七十四、同　上　一面
二百七十五、同　上　一面
二百七十六、同　上　一面
二百七十七、同　上　一面
二百七十八、同　上　一面
二百七十九、同　上　一面
二百八十、同　上　一面
二百八十一、同　上　一面
二百八十二、同　上　一面
二百八十三、同　上　一面
二百八十四、同　上　一面
二百八十五、同　上　一面
二百八十六、同　上　一面
二百八十七、同　上　一面
二百八十八、同　上　一面
二百八十九、同　上　一面
二百九十、同　上　一面
二百九十一、同　上　一面
二百九十二、同　上　一面
二百九十三、同　上　一面
二百九十四、同　上　一面
二百九十五、同　上　一面
二百九十六、同　上　一面
二百九十七、同　上　一面
二百九十八、同　上　一面
二百九十九、同　上　一面
三百、同　上　一面
三百一、同　上　一面
三百二、同　上　一面
三百三、同　上　一面
三百四、同　上　一面
三百五、同　上　一面
三百六、同　上　一面
三百七、同　上　一面
三百八、同　上　一面
三百九、同　上　一面
三百十、同　上　一面
三百十一、同　上　一面
三百十二、同　上　一面
三百十三、同　上　一面
三百十四、同　上　一面
三百十五、同　上　一面
三百十六、同　上　一面
三百十七、同　上　一面
三百十八、同　上　一面
三百十九、同　上　一面
三百二十、同　上　一面
三百二十一、同　上　一面
三百二十二、同　上　一面
三百二十三、同　上　一面
三百二十四、同　上　一面
三百二十五、同　上　一面
三百二十六、同　上　一面
三百二十七、同　上　一面
三百二十八、同　上　一面
三百二十九、同　上　一面
三百三十、同　上　一面
三百三十一、同　上　一面
三百三十二、同　上　一面
三百三十三、同　上　一面
三百三十四、同　上　一面
三百三十五、同　上　一面
三百三十六、同　上　一面
三百三十七、同　上　一面
三百三十八、同　上　一面
三百三十九、同　上　一面
三百四十、同　上　一面
三百四十一、同　上　一面
三百四十二、同　上　一面
三百四十三、同　上　一面
三百四十四、同　上　一面
三百四十五、同　上　一面
三百四十六、同　上　一面
三百四十七、同　上　一面
三百四十八、同　上　一面
三百四十九、同　上　一面
三百五十、同　上　一面
三百五十一、同　上　一面
三百五十二、同　上　一面
三百五十三、同　上　一面
三百五十四、同　上　一面
三百五十五、同　上　一面
三百五十六、同　上　一面
三百五十七、同　上　一面
三百五十八、同　上　一面
三百五十九、同　上　一面
三百六十、同　上　一面
三百六十一、同　上　一面
三百六十二、同　上　一面
三百六十三、同　上　一面
三百六十四、同　上　一面
三百六十五、同　上　一面
三百六十六、同　上　一面
三百六十七、同　上　一面
三百六十八、同　上　一面
三百六十九、同　上　一面
三百七十、同　上　一面
三百七十一、同　上　一面
三百七十二、同　上　一面
三百七十三、同　上　一面
三百七十四、同　上　一面
三百七十五、同　上　一面
三百七十六、同　上　一面
三百七十七、同　上　一面
三百七十八、同　上　一面
三百七十九、同　上　一面
三百八十、同　上　一面
三百八十一、同　上　一面
三百八十二、同　上　一面
三百八十三、同　上　一面
三百八十四、同　上　一面
三百八十五、同　上　一面
三百八十六、同　上　一面
三百八十七、同　上　一面
三百八十八、同　上　一面
三百八十九、同　上　一面
三百九十、同　上　一面
三百九十一、同　上　一面
三百九十二、同　上　一面
三百九十三、同　上　一面
三百九十四、同　上　一面
三百九十五、同　上　一面
三百九十六、同　上　一面
三百九十七、同　上　一面
三百九十八、同　上　一面
三百九十九、同　上　一面
四百、同　上　一面
四百一、同　上　一面
四百二、同　上　一面
四百三、同　上　一面
四百四、同　上　一面
四百五、同　上　一面
四百六、同　上　一面
四百七、同　上　一面
四百八、同　上　一面
四百九、同　上　一面
四百十、同　上　一面
四百十一、同　上　一面
四百十二、同　上　一面
四百十三、同　上　一面
四百十四、同　上　一面
四百十五、同　上　一面
四百十六、同　上　一面
四百十七、同　上　一面
四百十八、同　上　一面
四百十九、同　上　一面
四百二十、同　上　一面
四百二十一、同　上　一面
四百二十二、同　上　一面
四百二十三、同　上　一面
四百二十四、同　上　一面
四百二十五、同　上　一面
四百二十六、同　上　一面
四百二十七、同　上　一面
四百二十八、同　上　一面
四百二十九、同　上　一面
四百三十、同　上　一面
四百三十一、同　上　一面
四百三十二、同　上　一面
四百三十三、同　上　一面
四百三十四、同　上　一面
四百三十五、同　上　一面
四百三十六、同　上　一面
四百三十七、同　上　一面
四百三十八、同　上　一面
四百三十九、同　上　一面
四百四十、同　上　一面
四百四十一、同　上　一面
四百四十二、同　上　一面
四百四十三、同　上　一面
四百四十四、同　上　一面
四百四十五、同　上　一面
四百四十六、同　上　一面
四百四十七、同　上　一面
四百四十八、同　上　一面
四百四十九、同　上　一面
四百五十、同　上　一面
四百五十一、同　上　一面
四百五十二、同　上　一面
四百五十三、同　上　一面
四百五十四、同　上　一面
四百五十五、同　上　一面
四百五十六、同　上　一面
四百五十七、同　上　一面
四百五十八、同　上　一面
四百五十九、同　上　一面
四百六十、同　上　一面
四百六十一、同　上　一面
四百六十二、同　上　一面
四百六十三、同　上　一面
四百六十四、同　上　一面
四百六十五、同　上　一面
四百六十六、同　上　一面
四百六十七、同　上　一面
四百六十八、同　上　一面
四百六十九、同　上　一面
四百七十、同　上　一面
四百七十一、同　上　一面
四百七十二、同　上　一面
四百七十三、同　上　一面
四百七十四、同　上　一面
四百七十五、同　上　一面
四百七十六、同　上　一面
四百七十七、同　上　一面
四百七十八、同　上　一面
四百七十九、同　上　一面
四百八十、同　上　一面
四百八十一、同　上　一面
四百八十二、同　上　一面
四百八十三、同　上　一面
四百八十四、同　上　一面
四百八十五、同　上　一面
四百八十六、同　上　一面
四百八十七、同　上　一面
四百八十八、同　上　一面
四百八十九、同　上　一面
四百九十、同　上　一面
四百九十一、同　上　一面
四百九十二、同　上　一面
四百九十三、同　上　一面
四百九十四、同　上　一面
四百九十五、同　上　一面
四百九十六、同　上　一面
四百九十七、同　上　一面
四百九十八、同　上　一面
四百九十九、同　上　一面
五百、同　上　一面
五百一、同　上　一面
五百二、同　上　一面
五百三、同　上　一面
五百四、同　上　一面
五百五、同　上　一面
五百六、同　上　一面
五百七、同　上　一面
五百八、同　上　一面
五百九、同　上　一面
五百十、同　上　一面
五百十一、同　上　一面
五百十二、同　上　一面
五百十三、同　上　一面
五百十四、同　上　一面
五百十五、同　上　一面
五百十六、同　上　一面
五百十七、同　上　一面
五百十八、同　上　一面
五百十九、同　上　一面
五百二十、同　上　一面
五百二十一、同　上　一面
五百二十二、同　上　一面
五百二十三、同　上　一面
五百二十四、同　上　一面
五百二十五、同　上　一面
五百二十六、同　上　一面
五百二十七、同　上　一面
五百二十八、同　上　一面
五百二十九、同　上　一面
五百三十、同　上　一面
五百三十一、同　上　一面
五百三十二、同　上　一面
五百三十三、同　上　一面
五百三十四、同　上　一面
五百三十五、同　上　一面
五百三十六、同　上　一面
五百三十七、同　上　一面
五百三十八、同　上　一面
五百三十九、同　上　一面
五百四十、同　上　一面
五百四十一、同　上　一面
五百四十二、同　上　一面
五百四十三、同　上　一面
五百四十四、同　上　一面
五百四十五、同　上　一面
五百四十六、同　上　一面
五百四十七、同　上　一面
五百四十八、同　上　一面
五百四十九、同　上　一面
五百五十、同　上　一面
五百五十一、同　上　一面
五百五十二、同　上　一面
五百五十三、同　上　一面
五百五十四、同　上　一面
五百五十五、同　上　一面
五百五十六、同　上　一面
五百五十七、同　上　一面
五百五十八、同　上　一面
五百五十九、同　上　一面
五百六十、同　上　一面
五百六十一、同　上　一面
五百六十二、同　上　一面
五百六十三、同　上　一面
五百六十四、同　上　一面
五百六十五、同　上　一面
五百六十六、同　上　一面
五百六十七、同　上　一面
五百六十八、同　上　一面
五百六十九、同　上　一面
五百七十、同　上　一面
五百七十一、同　上　一面
五百七十二、同　上　一面
五百七十三、同　上　一面
五百七十四、同　上　一面
五百七十五、同　上　一面
五百七十六、同　上　一面
五百七十七、同　上　一面
五百七十八、同　上　一面
五百七十九、同　上　一面
五百八十、同　上　一面
五百八十一、同　上　一面
五百八十二、同　上　一面
五百八十三、同　上　一面
五百八十四、同　上　一面
五百八十五、同　上　一面
五百八十六、同　上　一面
五百八十七、同　上　一面
五百八十八、同　上　一面
五百八十九、同　上　一面
五百九十、同　上　一面
五百九十一、同　上　一面
五百九十二、同　上　一面
五百九十三、同　上　一面
五百九十四、同　上　一面
五百九十五、同　上　一面
五百九十六、同　上　一面
五百九十七、同　上　一面
五百九十八、同　上　一面
五百九十九、同　上　一面
六百、同　上　一面
六百一、同　上　一面
六百二、同　上　一面
六百三、同　上　一面
六百四、同　上　一面
六百五、同　上　一面
六百六、同　上　一面
六百七、同　上　一面
六百八、同　上　一面
六百九、同　上　一面
六百十、同　上　一面
六百十一、同　上　一面
六百十二、同　上　一面
六百十三、同　上　一面
六百十四、同　上　一面
六百十五、同　上　一面
六百十六、同　上　一面
六百十七、同　上　一面
六百十八、同　上　一面
六百十九、同　上　一面
六百二十、同　上　一面
六百二十一、同　上　一面
六百二十二、同　上　一面
六百二十三、同　上　一面
六百二十四、同　上　一面
六百二十五、同　上　一面
六百二十六、同　上　一面
六百二十七、同　上　一面
六百二十八、同　上　一面
六百二十九、同　上　一面
六百三十、同　上　一面
六百三十一、同　上　一面
六百三十二、同　上　一面
六百三十三、同　上　一面
六百三十四、同　上　一面
六百三十五、同　上　一面
六百三十六、同　上　一面
六百三十七、同　上　一面
六百三十八、同　上　一面
六百三十九、同　上　一面
六百四十、同　上　一面
六百四十一、同　上　一面
六百四十二、同　上　一面
六百四十三、同　上　一面
六百四十四、同　上　一面
六百四十五、同　上　一面
六百四十六、同　上　一面
六百四十七、同　上　一面
六百四十八、同　上　一面
六百四十九、同　上　一面
六百五十、同　上　一面
六百五十一、同　上　一面
六百五十二、同　上　一面
六百五十三、同　上　一面
六百五十四、同　上　一面
六百五十五、同　上　一面
六百五十六、同　上　一面
六百五十七、同　上　一面
六百五十八、同　上　一面
六百五十九、同　上　一面
六百六十、同　上　一面
六百六十一、同　上　一面
六百六十二、同　上　一面
六百六十三、同　上　一面
六百六十四、同　上　一面
六百六十五、同　上　一面
六百六十六、同　上　一面
六百六十七、同　上　一面
六百六十八、同　上　一面
六百六十九、同　上　一面
六百七十、同　上　一面
六百七十一、同　上　一面
六百七十二、同　上　一面
六百七十三、同　上　一面
六百七十四、同　上　一面
六百七十五、同　上　一面
六百七十六、同　上　一面
六百七十七、同　上　一面
六百七十八、同　上　一面
六百七十九、同　上　一面
六百八十、同　上　一面
六百八十一、同　上　一面
六百八十二、同　上　一面
六百八十三、同　上　一面
六百八十四、同　上　一面
六百八十五、同　上　一面
六百八十六、同　上　一面
六百八十七、同　上　一面
六百八十八、同　上　一面
六百八十九、同　上　一面
六百九十、同　上　一面
六百九十一、同　上　一面
六百九十二、同　上　一面
六百九十三、同　上　一面
六百九十四、同　上　一面
六百九十五、同　上　一面
六百九十六、同　上　一面
六百九十七、同　上　一面
六百九十八、同　上　一面
六百九十九、同　上　一面
七百、同　上　一面
七百一、同　上　一面
七百二、同　上　一面
七百三、同　上　一面
七百四、同　上　一面
七百五、同　上　一面
七百六、同　上　一面
七百七、同　上　一面
七百八、同　上　一面
七百九、同　上　一面
七百十、同　上　一面
七百十一、同　上　一面
七百十二、同　上　一面
七百十三、同　上　一面
七百十四、同　上　一面
七百十五、同　上　一面
七百十六、同　上　一面
七百十七、同　上　一面
七百十八、同　上　一面
七百十九、同　上　一面
七百二十、同　上　一面
七百二十一、同　上　一面
七百二十二、同　上　一面
七百二十三、同　上　一面
七百二十四、同　上　一面
七百二十五、同　上　一面
七百二十六、同　上　一面
七百二十七、同　上　一面
七百二十八、同　上　一面
七百二十九、同　上　一面
七百三十、同　上　一面
七百三十一、同　上　一面
七百三十二、同　上　一面
七百三十三、同　上　一面
七百三十四、同　上　一面
七百三十五、同　上　一面
七百三十六、同　上　一面
七百三十七、同　上　一面
七百三十八、同　上　一面
七百三十九、同　上　一面
七百四十、同　上　一面
七百四十一、同　上　一面
七百四十二、同　上　一面
七百四十三、同　上　一面
七百四十四、同　上　一面
七百四十五、同　上　一面
七百四十六、同　上　一面
七百四十七、同　上　一面
七百四十八、同　上　一面
七百四十九、同　上　一面
七百五十、同　上　一面
七百五十一、同　上　一面
七百五十二、同　上　一面
七百五十三、同　上　一面
七百五十四、同　上　一面
七百五十五、同　上　一面
七百五十六、同　上　一面
七百五十七、同　上　一面
七百五十八、同　上　一面
七百五十九、同　上　一面
七百六十、同　上　一面
七百六十一、同　上　一面
七百六十二、同　上　一面
七百六十三、同　上　一面
七百六十四、同　上　一面
七百六十五、同　上　一面
七百六十六、同　上　一面
七百六十七、同　上　一面
七百六十八、同　上　一面
七百六十九、同　上　一面
七百七十、同　上　一面
七百七十一、同　上　一面
七百七十二、同　上　一面
七百七十三、同　上　一面
七百七十四、同　上　一面
七百七十五、同　上　一面
七百七十六、同　上　一面
七百七十七、同　上　一面
七百七十八、同　上　一面
七百七十九、同　上　一面
七百八十、同　上　一面
七百八十一、同　上　一面
七百八十二、同　上　一面
七百八十三、同　上　一面
七百八十四、同　上　一面
七百八十五、同　上　一面
七百八十六、同　上　一面
七百八十七、同　上　一面
七百八十八、同　上　一面
七百八十九、同　上　一面
七百九十、同　上　一面
七百九十一、同　上　一面
七百九十二、同　上　一面
七百九十三、同　上　一面
七百九十四、同　上　一面
七百九十五、同　上　一面
七百九十六、同　上　一面
七百九十七、同　上　一面
七百九十八、同　上　一面
七百九十九、同　上　一面
八百、同　上　一面
八百一、同　上　一面
八百二、同　上　一面
八百三、同　上　一面
八百四、同　上　一面
八百五、同　上　一面
八百六、同　上　一面
八百七、同　上　一面
八百八、同　上　一面
八百九、同　上　一面
八百十、同　上　一面
八百十一、同　上　一面
八百十二、同　上　一面
八百十三、同　上　一面
八百十四、同　上　一面
八百十五、同　上　一面
八百十六、同　上　一面
八百十七、同　上　一面
八百十八、同　上　一面
八百十九、同　上　一面
八百二十、同　上　一面
八百二十一、同　上　一面
八百二十二、同　上　一面
八百二十三、同　上　一面
八百二十四、同　上　一面
八百二十五、同　上　一面
八百二十六、同　上　一面
八百二十七、同　上　一面
八百二十八、同　上　一面
八百二十九、同　上　一面
八百三十、同　上　一面
八百三十一、同　上　一面
八百三十二、同　上　一面
八百三十三、同　上　一面
八百三十四、同　上　一面
八百三十五、同　上　一面
八百三十六、同　上　一面
八百三十七、同　上　一面
八百三十八、同　上　一面
八百三十九、同　上　一面
八百四十、同　上　一面
八百四十一、同　上　一面
八百四十二、同　上　一面
八百四十三、同　上　一面
八百四十四、同　上　一面
八百四十五、同　上　一面
八百四十六、同　上　一面
八百四十七、同　上　一面
八百四十八、同　上　一面
八百四十九、同　上　一面
八百五十、同　上　一面
八百五十一、同　上　一面
八百五十二、同　上　一面
八百五十三、同　上　一面
八百五十四、同　上　一面
八百五十五、同　上　一面
八百五十六、同　上　一面
八百五十七、同　上　一面
八百五十八、同　上　一面
八百五十九、同　上　一面
八百六十、同　上　一面
八百六十一、同　上　一面
八百六十二、同　上　一面
八百六十三、同　上　一面
八百六十四、同　上　一面
八百六十五、同　上　一面
八百六十六、同　上　一面
八百六十七、同　上　一面
八百六十八、同　上　一面
八百六十九、同　上　一面
八百七十、同　上　一面
八百七十一、同　上　一面
八百七十二、同　上　一面
八百七十三、同　上　一面
八百七十四、同　上　一面
八百七十五、同　上　一面
八百七十六、同　上　一面
八百七十七、同　上　一面
八百七十八、同　上　一面
八百七十九、同　上　一面
八百八十、同　上　一面
八百八十一、同　上　一面
八百八十二、同　上　一面
八百八十三、同　上　一面
八百八十四、同　上　一面
八百八十五、同　上　一面
八百八十六、同　上　一面
八百八十七、同　上　一面
八百八十八、同　上　一面
八百八十九、同　上　一面
八百九十、同　上　一面
八百九十一、同　上　一面
八百九十二、同　上　一面
八百九十三、同　上　一面
八百九十四、同　上　一面
八百九十五、同　上　一面
八百九十六、同　上　一面
八百九十七、同　上　一面
八百九十八、同　上　一面
八百九十九、同　上　一面
九百、同　上　一面
九百一、同　上　一面
九百二、同　上　一面
九百三、同　上　一面
九百四、同　上　一面
九百五、同　上　一面
九百六、同　上　一面
九百七、同　上　一面
九百八、同　上　一面
九百九、同　上　一面
九百十、同　上　一面
九百十一、同　上　一面
九百十二、同　上　一面
九百十三、同　上　一面
九百十四、同　上　一面
九百十五、同　上　一面
九百十六、同　上　一面
九百十七、同　上　一面
九百十八、同　上　一面
九百十九、同　上　一面
九百二十、同　上　一面
九百二十一、同　上　一面
九百二十二、同　上　一面
九百二十三、同　上　一面
九百二十四、同　上　一面
九百二十五、同　上　一面
九百二十六、同　上　一面
九百二十七、同　上　一面
九百二十八、同　上　一面
九百二十九、同　上　一面
九百三十、同　上　一面
九百三十一、同　上　一面
九百三十二、同　上　一面
九百三十三、同　上　一面
九百三十四、同　上　一面
九百三十五、同　上　一面
九百三十六、同　上　一面
九百三十七、同　上　一面
九百三十八、同　上　一面
九百三十九、同　上　一面
九百四十、同　上　一面
九百四十一、同　上　一面
九百四十二、同　上　一面
九百四十三、同　上　一面
九百四十四、同　上　一面
九百四十五、同　上　一面
九百四十六、同　上　一面
九百四十七、同　上　一面
九百四十八、同　上　一面
九百四十九、同　上　一面
九百五十、同　上　一面
九百五十一、同　上　一面
九百五十二、同　上　一面
九百五十三、同　上　一面
九百五十四、同　上　一面
九百五十五、同　上　一面
九百五十六、同　上　一面
九百五十七、同　上　一面
九百五十八、同　上　一面
九百五十九、同　上　一面
九百六十、同　上　一面
九百六十一、同　上　一面
九百六十二、同　上　一面
九百六十三、同　上　一面
九百六十四、同　上　一面
九百六十五、同　上　一面
九百六十六、同　上　一面
九百六十七、同　上　一面
九百六十八、同　上　一面
九百六十九、同　上　一面
九百七十、同　上　一面
九百七十一、同　上　一面
九百七十二、同　上　一面
九百七十三、同　上　一面
九百七十四、同　上　一面
九百七十五、同　上　一面
九百七十六、同　上　一面
九百七十七、同　上　一面
九百七十八、同　上　一面
九百七十九、同　上　一面
九百八十、同　上　一面
九百八十一、同　上　一面
九百八十二、同　上　一面
九百八十三、同　上　一面
九百八十四、同　上　一面
九百八十五、同　上　一面
九百八十六、同　上　一面
九百八十七、同　上　一面
九百八十八、同　上　一面
九百八十九、同　上　一面
九百九十、同　上　一面
九百九十一、同　上　一面
九百九十二、同　上　一面
九百九十三、同　上　一面
九百九十四、同　上　一面
九百九十五、同　上　一面
九百九十六、同　上　一面
九百九十七、同　上　一面
九百九十八、同　上　一面
九百九十九、同　上　一面
千、同　上　一面
千一、同　上　一面
千二、同　上　一面
千三、同　上　一面
千四、同　上　一面
千五、同　上　一面
千六、同　上　一面
千七、同　上　一面
千八、同　上　一面
千九、同　上　一面
二千、同　上　一面
二千一、同　上　一面
二千二、同　上　一面
二千三、同　上　一面
二千四、同　上　一面
二千五、同　上　一面
二千六、同　上　一面
二千七、同　上　一面
二千八、同　上　一面
二千九、同　上　一面
三千、同　上　一面
三千一、同　上　一面
三千二、同　上　一面
三千三、同　上　一面
三千四、同　上　一面
三千五、同　上　一面
三千六、同　上　一面
三千七、同　上　一面
三千八、同　上　一面
三千九、同　上　一面
四千、同　上　一面
四千一、同　上　一面
四千二、同　上　一面
四千三、同　上　一面
四千四、同　上　一面
四千五、同　上　一面
四千六、同　上　一面
四千七、同　上　一面
四千八、同　上　一面
四千九、同　上　一面
五千、同　上　一面
五千一、同　上　一面
五千二、同　上　一面
五千三、同　上　一面
五千四、同　上　一面
五千五、同　上　一面
五千六、同　上　一面
五千七、同　上　一面
五千八、同　上　一面
五千九、同　上　一面
六千、同　上　一面
六千一、同　上　一面
六千二、同　上　一面
六千三、同　上　一面
六千四、同　上　一面
六千五、同　上　一面
六千六、同　上　一面
六千七、同　上　一面
六千八、同　上　一面
六千九、同　上　一面
七千、同　上　一面
七千一、同　上　一面
七千二、同　上　一面
七千三、同　上　一面
七千四、同　上　一面
七千五、同　上　一面
七千六、同　上　一面
七千七、同　上　一面
七千八、同　上　一面
七千九、同　上　一面
八千、同　上　一面
八千一、同　上　一面
八千二、同　上　一面
八千三、同　上　一面
八千四、同　上　一面
八千五、同　上　一面
八千六、同　上　一面
八千七、同　上　一面
八千八、同　上　一面
八千九、同　上　一面
九千、同　上　一面
九千一、同　上　一面
九千二、同　上　一面
九千三、同　上　一面
九千四、同　上　一面
九千五、同　上　一面
九千六、同　上　一面
九千七、同　上　一面
九千八、同　上　一面
九千九、同　上　一面
一萬、同　上　一面
一萬一、同　上　一面
一萬二、同　上　一面
一萬三、同　上　一面
一萬四、同　上　一面
一萬五、同　上　一面
一萬六、同　上　一面
一萬七、同　上　一面
一萬八、同　上　一面
一萬九、同　上　一面
二萬、同　上　一面
二萬一、同　上　一面
二萬二、同　上　一面
二萬三、同　上　一面
二萬四、同　上　一面
二萬五、同　上　一面
二萬六、同　上　一面
二萬七、同　上　一面
二萬八、同　上　一面
二萬九、同　上　一面
三萬、同　上　一面
三萬一、同　上　一面
三萬二、同　上　一面
三萬三、同　上　一面
三萬四、同　上　一面
三萬五、同　上　一面
三萬六、同　上　一面
三萬七、同　上　一面
三萬八、同　上　一面
三萬九、同　上　一面
四萬、同　上　一面
四萬一、同　上　一面
四萬二、同　上　一面
四萬三、同　上　一面
四萬四、同　上　一面
四萬五、同　上　一面
四萬六、同　上　一面
四萬七、同　上　一面
四萬八、同　上　一面
四萬九、同　上　一面
五萬、同　上　一面
五萬一、同　上　一面
五萬二、同　上　一面
五萬三、同　上　一面
五萬四、同　上　一面
五萬五、同　上　一面
五萬六、同　上　一面
五萬七、同　上　一面
五萬八、同　上　一面
五萬九、同　上　一面
六萬、同　上　一面
六萬一、同　上　一面
六萬二、同　上　一面
六萬三、同　上　一面
六萬四、同　上　一面
六萬五、同　上　一面
六萬六、同　上　一面
六萬七、同　上　一面
六萬八、同　上　一面
六萬九、同　上　一面
七萬、同　上　一面
七萬一、同　上　一面
七萬二、同　上　一面
七萬三、同　上　一面
七萬四、同　上　一面
七萬五、同　上　一面
七萬六、同　上　一面
七萬七、同　上　一面
七萬八、同　上　一面
七萬九、同　上　一面
八萬、同　上　一面
八萬一、同　上　一面
八萬二、同　上　一面
八萬三、同　上　一面
八萬四、同　上　一面
八萬五、同　上　一面
八萬六、同　上　一面
八萬七、同　上　一面
八萬八、同　上　一面
八萬九、同　上　一面
九萬、同　上　一面
九萬一、同　上　一面
九萬二、同　上　一面
九萬三、同　上　一面
九萬四、同　上　一面
九萬五、同　上　一面
九萬六、同　上　一面
九萬七、同　上　一面
九萬八、同　上　一面
九萬九、同　上　一面
十萬、同　上　一面
十萬一、同　上　一面
十萬二、同　上　一面
十萬三、同　上　一面
十萬四、同　上　一面
十萬五、同　上　一面
十萬六、同　上　一面
十萬七、同　上　一面
十萬八、同　上　一面
十萬九、同　上　一面
二十萬、同　上　一面
二十萬一、同　上　一面
二十萬二、同　上　一面
二十萬三、同　上　一面
二十萬四、同　上　一面
二十萬五、同　上　一面
二十萬六、同　上　一面
二十萬七、同　上　一面
二十萬八、同　上　一面
二十萬九、同　上　一面
三十萬、同　上　一面
三十萬一、同　上　一面
三十萬二、同　上　一面
三十萬三、同　上　一面
三十萬四、同　上　一面
三十萬五、同　上　一面
三十萬六、同　上　一面
三十萬七、同　上　一面
三十萬八、同　上　一面
三十萬九、同　上　一面
四十萬、同　上　一面
四十萬一、同　上　一面
四十萬二、同　上　一面
四十萬三、同　上　一面
四十萬四、同　上　一面
四十萬五、同　上　一面
四十萬六、同　上　一面
四十萬七、同　上　一面
四十萬八、同　上　一面
四十萬九、同　上　一面
五十萬、同　上　一面
五十萬一、同　上　一面
五十萬二、同　上　一面
五十萬三、同　上　一面
五十萬四、同　上　一面
五十萬五、同　上　一面
五十萬六、同　上　一面
五十萬七、同　上　一面
五十萬八、同　上　一面
五十萬九、同　上　一面
六十萬、同　上　一面
六十萬一、同　上　一面
六十萬二、同　上　一面
六十萬三、同　上　一面
六十萬四、同　上　一面
六十萬五、同　上　一面
六十萬六、同　上　一面
六十萬七、同　上　一面
六十萬八、同　上　一面
六十萬九、同　上　一面
七十萬、同　上　一面
七十萬一、同　上　一面
七十萬二、同　上　一面
七十萬三、同　上　一面
七十萬四、同　上　一面
七十萬五、同　上　一面
七十萬六、同　上　一面
七十萬七、同　上　一面
七十萬八、同　上　一面
七十萬九、同　上　一面
八十萬、同　上　一面
八十萬一、同　上　一面
八十萬二、同　上　一面
八十萬三、同　上　一面
八十萬四、同　上　一面
八十萬五、同　上　一面
八十萬六、同　上　一面
八十萬七、同　上　一面
八十萬八、同　上　一面
八十萬九、同　上　一面
九十萬、同　上　一面
九十萬一、同　上　一面
九十萬二、同　上　一面
九十萬三、同　上　一面
九十萬四、同　上　一面
九十萬五、同　上　一面
九十萬六、同　上　一面
九十萬七、同　上　一面
九十萬八、同　上　一面
九十萬九、同　上　一面
百萬、同　上　一面
百萬一、同　上　一面
百萬二、同　上　一面
百萬三、同　上　一面
百萬四、同　上　一面
百萬五、同　上　一面
百萬六、同　上　一面
百萬七、同　上　一面
百萬八、同　上　一面
百萬九、同　上　一面
二百萬、同　上　一面
二百萬一、同　上　一面
二百萬二、同　上　一面
二百萬三、同　上　一面
二百萬四、同　上　一面
二百萬五、同　上　一面
二百萬六、同　上　一

の領主立川宮内殿奥方是を歎き、別に尊像を鑄て是を安置し給ふ。時に寶永年中本社拜殿造立す。其後境内の松の古根より光明度々に及べり。是を不思議と思ひぬれども、凡夫故其所に尊像のまします事をあらす。その松の根を堀しに、鍬の刃先尊像の御胸に當る。目闇氣絶する事良久し。人々これをみて、急き尊像を本社に移し奉る。其者へも水をそゝぎよひかへしければ、正氣となり、其事を聞、甚かなしみ信心をこらしぬ。其時の疵今に御胸にあり。又其後年を經て盜賊のために神去給ふ事三ヶ月。一日烏集り鳴こと夥し。夜に入稻妻の如き物本社の上に光明かゝやく事甚し。諸人これを不思議と思ひ、未明に當社に參詣せしに、拜殿に歸らせ給ぬ。人々奇異の思ひをなしぬ。又々今年六月十一日夜賊難にあひ給ふ。何國へか神去給ぬ。社司是を歎き、六月十五日近鄕の祠官立集り、百座の祈禱を勤む。抽丹誠奇瑞にや有けん、四五日を經て武藏野の畑に臺座後光を得たり。されとも尊像は見へさせ給はず。水無月末の八日に湯の花をさゝけし所、神託に曰遠からず出させ給ふと云々。氏子ともは是を悅び、日毎に武藏野の草かきわけて尋ぬるといへども、御姿見えさせ給はず。然るに八月四日の夜、昔年のことく神光かくやくとして白晝にことならず。人々甚あやしみける所、五日のあさ本社の散錢箱の上に儼然として立せ給ふ。每々の靈驗難有骨髓に徹して、此度三ヶ日の間開扉いたし、爲結緣令拜也。

これは三十年あまりむかし扉を開し時の緣起とて書傳へしなりと、此村の里正平九郎いへり。又神主の家に傳へしは、

徳川氏入國以前

遺訓

昔より代々家に傳り、御長四寸八分、黄金の彌陀如來尊像。弘法大師の御作にて、七代以前の祖式部、不淨ある居宅に安置し奉る事氣の毒に存し、八幡宮の本社に遷し納れ奉りき。時に盜賊偸み出し、値ひに代替へ、それより段々値ひを增し、數多の人の手に賣渡し、相模州星谷村にて有る寺僧買取り、客殿の本尊とす。然るに其夜より殿中震動雷電して、物凄しき事無限、夜々を重て云計り無し。寺僧大に驚き、偖もノ〳〵恐ろしき哉、此佛像の在す故にやと、早々買取候方へ返す。それより奇異なる事とも有て、何方にても留置事を不得。向きに買取候方へ段々返し、偸み出せし者の手に渡す。此者詮方無くや思ひけん、八幡宮の社壇に是を捨置く。依之清水にて尊像を沐浴し奉り、如前本社に安置し奉りぬ。厥后五代以前の祖主計代、武藏野より野火來りて、本社拜殿悉く燒却す。是天正年中の事也。昔より神主居屋數程隔り住居致し候故に、急ぎ馳着候に、最初焰壯んに炎上り、致し方も無く、空しく目前に一時の煙と成ぬ。此時彼像如何ならせ給ふと、灰を分て尋しも見へ不給。其れより三年を經て、神前の榊枯候故、植替んとする時、鋤の刃に物の當る事有り。石やらんと、土を穿ち見るに彼尊像也。於是信心彌々肝に銘じ、清水を以て尊像を沐し、其後は火盜の難を恐れ、不淨あれども神主宅に安置す。勿體なくも、鋤の痕御胸御手に在り。



覺書

黄金の阿彌陀如來。八幡宮本社に安置有し處、安永五年申（〇紀元二。四三六年。）六月十一日夜賊難に逢給ぬ。幷五十嵐氏奉納之刀盜取られ、大きに驚き、祠官同門相賴、百座の祈禱を勤む。四五日を經て臺座後光は畑より出つ。氏子共そこ〳〵尋るといへども見へ給はず。然るに八月四日の夜光る事甚し。五日の朝本社の賽錢箱の上に歸らせ給ふ。依之祭日十五日より三ヶ日の間、開扉いたす。誠に不思議成る御事也。厥后賊難を恐れ、勿體なくも住所神壇に安置致す者也。

時安永五丙申年記之

神主　宮本信濃

八幡宮の除地二石五斗二升ありときく。今日里正次郎兵衞のもとに神主宮本氏尊像二體を具し來れるを拜するに、黄金の像いかさまにも古きものにして、御脊の方は面かたの如くくぼし。黄金の色古く、鏽て青きやうにみゆ。後光の鏡のうらに、

武州多摩郡立河郷芝崎村八幡宮　鏡一面爲家内安全二

元文四年己未八月　五十嵐　與八郎

かくのごとく鐫たり。此像の御胸に鉄もて打奉りし跡あり。又立川氏の鑄像は鐵とみゆ。其脊に

武州多東郡立河郷芝崎村八幡本地、幷奥願主立河宮内村禰々。

于時天正拾四甲戌年三月十五日　本願大夫式部

大二　椎名土佐守

とあり。又次郎兵衞が宅のうしろにあたりて、諏訪大明神の社あり。これ又村の鎭守にして

徳川氏入國以前

て、神主宮本氏の持なり。諏訪社領五石三斗あり。弘仁二年の勸請といひ傳ふるのみにして、書物もなしと神主いへり。今日普濟寺に人つかはして名主平九郎とゝもに尋しが、何にても書傳へたるものなし。

開山大定禪師示寂。

貞治二癸卯歲十二月初八日。

今到文化五戊辰年迄
四百五十六年

侍直誌

開山の像古きものなりといふ。四神地名錄に、五十嵐古文次の宅の跡ありといへば、その事をきくにしらず。五十嵐氏の農家は多しといへり。

——調布日記

玄武山普濟禪寺。　日野渡口より北方の岸頭を右へ十丁計入て、芝崎村と云にあり。（此所を立川と云。昔の鄕の名なり、今は小名となれり。○コノ地名ノコトハ下ヲ見ヨ。）濟家の禪林にして、相州鎌倉の建長寺に屬せり。開山は眞照大定禪師。物外可什和尙と號す。（貞治二年癸卯十二月八日寂す。禪師の墳墓及ひ肖像あり。）本尊は正觀世音、座像二尺計あり。左右に十六阿羅漢十大弟子等の木像を安ぜ。共に作者詳ならぜ。中興大檀那は立川宮內大輔と稱す。法名ハ寶山道貴大禪定門といふ。（靈牌ハ當寺にあまども、其墳墓の所在をしらぜ。）佛殿惣門の內にあり。本尊は釋尊にして、座像三尺計あり。脇士文殊普賢。二尺計。共に作者をしらず。（此本尊の胎中に、立川氏の家譜其餘の古文書を籠るといふ。其記に平重能、平義親、平高親等の名を記せりといふ。）

開山大定禪師眞像座下之記曰、

彩色啓端、造立助緣、芳衞、辨翁、啓範、宗來、啓一、宗華、宗義、啓端、宗順、啓勝、宗範、啓壽、性了、宗宗快翁、塗師行盛、佛師上總法橋朝宗、幹緣比丘啓達。

應安三年戊十二月三日敬記。

六面塔。　卵塔の中にあり。高サ六尺はかり。一片の幅一尺五寸あまりゐまて、六面の石ハ一片々に蓋石と臺石とを穿ちて立合せたるものなり。前面の二枚にも金剛密迹の二王を彫刻し、後面左右の四枚ハ四天王の像を彫せり。上の方ハ何れも寶盡しの如きものを鐫て、其ありさま尋常の石工の手に出るものにあらす。極めて妙作なり。增長天の一片に年號等を刻せり。其文左の如し。

延文六季辛丑七月六日　施財性了立

道圓刊

按に、前に擧る所の開山大定禪師肖像座下の記文に、性了の名あり。六面塔の財主性了一なるべし。延文六年（○紀元二○二一年。）ハ康安と改元の年なり。應安三年（○紀元二○三○年。）に至り、そつかに十年なり。然ればいよ〳〵此人なるべし。

當寺境內北の方は、往古立川宮內大輔某の宅地たりしとなり。數年合戰の地にして、今猶林中に首塚と稱するものあるハ、其謂なりと云。（今も隍の跡と覺しき地存して、山中折として、矢の根の類の武器を得る事ありといへぞ。又慶長の頃立川承賀なといへる人あり。こゝに云宮內大輔何をも其一族なるべし。）

五十嵐市左衞門感狀曰、（○新記ニハ、柴崎村ノ舊家百姓傳次ハ、小田原北條氏ニ仕ヘシ五十嵐小文次ノ子孫ナリト云ヒ傳フトテ、コノ文書ハソノ家藏トシテ採錄セリ。尙本書ノ註文

ニ、按に五十嵐小文治ハ和田合戰ヨ朝比奈義秀ヨ討されたる人あり、是を混じて土人あやまり傳へたる歟トアリ。

景虎御出陣之砌、三田彈正忠政定〇一に政實。先陣而、大幡ニ陣所、八王子之城主北條氏照と及二一戰一沒落ミ所、五十嵐市左衛門竹田新八郎〇一に新次郎。ト云武士ヲ討取、二番着到賞功不レ踰レ時芝崎三十貫文之所ヲ被二仰下一者也、

永祿三年庚申年〇一に閏三月七日　立川宮內重能花押（在判）

五十嵐市左衛門殿

設樂惣右衛門との

——江戸名所圖會

普濟寺。村〇柴崎。ノ南ニアリ。玄武山ト號ス。濟派ノ禪宗。鎌倉建長寺末。寺領、御朱印廿石ヲ附セラル。十八院ノ末寺ヲ統。起立ノ年代詳ナラズ。開山大定禪師。貞治二年〇南朝正平十八年。紀元二〇二三年。十二月八日寂。本尊聖觀音。長二寸五分。又十六羅漢ノ木像アリ。長各一尺五寸。共ニ本堂ニ安ス。寶山道貴大禪定門ト題セル位牌アリ。背ニ大檀那立川宮內少輔牌トアリ。尋ルニ立川ハ武藏七堂ヨリ出シモノニテ、宮內少輔照重ハ小田原北條ニ仕ヘテ、天正ノ亂ニ共ニ滅亡セシ者ナリ。當院ノ境內ハ此人ノ壘城ナリト傳ヘテ、今ニ總門ノ左右ヨリ南ヘ掛テ土居竝ニ堀跡アリ。境外ハ皆民ノ棲居トナリヌレバ、古ヘノスガタハ更ニナシ。オモフニ此寺立川氏全盛ノ比菩提所ニシテ、他所ニ在シヲ、滅亡ノ後此地ニ移シテ亡靈ヲ鎭セシモノナルベシ。今村民ニ立川ヲ氏トセシモノナク、却テ近鄕ニ往々アリ。皆族類ノ末ナルベシト云。

本堂。六間ニ十一間。東向。

釋迦堂。三間ニ四間。門外ニアリ。

開山堂。三間四方。

辨天堂。小社ナリ。稻荷社。小社。閻魔堂。二間半四方。鐘樓。本堂ノ前ニアリ。六尺四方、近來ノ鑄造ナリ。門、八尺ニ六尺。

古塔。本堂後背ノ墓所ニアリ。碧石ノ六面塔ナリ。每面廣サ一尺五寸。高凡五尺五寸餘。六方ニ四天ト二王トノ像ヲ彫ソエ、銘モアリ。又墓門ノ石扉トオボシキモノ一枚、庭樹ノ根ニ埋モレテアリ。寺僧ノ話ニ、カクノ如モノナヲ一枚アリシカ、昔年墓所ノ土中ニ埋メシトイフ。是恐クハ立川氏先墳ノ舊物ナリシモノヲ、兵亂ノ時或ハ發掘ヲヘテ散亂セシナルベシ。シカルヲ其後寺ヲ移ス時聚メテ此所ニモテ來リシモノナランカ。イカニモ古色アルモノナレバ、姑クコヽニノス。長四尺餘。廣一尺三寸計。

塔頭。心源庵。門前ニアリ。客殿六間ニ四間。本尊如意輪觀音。

有慶菴。本堂ノ北ニアリ。客殿五間ニ三間。本尊聖觀音。長一尺三寸計。

——新篇武藏風土記稿

此寺地は、宮內少輔居地にて、天正十八年〇紀元二二五〇年。斷絕の後、開基の寺ゆへ此所へ移したる事なるべし。開山貞治二年〇南朝正平十八年。紀元二〇二三年。寂といへど、此所へ移せし前は、村內何方に寺在し事も知れず。此寺先年燒亡したるか。過去帳も寬永年中より以前は見へず。此寺屋

敷跡ゆへ、築地は門の左右より押廻して在。空湟もあり。余は百姓地に入故、大抵切崩たり。此寺庭の假山を摸せし樹林の中に、宮内少輔の墳墓の門扉あり。長四尺餘。巾一尺二寸。立川氏の家紋六ツ星あり。兩扉の内一基あり。

——武藏名勝圖會

芝崎村玄武山普濟寺（曹洞）も、日野の驛の東南にあり。開山ハ大定禪師とゝや。（○中略。）此寺内にめづらしき古き墓あり。高さ凡五尺五寸餘。六角に作りて、六方に須彌の四天れ像と仁王尊の像を彫刻し、上にハ寶盡しを刻めり。その像和國の畫風に非ぎ。唐畫を寫して頗る名人の刻み置しものと見ゆ。

——遊歷雜記

玄武山普濟寺。立川村（字上立川。）ニアリ。域内貳千七百七拾八坪。臨濟宗。立川某（宮内少輔。）之ヲ創建シ、僧大定ヲ以テ開山トナス。（○中略。）此地舊立川氏館址ニシテ、天正中同氏滅亡ノ後、本寺ヲ此ニ移ス。是ヨリ先、其何地ニ在ルヲ詳ニセズ。德川氏ノ時寺領貳拾石ヲ付ス。本堂背後墓地ノ傍ニ六面石塔壹基アリ。（○中略。）毎面ニ仁王及四天王像ヲ陽刻シ、上ニ寶貨紋ヲ陰刻ス。（○中略。）寺傳云、畫ハ明兆ノ圖ニシテ之ヲ摸刻スト。（明兆ハ應永十五年五十七歳ニテ、永亨三年ニ沒スレバ延文六年ニハ十歳ノ髫童ナリ。コノ說信ジ難シ。）此塔亦別處ニアリ。蓋移寺ノ時、此ニ移建セシナリ。

——武藏通志

普濟寺の石碑は、其多數なること世に比なし。今日に現存するもの八十基許。其有銘の者は文永元年（○紀元一九二四年。）を最古とし、文和二年（○紀元二一三年。）を最後とす。中に「正中三年丙寅（○紀元一九八六年。）二月、時正妙心禪尼、爲逆修也」、「同年月、時正有辨大德、爲逆修也」と見ゆるもあり。（歷史地理雜誌。）

——大日本地名辭書

附記。柴崎村ハ郡（○多摩郡。）ノ中ヨリ東ニアリ。柴或ハ芝ニ作ル。立川鄕ト稱ス。庄名ヲ失フ。（○中略。）三枝家譜ニ、三枝立川介者太宰大貳守國二男ナリ。武州府中ノ立川ニ住ス。父ノ守國長德四年戊戌（○紀元一六五八年。）九月十九日卒ス、時ニ百十六歳トミエタリ。府中立川トアルハ當郡ノ府中コノ邊ヨリ隔タリシ地ニモアラザレバ、イハユル立川ハ此地ノコトナルベシ。サレバ古ク開ケシコトシラル。

——新篇武藏風土記稿

龜戸香取社勸請

## 應安四年辛亥（南朝建德二年、紀元二〇三一年。）龜戸香取神社鎭座。（○江戸志。江戸紀聞。新篇武藏風土記稿。葛西志。）

香取社。龜戸。神主、香取越後守。

祭神ハ一宮記曰、軻過突知曾孫齊主命也。神社啓蒙曰、神代曰、天神遣經津主神武甕槌神、使平定蘆原中國。是時齊主神號齊之大人。此神今在東國楫取之地也云々。當社も則此神ゑ祭る所にして、鎭座の年代ゑしらぬ。

——江戸志

香取神社。千二百六坪。神主、香取氏。龜戸。應安四辛亥年（○紀元二三一年。）起立。

祭神軻遇突知曾孫齋主命なりと。鎭座年歷詳ならぎ。

——江戸紀聞

香取社。當村（○龜戸。）ノ鎭守ナリ。祭神ハ經律主神ナリ。右ニ健御雷神、左ニ大杉大明神ヲ合セ祀レリ。緣起ニ云、當社ハ天智天皇四年乙丑、（○紀元一三二五年。）大職冠鎌足東國下向ノ時勸進シテ、太刀一腰ヲ納メ、朱雀院御宇、俵藤太秀鄕將門追討ノ時參籠シテ弓矢ヲ納メシ事アリ、其後天永三年（○紀元一七七二年。）當社ヲ再興シ、又應安四年（○紀元二三一年。）修造云云トミエタリ。此事他ノ所見ナケレバ、信ズベキモノニハアラザレド、寺社帳ニ應安四年鎭座ノ由載タレバ、古

社ナルコトハ論ナカルベシ。〇中略。神主、香取中務。吉田家ノ配下ナリ。舊家ナレド、家系等モ傳ヘズ。

——新編武藏風土記稿

香取神社。除地千二百六坪。天神社より東の方へ二町餘隔ゐてゐり。緣起の略ゐ云、天智天皇四年乙丑、大職冠内大臣鎌足公東國下向の刻、此神の神德を尊み、天下泰平國土豐饒萬民安堵のため、此所ゐ勸請し奉るものなり。時ゐ御太刀一腰を納めおかせらる。今の世までも國土安全の御劒と崇て、當社の寶物とせり。その後、朱雀院の御宇、俵藤太秀鄕、平親王將門追討の時、此御社ゐ參籠して祈念ありしに、滿ずる夜不思議の靈夢を蒙ゐ、心願成就疑ひなしとて、頓て弓矢を奉納して出立さるが、果して軍功有しとなん。その比ハ此邊入海ゐして、當社地ハ孤島なゐ。その形龜の水面に浮みたるごとくなきむ、上古ハ龜津島と唱へしと。又龜嶋とのみもよべり。此時軍船を繫ぎたる木とて、近き年まで社地ゐ殘ゐたりしが、今ハ朽て失へゐと云云。卷末に、鳥羽院天永三年、〇紀元一七七二年。内陣再興、後光嚴院應安四年〇紀元二〇三一年。再興とゐるせゐ。甚うけがたき說なり。按に當社の事ハ古書にのせる茂いまだ見ぜ。たゞ寺社帳に、應安四年の鎭座と有。これ緣起の末ゐ記せる再興の年とゐへゐ。然きバその實ハ此年の鎭座なるを、いとも古社なるよしいひなさんが爲ゐ、くさ〳〵附會して書しものならぜや。よし應安四年の鎭座とせるも、今を去る事四百餘歲の古へなれば古社なる事ハ論なし。〇下略。

——葛西志

海禪寺草創

北足立郡戸田上戸田村字前谷。ノ禪刹海禪寺ハ宋僧子曇〇西澗。ヲ、同村ノ新義眞（禪）、附多福院（新眞）言宗多福院ハ空顯ヲ開山トシ、トモニ桃井直和ノ荒川河畔ニ創建セルトコロトナス。而モ直和ハ嘉慶二年戊辰〇南朝元中五年。紀元二〇四八年。ニ卒シ、空顯ノ示寂ヲ距ルコト近キモ、子曇ノ寂年ニハ後ル、事實ニ八十餘年ニシテ、時代相及バズ。且桃井氏ノ戸田ニ居住セル證徵ナシ。恐ラク其間ニ訛誤アラムカ。但暫ク兩寺トモニ應安以前ノ古寺ト視ル可キガ若シ。〇新篇武藏風土記稿。武藏通志。大日本地名辭書

海禪寺。臨濟宗。芝村長德寺末。瑞光山ト號ス。當寺ハ多福院ト同ク、荒川ノ岸ニアリシヲ、後ニ今ノ地ニ移セリ。其頃ハ鎌倉建長寺末ナリシト云。元祿年中檢地ノ記ニ、當寺長德寺末ノヨシ見エタレハ、本寺ヲ替シハ元祿ノコトナリ。又開基モ前寺ト同ク桃井中務少輔直和ナリ。開山ハ建長寺十一世大通禪師ニテ、德治元年〇紀元一九六六年。十月二十八日寂ス。禪林僧傳ヲ閱ルニ、禪師、諱子曇、西澗ト號ス。台州仙居ノ人ニテ、俗姓ハ黃氏ナリ。正安元年〇紀元一九五九年。北條貞時ノ請ニヨリテ本朝ニ來リ、圓覺寺ニ住シ、嘉元元年〇紀元一九六三年。建長寺ニ轉シ、同四年〇卽德治元年。紀元一九六六年。十月正觀音寺ニ退居、同二十八日寂シテ傳燈菴ニ葬リシトアリ。四年ハ德治ト改元ナレハ、寂年ハ實ヲ得タリ。サレド當寺ヲ開キシ事ハ見エス。按ニ開基桃井氏ノ卒年嘉慶二年〇紀元二〇四八年。ヨリ德治元年ヘ上ルコト八十七年ニ及ヒタレハ、當寺ヲ開

キシハ餘人ニシテ禪師ハ勸請開山ニヤ。又此僧ヲ實ノ開山トナサハ、桃井ハ中興ノ開基ナルヘシ。本尊藥師ヲ安ス。

寺寶。轡、一口。桃井氏ノモノト云。

赤城社。境内ノ鎭守ナリ。

觀音堂。如意輪觀音ヲ安ス。行基ノ作ナリ。又其胎内ニ桃井播摩守ノ守佛ト稱スル小像ヲ安スト云。

五輪塔。一。境内ニアリ。桃井中務少輔カシルシナリト云。サレト文字磨滅シタレハ、實ニ其人ノ墓ナルヤ、詳ナラズ。

多福院。新義眞言宗。新曾村觀音寺末。元ハ京都小野地藏院末ナリシカ、正保ノ頃今ノ末寺トナレリ。其頃ハ村ノ南ノ方荒川ノ岸ニアリシカ、洪水ヲ患テ、後ニ今ノ地ヘ移セリト云。龜寶山能滿寺ト號ス。當寺ハ桃井中務少輔直和カ開基ナリ。此人ハ播摩守直常ノ子ニシテ、嘉慶二年〇〇（紀元二四八年。）三月十五日卒ス。法諡ヲ大僊院省軌兵範居士ト號ス。今子孫ノコト下ノ舊家ノ條合セ見ルヘシ。開山ノ僧ヲ定顯ト號ス。應永五年〇〇（紀元二五八年。）三月七日寂セリ。本尊虛空藏ヲ安セリ。

稻荷社。當社ハ元荒川ノ岸ニアリシヲ、近キ頃境内ニ移セリト云。

鐘樓。安永三年鑄造ノ鐘ヲカク。

舊家。惣五郎。氏ヲ金子ト唱フ。本姓ハ桃井氏ニテ播摩守ノ子孫ナリト云。或ハ桃井カ家人ノ子孫ナリトモ云。家系及ヒ記錄等モ傳ヘス。證トスヘキコトハナシ。且桃井ニユカリアルモノ折ニフレ尋ヲ來ルコトアリトイヘリ。今世ニ傳フル桃井家譜ニヨレハ、其祖先ハ足利義兼ノ四男遠江守義胤ナリ。此人始テ氏ヲ桃井ト號ス。播摩守直常ハ則義胤カ子孫六郎貞賴（或ハ直賴ニ作ル）カ子ニノ、宮方ニ屬シ、貞治五年〇（南朝正平二十一年紀元二〇二六年。）越中國ニテ討死セシト云。此人南朝北朝戰爭ノ頃、武名ヲ顯セシ事ハ、太平記南方記傳等ニモ見エタリ。サレト當國ニ來リシコトハ所見ナシ。直常カ子ヲ中務少輔直和ト云。コレヨリ後ノコト系譜ニ載サレハ、今ヨリ考フヘカラス。思フニ父直常打死ノ後當國ニ潛居セシニヤ。村内多福院及ヒ海禪寺ノ過去帳ニ、桃井播磨守、慶雲院久岳桂公。天正十二年〇（紀元二四四年。）四月二日、同播磨守、瑞鳳院月峯光公。天正十七年〇（紀元二四九年。）九月十日、播磨守同室、明鏡院嘉溪壽永大姉、文祿元年〇（紀元二五二年。）十月九日、桃井大學、正智院源賢大禪定門ナト載タレハ、子孫當所ニ住セシコトハ明ナリ。サレド惣五郎ヲ此子孫ナリト云ハウケカタシ。海禪寺ノ過去帳ニ青泊昌見、寬永十年〇（紀元二九三年。）十一月十七日、桃井氏是ヨリ金子氏ニ成ル。金子豐後ト見ユ。コレニ據テ桃井ノ子孫ト云ニヤ。惣五郎ニ限ス、此邊金子氏ノモノ數多アレバ、金子ハ自カラ別ナルベシ。因ニ云、農民太郎兵衞彌右衞門ノ二人モ、先祖ハ桃井氏ノ家人ナリト云ヘド、コレモ詳ナルコトハ傳ヘズ。

瑞光山海禪寺。

德川氏入國以前

——新編武藏風土記稿

戸田村（上戸田村字前谷。）ニアリ。域内三百六拾坪。臨濟宗。寺僧云、桃井直和之ヲ創建シ、鎌倉建長寺十一世僧子曇（號西澗。）ヲ以テ開山トナス。子曇、姓ハ黄氏。元、台州仙居縣ノ人ナリ。正安元年己亥（元、大德三年紀元一九五九年。）北條貞時ノ招キヲ以テ來朝シ、鎌倉圓覺寺建長寺ニ住シ、德治元年丙午（紀元一九六六年。）十月正觀寺ニ退居シ、同廿八日寂ス。傳燈庵ニ葬ル。（禪林僧傳。）直和ハ直常（播磨守。）ノ子。元中五年戊辰（北朝、嘉慶二年。紀元二〇四八年。）三月十五日卒ス。法名大儻院省軌兵範ト云。（蓋子曇ヲ以テ勸請開山トス。）舊荒川ノ邊ニアリ。後今ノ地ニ遷ス。境内又觀音堂アリ。如意輪觀音ヲ安ス。行基ノ作ト云。胎中小像ハ直常ノ守護佛ナリ。村内字曲久手ニ多福院アリ。龜寶山能滿寺ト號ス。亦直和創建シテ僧室顯ヲ以テ開山トナスト云。（室顯應永五年戊寅三月七日寂ス。）

——武藏通志

今按ニ、戸田ニ桃井氏ノ居れりと云ふは、古書に徵見する所なし。疑ふべし。下戸田に土中發掘の板碑七基ありて、康曆、永享、永正、天文、應長等の銘あり。天文三には妙雙禪尼、永正二には逆修道圓禪門とあり。

——大日本地名辭書

## 道場寺（禪）　世尊寺

應安五年壬子（南朝文中元年。紀元二〇三二年。）四月、豐島輝時、石神井ニ香華院道場寺ヲ起シ、僧大岳ヲ開山トナス。同年金杉ニ建立セルヲ世尊寺トナシ、ゾノ開山ハ僧賢榮ナリ（新篇武藏風土記稿、武藏通志。）

道場寺。禪宗曹洞派。荏原郡世田ヶ谷村勝光寺末。豐嶋山無量院ト稱ス。本尊阿彌陀。又行基ノ作ノ藥師ヲ安ス。元ハ別堂ニアリシモノナリ。當寺ハ石神井城主豐嶋左近太夫景村ノ養子豐嶋兵部大輔輝時、應安五年（南朝文中元年、紀元二〇三二年。）四月十日、此地ニオイテ菩提寺ヲ起立シ、豐嶋山道場寺ト號シ、僧大岳ヲ延テ開山トシ、練馬鄉ノ内六十二貫五百文ノ地ヲ寄附ス。其頃ハ濟家ナリト云。輝時ハ北條高時ノ子相模次郎時行ノ長子ナリ。其家滅亡ノ後、景村養ヒテ豐嶋ノ家ヲ繼シメントナリ。事ハ過去帳ニ詳ナリ。輝時永和元年（南朝天授元年。紀元二〇三五年。）七月七日卒ス。勇明院正道一心ト諡ス。中興開山觀堂、慶長六年（紀元二六一年。）五月二十六日寂ス。此時今ノ派ニ改ム。時ノ開基德翁宗隣ハ小田原北條氏ニ仕ヘシ石塚某ノ子ニテ幼ヨリ佛心深ク、遂ニ剃髮シテ僧トナリ、觀堂ト力ヲ戮セ堂宇ヲ再建セリ、慶長十年八月朔日寂ス、

豐島山無量院道場寺、

石神井村（下石神井字小中原。）ニアリ。域内貳千五百五十八坪。曹洞宗。文中元年壬子（北朝應安五年。紀元二〇三二年。）四月十日豐嶋輝時（兵部大輔。）之ヲ創建シ、僧大岳ヲ以テ開山トナス、（略。）中興シ、今ノ宗ニ改ム。初臨濟宗タリ。慶長三年戊戌（紀元二〇五八年。）僧宗隣（德翁。）之ヲ中興ス、觀堂ハ慶長六年五月廿六日寂ス、宗隣ハ北條氏ノ臣石塚某ノ子ニシテ、僧トナリ、同十年乙巳八月朔日寂スト。

按ニ、新編風土記稿云、僧觀堂ノ時、宗隣力ヲ戮セ、堂宇ヲ再興ス、觀堂ハ慶長六年五月廿六日寂ス、宗隣ハ北條氏ノ臣石塚某ノ子ニシテ、僧トナリ、同十年乙巳八月朔日寂スト。今寺傳ニ從フ、

——武藏通志

世尊寺、鐵砂山觀音院ト號ス。寺領七石五斗。慶安二年八月御朱印ヲ附セラル。當寺ハ應安五年（南朝文中元年、紀元二〇三二年。）豐嶋左近將監輝時建立ス。開山賢榮。永和四年十一月晦日寂セリ。

本尊大日。

聖天社。豐嶋輝時ガ守本尊ト云。相殿藥師モ同。石尊十羅刹稻荷合社。

大師堂。弘法大師自作ノ像ヲ安ス。長一尺七寸。又堂中ニ不動愛染ヲ安セリ。

地藏堂。

——新篇武藏風土記稿

延命寺草創

文中元年壬子（北朝應安五年。紀元二〇三二年。）眞言僧祐義延命寺ヲ北葛飾郡吉川村ニ創建ス。或ハ永和三年（北朝天授三年。紀元二〇三七年。）ノ開基トナスノチ文安三年丙寅（紀元二一〇六年。）僧祐範再興ス。（新篇武藏風土記稿。武藏通志。）

延命寺。新義眞言宗。京都智積院末。寶光山地藏院ト號ス。村（吉川村。）内及平沼村關村ニテ寺領十石ヲ領ス。其御朱印ハ慶安元年九月十七日賜ハレリ。門末二十ケ寺ヲ支配ス。鐘銘ニ據テ按スルニ、永和三年丁巳（北朝天授三年。紀元二〇三七年。）僧清仙東海ニ飛錫シ此所ニ來シヲ、里人留テタメニ荒野ヲ開キ草庵ヲ作テ居ラシムト云。過去帳ニ載、應安五年（北朝應安五年。紀元二〇三二年。）祐義開基延命寺文安三年（紀元二一〇六年。）開山中興祐範云々。永和三年ハ應安五年ヲ下ルコト六年ナレバ、清仙カノ祐義ヲ推テ開基トセシニヤ。天正年間ニ至テ、西ト云モノ堂宇ヲ再建ス。坐像長一尺五寸、弘法大師ノ作ナリ。緣起ニヨルニ、仁明天皇ノ后五條ノ皇后文德天皇ヲ懷孕シ給ヒシ時、皇子降誕平安ノ祈願トシテ、弘法大師ニ勅シ畫像ノ二體ヲ作ラシメ給ヒテ、高野山ニ安置セシメラル、處ナリシヲ、清仙靈夢ノ告ニヨリテ不測ニ感得スト云。



寺寶。延命地藏畫像一軸。緣起ニ載スル弘法大師筆ニテ、高野山寶物ノ幅ナリ。波切不動畫像一軸。コレモ同筆ナリ。

淺間社。

位牌堂。彌陀ヲ安セリ。

鐘樓。貞享元年甲子（紀元二三四四年。）九月、旗下ノ士戸張源五右衞門全盛寄附ス。其後壞損シテ安永五年（紀元二四三六年。）丙申十一月再鑄ノ由ヲ雕レリ。全盛ハ旗下ノ士ニテ、其先祖隣村平沼村農家清兵衞ガ家ヨリ召出サレシト云事ハ、平沼村條下ニ委シ。

——新編武藏風土記稿

寶光山地藏院延命寺。

吉川村（吉川村字屋敷付。）ニアリ。域内千貳百九拾八坪。眞言宗。文中元年壬子（北朝應安五年。紀元二〇三二年。）僧祐義之ヲ中興シ、天正中ニ至リ戸張胤定堂宇ヲ再建ス。慶安元年戊子九月德川氏寺領拾石ヲ付ス。堂内延命地藏ヲ安ス。座像長壹尺五寸。（僧空海作ト云。）戸張氏ハ相馬師常ノ裔ニシテ、下總戸張村（東葛飾郡。）ヲ領シ、戸張氏ヲ稱ス。應永中平沼村ニ移リ、元龜ノ頃某（左近將監。）某（筑後守。）等アリ。天正ノ初胤光（將監、後山城守。）古河足利氏ニ屬シ、關宿城主築田持助（河内守。）ノ配下タリ。天正ノ末胤光ノ子政胤（筑後守。）アリ。同十九年辛卯（紀元二一〇五一年。）二月廿六日卒ス。法名常慶ト云。胤定ハ政胤ノ子ニシテ、薙髮シテ西ト號シ、元和七年辛酉（紀元二一〇八一年。）三月十七日歿ス。世々里正トナリ、家

今存シ簗田氏等文書數通ヲ藏ス。本寺胤光以下ノ墓アリ。

——武藏通志

清河寺創建

應安永和ノ際、禪僧是英〇傑公。足利基氏ノ爲ニ清河寺ヲ內野〇南足立郡指扇村字清河寺。ニ創建ス。〇新篇武藏風土記稿。武藏通志。大日本地名辭書。

清河寺村。〇中略。右ハ內野鄕ノ內ナレト、今ハ一村トナレリト云。現ニ永祿九年十一月太田源五郎氏資、天正十五年太田十郎氏房ヨリ村內清河寺ヘ與ヘシ寄附狀ニ、內野清河寺ト載タリ。思フニ寺邊ノ小名ヲ清河寺ト唱ヘシユヘ、後年分チテ一村トナリシ時、ソノマヽ村名トナセシナルベシ。

清河寺。臨濟宗。相模國鎌倉圓覺寺ノ末。大龍山ト號ス。古ハ此所ヨリ坤ノ方ニアリ。ソノコロハ七堂伽藍等建連テ、此邊ノ寺々スヘテ末寺ナリシト云。今ノ地ヘ移セシ年歷ハ詳ナラズ。開山ハ圓覺寺第三十八世佛慧禪師傑公是英ニテ、永和四年〇南朝天授四年、紀元二〇三八年。三月十二日示寂ス。開基ハ左兵衞督基氏ナリ。貞治六年丁丑〇南朝正平二十二年、紀元二〇二七年。但シ丁丑ニアラズ丁未ナリ。四月廿六日逝シ、清河寺殿玉帛明公大居士ト諡セシ故、當寺モ清河寺ト稱ストイヘド、古河公方家ノ譜ニヨルニ、基氏ノ法號瑞泉寺殿トアリ。清河ハ當寺ノミニテ追諡セシ號ニヤ。又基氏ヨリ寺領等寄進セシ事緣起ニノスレト、寄附ノ文書ハナシ。應永廿九年〇紀元二〇八二年。基氏ノ曾孫左兵衞督持氏ヨリノ寄附狀等ハ今モ所持セリ。其文下ニノス。マタ下ニ出セル天文廿三年〇紀元二一四四年。ノ文書ニ蘆根齋トアルハ其頃ノ住僧ナリトイフ。其ノチ享祿年中兵亂ニテ堂宇燒失シ什物等モ悉ク烏有トナリ、久シク廢寺ノ如クナリシヲ、御打入ノ後、天正十九年寺領五石ノ御朱印ヲ賜ハリ、頗ル建立アリシヲ、元和年中再ヒ回祿ノ災ニ罹リ、其後イツノ頃カ、仙岩ト云僧中興セリト云。

寄進　武藏國清河寺

同國足立郡上內野鄕內田壹町貳段、在家壹宇敷地等、長井駿河三郎實基伯父紹旭藏主寄進之地等、事。

同鄕內田壹町貳段佐地川在家壹宇。駿河三郎實基寄進。事。

右爲當寺領所令寄附也。者早守先例可致沙汰之狀如件。

應永廿九年十一月廿一日　　從三位源朝臣（花押）

就清河寺之儀、樣體承候。心得申候第一、寺僧方外之仁誰人ヲ候共、許容不可叶候。竝門前之者他所へ罷移事、是又堅停止尤候。此等條條違背之輩候者、速ヲ可蒙仰候。可及其斷候。恐々敬白。

天文廿三甲寅四月八日　　美濃守資正（花押）

蘆根齋

昌書記事、心得申候。此上郡內出入之所存候者、能々御聞屆指人可承候。可及其斷候。恐恐敬白。

天文廿三甲寅四月八日　　美濃守資正（花押）

蘆根齋

德川氏入國以前

依有代々證文諸公事指置申候。爲其一筆令進覽候。恐恐敬白。

永祿七年甲子十二月十九日　源五郎氏資（花押）

内野清河寺門前諸公事、竝棟別諸勸進、令停止畢。仍如件。

永祿九年丙寅十一月廿三日　氏資（花押）

道也（○氏資。）任證文諸公事免許、竝門前棟別諸公事諸勸進令停止者也。仍如件。

天正十五年丁亥十月十五日　氏房（花押）

内野清河寺

鐘樓。鐘ハ近キ頃ノ鑄造ナリ。

觀音堂。千手觀音ヲ安ス。聖德太子ノ作ナリ。基氏當寺ヲ建立セシモ、此觀音ノ示現ニヨルトイフ。

天神社。地藏堂。（清河寺ノ持。）

大龍山清河寺。

指扇村（清河寺村字中原。）ニアリ。域内千四拾五坪。臨濟宗。足利基氏之ヲ創建シ、本山鎌倉圓覺寺卅八世僧是英（傑公。佛慧禪師。）ヲ以テ開山トナス。（是英、永和四年戊午三月十二日寂ス。寺傳云、基氏清河寺ニ玉巖明公ト謁スト。足利家譜ヲ按スルニ、基氏謁瑞泉寺タリ。蓋本寺其開基タルヲ以テ別ニ清河寺ト稱セルトナリ。）應永廿九年壬寅（○紀元二〇八二年。）十一月、足利持氏寺領ヲ付ス。（寺藏文書。）享祿中兵火ニ燬シ、堂宇皆亡ヒ、殆ト衰廢ス。天正十九年辛卯（○紀元二〇五一年。）十一月德川氏寺領五石ヲ付シ、後堂宇ヲ建立シ稍舊觀ニ復ス。元和中又火災ニ罹リ、後僧仙岩之ヲ中興ス。古ハ今ノ地ノ西南ニアリ。當時七堂伽藍ヲ建、近傍諸寺皆其末寺タリ。（後此ニ移ス年歷詳ナラズ、蓋天正以後ニアル可シ。）寺藏、持氏以下岩槻太田資正氏資氏房文書十六通及永祿元年戊午（○紀元二一八年。）十一月七世僧禪興記スル所緣起アリ。

清河寺。内野本鄕に在り。大宮驛の西北一里半。古刹なるが、今は廢跡僅ま存す。

―大日本地名辭書



―新篇武藏風土記稿

平林寺草創（禪）

永和元年乙卯。（○南朝天授元年。紀元二〇三五年。）桂庵岩槻附近ノ金重村（○南埼玉郡河合村字平林寺。）ニ禪刹平林寺ヲ草創シ、建長寺ノ僧善玖（○石室。）ヲ請シテ開山ト爲ス。後關左ノ兵禍ニ逢ヒテ荒廢セシニヤ、嘉慶元年丁卯。（○南朝元中四年。紀元二〇四七年。）鑄ルトコロノ梵鐘ハ、イツシカ下總國大寶八幡宮（○下總國結城郡大寶村。）ニ移存セリ。後天正年間僧泰翁（○一ニ泰應ニ作ル。安首座。）住職ニシテ軍事ヲ兼掌ス。德川時代ニ及ビ、寬文三年（○紀元二三二三年。）領主松平氏ガ野火止（○新座郡大和田町野火止字下山。）ニ移セルモノ是ナリ。（○江戸名所圖會。新篇武藏風土記稿。大日本地名辭書。武藏通志。）

金鳳山平林禪寺。養心院と號す。野火留街道より八町程東まあり。花洛妙心寺派の禪林なり。（古ハ大德寺派なりシ云。）開山ハ石室善玖大和尚と號す。（石碑ま唐國保寧古林茂和尚の法嗣、康應元年己巳九月二十五日示寂云。）中興ま雪堂大和尚。（元和九年九月二日寂。）其先同國足立郡岩附ま（石院和尚住山の時。）ありしを、寬文三年此地ま移せ

云。（舊地は岩附にあり。今金重村及び平林寺邑抔唱ふる地こゝなり。）寮舍四宇あり。

佛殿。本尊釋迦如來。（此佛殿ハ岩附より遷し建るせいふ。）

山門。（佛殿の前にあり、樓上に十六阿羅漢の本像を置さり。此山門ハ岩槻にありしを其まゝに移し建るゝ云。）

——江戸名所圖會

平林寺、（○中略）當寺ハモト埼玉郡平林寺村ニ在テ、コトニ古刹ナリシガ、寛文ノ頃此地（○野火留宿。）ヘ移レリ。寺傳云、永和元年（○南朝天授元年。紀元二〇三五年。）春桂菴主此寺ヲ岩槻ニ草造シ、石室和尚ヲコフテ開山トスト。按ニ高僧傳云、釋善玖、字石室、不詳姓氏。筑前人。文保戊午、（○二年、紀元一九七八年。）與古先、元無、涯浩等同船入元。一時禪匠無不敲其門。久參古林茂和尚于金陵鳳臺。遂稟許印。嘉曆之初、偕諸友東歸（中略）。鎌倉元帥左典厩源基氏聞其道華、招以圓覺、玖持錫移住。義堂絶海相得友從。應安元年（○紀元二〇二八年。）六月遷建長、住持六年。構金龍菴於福山側、解印而居、（中略）。永和元年（○紀元二〇三五年。）檀越建平林寺於武州巖築、延玖爲開山始祖。康應元年（○紀元二〇三九年。）九月二十五日、化于所住。春秋九十六、云云、當寺始ハ堂舍モ壯嚴ナリシガ、後次第ニ衰ヘユキ、コトニ關東ノ地年ヲ經テヲダヤカナラズ、シバシバ戰爭ノ場トナリシカバ、僧侶モコレガ爲ニ所ヲ失ヒ、住持スベキモノアラザレバ、或ハ斷、或ハ續テ、堂社子院モタヾ破滅ノ患ヲマヌカレシノミナリ。天正ノ頃ニ至リ、泰翁禪師トイヘル人住職タリ。此禪師ハ北條ノ舊臣恒岡越後守ガ舍弟ナリ。兄ノ越後守ハ永祿九年（○紀元二二二六年。）ノ秋上總國三船ノ臺ノ合戰ニ太田源五郎氏資ト共ニ討死セリ。サレバ身ハ佛門ニ入ナガラ戰國ノナラヒニテ武事ニ預リ兵卒ヲ率ヒタリ。ソノ頃安首座ト書シタル北條家ノ文書アリ。今モ當寺ニ所藏セルハ此禪



師ヘ贈リシナリ。此ニ住セシ年月ハ詳カナラザレド、遷化アリシハ天正十九年（○紀元二二五一年。）ナリ、（○寺藏文書十六通中、安藏主宛ノモノハ天文丁未（十六年）ヨリ永祿十一年（戊辰）ニ至リテ、前後二十二年ニ亘ル。其初出ヨリ天正十九年遷化マデハ實ニ四十五年ナリトス。）後ツクベキモノナカリシカバ、東照宮ノ命ニヨリ、駿河國臨濟寺ノ住僧鐵山和尚ヲマネキ下シ住職ヲツガシメ給ヒ、御朱印ヲモ賜フベキヨシナリシガ、鐵山固ク辭シ奉レリ、（○中略。）

寺寶、古文書十六通、（○ウチ六通ヲ採錄シ、ソノ他省略。）

安樂寺大安寺任置候上、少も從此方於何事も不可有別儀候、可御心易候、萬一横合之儀候者可承候程者御下向之間喜藏主に指□被仰合候哉、尤其段心得申爲其申進候、恐々敬白、

六月廿六日　　左京亮全鑑（花押）

安藏主に

平林寺門前、其外安樂寺大安寺、竝門前之事、諸公事不可有之候、恐々敬白、

天文丁未七月十日　　左京亮全鑑（花押）

安藏主に

就其方御上洛、平林寺末寺小見之内、於安樂寺幷大安寺、横合狼籍不可有之候、恐々敬白

永祿十年丁卯七月十九日　　太田氏源五郎氏資（花押）

安首座侍司

今度上總行之砌、於殿太田源五郎越度刻、令届其方兄恒岡越後守討死、誠忠節之至不淺

德川氏入國以前

候、於氏政感悅候、然ゝ彼實子無之候間、其方雖沙門之儀候。名字可斷絶條、任下知、越後守一跡可有相續候、涯分可引立者也、仍如件、

永祿十年丁卯九月十日　北條氏政（花押）

安首座

原宿

右當鄕代官職之事、如源五郎時無相違被仰付畢、聊無不沙汰速可走廻、若背掟妄之儀有之由、任法代官を可被相改者也、仍後日狀如件、

北條氏虎印アリ
永祿十年丁卯九月晦日

安首座

禁制　平林寺

右於當鄕竹木一本も不可剪取、並田畠假初にも不可付手、惣而狼籍聊も致之者有之者、速搦捕可遂披露候、就令用捨者、領主百姓却而可爲罪科者也、仍如件、

北條氏虎印アリ
永祿十年丁卯十月二日

下總國大寶寺村大寶寺守護ノ八幡ニ掛シ鐘銘ニ、大日本國武藏國崎西縣澁江鄕金重村金鳳山□□□寺云々、嘉慶元年丁卯歲、開山石室叟善玖謹書、大檀那藤原中務丞政行、慶雲禪寺比丘至光、小谷野三郎左衞門尉季公、奉行青木左近將監朝貫、染屋山城守修理助義次、逆井尾張守、沙彌常宗トアリ。是正シク當寺ノ古鐘ニシテ、戰爭ノ比、彼社ヘ移セシナルベシ。是ニテモ當時創立ノ始ハ、殊ニ堂舍以下壯嚴ナリシナドイヘル寺傳ノ虛ナラザル事證スベシ、○江戸名所圖會、古しへ關東兵亂屢なりし頃、陣鐘をどに奪ひとられてかしこゝあるゝや、河崎勝福寺の鐘上總坂戸市場にあるが如し、武藏野話ニイフ、此村（野火止）に濟家宗にて金鳳山平林禪寺とて、岩槻平林寺村より元祿の比此地へ移し侍りし寺あり、誠に武藏野中の大伽藍なり、（中略）開山石室禪師の比に鑄たる鐘は、往時關東數度の戰場となりし時、紛失せし事なるにや、譲り與し事なるや、下總國大寶村に發光山大寶寺の守護の八幡宮の鐘あり、其鐘の銘に、大日本武藏國崎西縣澁江鄕金重村金鳳山（三字磨滅）寺とあり、（中略）是平林寺の鐘なる事うたがひなけれども、數百年を經し事をれば、何ゆへに大寶寺にある事を知らむ。平林寺の在し所を平林寺村といふ。鐘にしるしあるは澁江鄕金重村とあれども、今は岩槻領金重村にして、平林寺村の隣村なり。元は一村にてありしを、今別に平林寺村と稱するは堂塔の在し地ゆへかく稱すると思はる。

平林寺村ハ○中略。古ハ金重村ノ内ニ屬シ、中古マデ平林寺ト云禪刹アリシ故村名ハ起レリ、○中略。平林寺蹟、村ノ西ニアリ。寺地ノ廣サ四町許アリテ陸田トナレリ。御入國ノ後寺領五十石ヲ村内ニテ賜ハリシガ、松平甲斐守輝綱コヒ奉リ、寛文三年○紀元二三二三年。己ガ領分新座郡野火留ヘ引移シ、同郡西堀村ニテ寺領ヲ附シ、今ハカノ地ニアリ。

——新編武藏風土記稿

平林寺。若槻の西北一里なる村名にして、今金重、箕輪、馬込等を合同して河合村と改稱す。

空華集、與平林石室書曰、伏承、邦國不幸、前賢檀備州太守太田公、奄捐館舍烏乎吾佛氏之道、附屬有力檀那、凡爲佛子者、孰不爲之痛惜哉。

今の新座郡野火止平林寺は、寛文年中にここより移したる者とす。されば其寺傳にも、永和元年○南朝天授元年、紀元二〇三五年。春桂庵主此寺を岩槻に草造し、石室和尚を請ひて開山とすと、○中略。天正の頃に至り、泰應住職たり。此禪師は北條の舊臣、恒岡越後守が舍弟なり。兄の越後

守は永祿九年（紀元二二六年。）の秋上總國三船の臺の合戰に、太田源五郎氏資と共に討死せり。されば身は佛門に入りなから、戰國の習にて武事に預り兵卒を率るたり。安首座と書したる北條家の文書あり、今も當寺に所藏せるは、此禪師へ贈りしなり。

——大日本地名辭書

金鳳山平林寺、

大和田町野火止字下山。ニアリ、○中臨濟宗。天授元年乙卯（北朝永和元年紀元二〇三五年。）桂庵ナル者埼玉郡岩槻ニ創建シ、今平林寺村ト云フ。僧善玖室石。ヲ以テ開山トナス。（高僧傳云、善玖、統前人。文保二年戊午、僧古先寺ト共ニ元ニ入リ嘉曆ノ初東歸ス。後足利基氏招テ鎌倉圓覺寺ニ住セシメ、正平二十三年戊申六月建長寺ニ移リ、天授元年乙卯本寺ニ住シ、同五年己未九月二十五日此ニ寂ス。年九十六。）當時堂宇頗ル宏壯ナリ。關東漸ク爭亂ノ區トナリ、僧侶離散シ住職モ、斷續シ、子院等悉ク敗壞ス。永祿ノ頃ニ至リ、僧泰翁（安首座。）來住ス。泰翁ハ北條氏ノ臣恒岡某（越後守。）ノ弟ニシテ、某ハ同十年丁卯（紀元二二七年。）九月太田氏資（源五郎。）ト共ニ上總三船ニ戰死ス。北條氏政泰翁ニ命ジテ其遺領ヲ承ケシメ、武事ニ關シテ兵卒ヲ率ヰシム。（寺藏文書。）泰翁天正十九年辛卯（紀元二五一年。）寂ス。德川家康臨濟寺（駿河安部郡。）僧鐵山ヲ招キ、此ニ住セシメ、寺領ヲ與ヘント欲ス。鐵山固辭シテ受ケズ。○中（譽。）松平信綱（伊豆守。）忍城ヨリ川越ニ移ルニ及ビ、本寺ヲ移建スルヲ謀リ、未ダ果サズ。卒ス。寬文三年癸卯（紀元二三二三年。）第六世僧石院ノ時、信綱ノ子輝綱（甲斐守。）今ノ地ニ移シ、信綱及其族ヲ此ニ改葬ス。○下（譽。）

——武藏通志



# 東京市史稿宗教篇第一

畢

徳川氏入國以前

著作權所有

昭和七年七月二十日印刷
昭和七年七月二十五日發行

東京市役所

印刷者　井上源之丞
東京市下谷區二長町一番地

印刷所　凸版印刷株式會社
東京市下谷區二長町一番地

IHP-26